

平成30年8月30日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第1号

第3回定例会

平成30年8月30日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務産業常任委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第43号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第44号 表彰について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 15 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 18 報告第9号 平成29年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 19 報告第10号 平成29年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 20 質疑
- 〃 21 議第54号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議案説明
- 〃 23 委員会付託
- 〃 24 質疑・討論・採決
- 〃 25 認第1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 28 認第4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 29 認第5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 30 認第6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 31 認第7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第32 認第 8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 33 認第 9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 34 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 35 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 36 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
- 〃 37 議第47号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 38 議第48号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 39 議第49号 平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 〃 40 議第50号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 41 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 42 議第52号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 43 議第53号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 44 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願
- 〃 45 議案説明
- 〃 46 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。  
ここで開会に先立ちまして、西日本での平成30年7月豪雨被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられました皆様の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたい

と思います。

○田宮信明事務局長 それでは、御起立をお願いいたします。

黙禱始め。

[黙 禱]

黙禱終わります。

御着席ください。

○内藤 明議長 ただいまから平成30年第3回寒

河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、企画創成課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○内藤 明議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、2番古沢清志議員、9番阿部 清議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○内藤 明議長 日程第2、会期決定を議題いたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。石

山議会運営委員長。

〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成30年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月27日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されています議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から9月19日までの21日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの21日間と決定いたしました。

### 第3回定例会日程

平成30年8月30日(木)開会

月 日	時 間	会 議	場 所
8月30日(木)	午前9時30分	本 会 議 開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
8月31日(金)		休 会 ( 議 案 調 査 )	

9月 1日(土)	休 会			
9月 2日(日)	休 会			
9月 3日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 4日(火)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
9月 5日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
9月 7日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月 8日(土)	休 会			
9月 9日(日)	休 会			
9月10日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月11日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月12日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月13日(木)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月14日(金)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月15日(土)	休 会			
9月16日(日)	休 会			
9月17日(月)	休 会			
9月18日(火)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月19日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸般の報告

○内藤 明議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 総務産業常任委員会行政視察報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

## 行政報告

○内藤 明議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

平成30年第3回定例会の開会に当たり、市政の概況報告に先立ちまして、まず、このたびの福祉医療における高額療養費未請求問題について、御報告とおわびをさせていただきます。

重度心身障害児(者)医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療の福祉医療費給付事業において、平成25年度から平成28年度までの間、高額療養費請求事務処理を怠り、そのうち時効が成立した平成25年2月分から平成27年2月分までの25カ月分、約3,141万4,000円について、保険者への請求が不能と相なりました。

福祉医療費助成制度に係る高額療養費請求事務は、市が負担した福祉医療受給者の高額療養費を受給者の委任状を添えて保険者に請求するものであります。

この事務を怠ったこと、さらに組織としてのチェック体制が十分でなかったことにより、市に多額の損失が生じたものであります。

このたびの件により、市民の皆様に対しまして多大な御迷惑をおかけしたこと、また、市政への信頼を著しく損なうことになりましたこと

を、心から深くおわび申しあげる次第であります。

市といたしましては、速やかに損失額を確定するとともに、損失額につきましては、担当職員や関係職員による補填を含め、他の自治体の事例を参考にして全額を補填できるようにし、市民の皆様には御負担をおかけしないようにいたします。

また、過大交付となっている県からの補助金については、返還を行ってまいります。

再発を防止するために、当該課においての対応は既の実施しておりますが、今回の事態を特定の部署の問題だけと捉えず、市役所全体で反省すべき問題として全庁的な取り組みを進めてまいります。チェック体制の強化など再発防止のための対策がまとまりましたら、速やかに御報告をさせていただきます。

今後二度とこのようなことが起こらないよう、全職員に対して、これまで以上に細心の注意を払いながら業務を行うよう指導を徹底し、職員一丸となって職務に邁進し市民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

なお、このたびの件につきましては、市政を預かる者としてその責任を重く受けとめ、私自身は給料月額20%を6カ月減額、副市長は給料月額10%を2カ月減額するとともに、関係職員に対しても厳正な処分をいたしました。

皆様に多大な御迷惑をおかけし、市政の信頼を損なうことになりましたことを、重ねて深くおわび申しあげる次第でございます。

次に、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況等について御報告を申し上げます。

まず、6月以降の豪雨により発生した被害状況について申し上げます。

7月の西日本豪雨や最上・庄内地方での豪雨により被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りする次第であります。

本市におきましても、6月30日夕方の短時間集中豪雨では、田代地区において土砂崩れが5カ所で発生し、うち1カ所では市道が土砂に覆われ、一時通行どめとなりました。また、8月5日深夜から翌6日早朝にかけての豪雨では、白岩地区において土砂崩れや冠水により市道が一時通行どめとなり、そのほか市内数カ所で道路が冠水する被害が発生いたしました。

さらに農業関係では、白岩地区内の農道路肩崩落、幸生及び田代地区内の水田のり面崩落などが確認されたところであります。耕作地では、主に日田地区内の果樹園や野菜畑での冠水が確認されましたが、農作物への被害は少ないものと見込んでおります。

いずれも人的な被害や家屋損壊などの被害はありませんでしたが、被災箇所につきましては、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

局地的な豪雨だけでなく、連日の猛暑が続く気象状況などを見ますと、いつどこで災害が発生してもおかしくない気候となっております。本市におきましても、引き続き市民の生命、安全・安心な生活のために万全を尽くしてまいります。

次に、景気雇用情勢について申し上げます。

7月24日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、山形県の景気は緩やかに拡大しているとしており、6月発表と同様の内容となっております。

山形労働局発表の6月の県内有効求人倍率は、原数値で1.62倍、ハローワーク寒河江管内においても1.31倍、寒河江市内に限りますと1.59倍であり、引き続き1倍を超える高い水準となっております。中でも寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は1.59倍と全国平均の1.08倍、県平均の1.09倍を上回る状況となっております。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

次に、米の生育状況について申し上げます。

あした午後に国の最新の作柄状況が発表される予定になっておりますが、県が去る8月24日に公表した生育状況では、市内高屋の作況圃の「はえぬき」の出穂期は7月31日で平年より3日早く、穂数、一穂もみ数、総もみ数とも平年より多いことから、収量にも期待が持てる状況となっているようであります。今後の収穫に向け、農家の皆様の適切な栽培管理とあわせて、台風なども含め天候の推移を注視してまいります。

次に、子育て医療支援給付事業について申し上げます。

平成26年10月より、中学校3年生までの医療費の完全無料化を実施してまいりましたが、本年7月からは対象者を高校3年生まで拡大しております。対象となる方について、本年6月より申請受け付けを開始し、現在のところ、約1,100名の方に医療証が交付されております。7月受診分より自己負担額が無料となり、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減が図られております。

次に、視覚障がい者用歩行誘導マットの設置について申し上げます。

去る8月23日に、ハートフルセンター1階西側入り口から受付までの約32メートルにゴム製の視覚障がい者用の歩行誘導マットを設置いたしました。視覚に障がいのある方がマットを頼りに歩行することができるようになったことはもちろんでございますが、マットが凹凸のないゴム製のため、車椅子利用者や高齢者の走行・歩行にも安全が保たれております。加えて、マットの色を黄色、緑、ピンクの組み合わせにしたことにより、一般の方や子供にも興味や関心を持ってもらい、歩行誘導マットの役割を認識していただく効果もあると考えているところでございます。

次に、企業誘致について申し上げます。

中央工業団地への企業誘致につきましては、6月末に市内の運送業の会社と約2ヘクタールの分譲契約を締結しております。今後、業務拡大を見据えて物流センターを整備し、来年度から稼働する計画と伺っております。また、昨年度分譲契約をした煎餅・菓子製造会社の工場建設が完了し、このたび竣工をいたしました。今後も引き続き企業誘致活動に積極的に取り組み、本市の雇用の確保に努めてまいります。

次に、中心市街地活性化センター整備事業について申し上げます。

7月1日から、中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）4階に学習支援室を開設いたしました。専用のエアコンと26名分の机を設置し、中学生以上の方が集中して学習できる環境を整備したところ、夏休みに入ったこともあり、7月は延べ791人の方に御利用いただきました。今後も市民が利用しやすい施設を目指して、中心市街地活性化センターの整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、ホストタウン関連事業について申し上げます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係るホストタウンである大韓民国ローラースポーツ連盟選手団及び国内プロ選手をお迎えし、地元愛好家との交流大会「さがえスケートボードフェスティバル」を7月1日に寒河江スケートパークで開催をいたしました。引き続きスケートボード代表候補選手の受け入れや文化交流事業などを通して、大韓民国との交流を促進してまいります。

最後に、この夏、さまざまな都市部の大学生等を本市に受け入れをいたしました。

まず、本市と相互協力協定を締結しております国立大学法人東京外国語大学インバウンド推進・地域活性化のための山形スタディツアーの受け入れを7月17日から24日の日程で行いました。留学生を含む16名が就業体験や観光資源調

査などのプログラムを通して、本市の情報発信コンテンツを作成したほか、インバウンド推進のための提言をいただいたところであります。

また、8月3日から6日までの日程で早稲田大学の学生12名が、田代地区への農山村体験実習に訪れました。このプログラムはことしで20周年を迎え、8月5日には、これまでのOB・OGや指導教員、受け入れ農家の方々などこれまで関係した多くの方々が出席をして、葉山村塾20周年記念イベントが学びの里TASSHOで開催されました。今後もさらなる交流拡大により、地域活性化が期待されるところでございます。

さらに、8月8日から10日までの日程で、東北芸術工科大学の「SUMMER IDEA CAMP」が、これも学びの里TASSHOを舞台に開催をされました。これは全国から集まる高校生と一緒にコミュニティデザインを学ぶ夏合宿で、大学生と高校生合わせて80人が田代地区でフィールドワークをし、最終日には田代地区を元気にするアイデアを発表していただいたところでございます。

今後もさまざまな大学などと連携し、産業振興やまちづくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしく願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

○内藤 明議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。



ただいまの行政報告の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議案上程

- 内藤 明議長 日程第6、議第43号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議案説明

- 内藤 明議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第43号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。  
教育委員会委員のうち、寒河江市大字柴橋771番地、鈴木淳一委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく御提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委員会付託

- 内藤 明議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しま

した。

## 質疑・討論・採決

- 内藤 明議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第43号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第43号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号についてはこれに同意することに決しました。

## 議案上程

- 内藤 明議長 次に、日程第10、議第44号表彰についてを議題といたします。

## 議案説明

- 内藤 明議長 日程第11、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第44号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方々について表彰を行うため、寒河江市表彰

条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

このたび2名の方々でございます。

お一人目は高橋龍一氏でございます。高橋龍一氏は、平成14年に寒河江川土地改良区常任理事に就任し、平成18年から平成30年までの12年間、同理事長として農業水利施設の有する多面的機能の保全と利活用に積極的に取り組み、本市の農業生産性の維持向上、農業経営の安定化に多大な貢献をされました。さらに、国営寒河江川土地改良事業や県営事業などの推進に努め、基幹水利施設を完成に導き、農業生産基盤の整備に尽力をされました。この間、市振興審議会委員を初め、市農業委員会委員、市土地開発公社理事などを務められ、幅広く行政全般にわたり寄与され、市勢発展に尽くされた功績はまことに大なるものがございます。

お二人目は鈴木一作氏でございます。鈴木一作氏は、平成21年に本市の乳幼児の健全育成を願い、ブックスタート事業の図書購入資金として多額の寄附をされております。この寄附金を財源に同年、鈴木ブックスタート基金条例が制定され、寒河江市ブックスタート事業が開始されました。同事業により、3カ月健診を受診した全ての赤ちゃんに絵本のプレゼントが行われ、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり向き合い心触れ合うきっかけとなり、乳幼児への豊かな情操教育に貢献しております。さらに、平成30年にもブックスタート事業の図書購入資金として多額の寄附をされました。これらのことは、公益のために私財を寄附された奇跡的な行為として他の模範となるものであり、次代を担う子供たちの健全育成と読書の盛んなまちづくりに多大な貢献をされ、市勢発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

以上2名の方々でございますが、各人の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月9日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただきましたので、今回御提案申しあげるものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第44号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第44号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号についてはこれに同意することに決しました。

## 報 告

- 内藤 明議長 日程第14、報告第5号損害賠償の額の決定についての専決処分報告についてから、日程第19、報告第10号平成29年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの6案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 初めに、報告第5号から報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの4案件を一括して御説明を申し上げます。

報告第5号は、平成30年2月26日午後3時30分ごろ、寒河江市大字日田字内川向地内の市道下河原宝線において発生した車両破損事故であります。

報告第6号は、平成30年4月10日午前8時ごろ、寒河江市大字寒河江字鷹の巣地内の市道柴橋平塩線において発生した車両破損事故でございます。

報告第7号及び報告第8号は、平成30年1月3日午後1時50分ごろ、寒河江市大字寒河江字横道地内において市有除雪車の除雪作業中に発生した車両の汚損事故であります。

以上4案件について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、御報告申し上げる次第であります。

次に、報告第9号平成29年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及

び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は8.9%、将来負担比率は64.9%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第10号平成29年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

- 内藤 明議長 日程第20、これより質疑に入ります。

初めに、報告第5号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありますか。柏倉議員。

- 柏倉信一議員 1点お尋ねをしたいんですが、この事故の内容というのはどういったものだったのか、もう少し詳しく御説明をいただきたいんです。

- 内藤 明議長 志田建設管理課長。

- 志田義男建設管理課長 お答えいたしたいと思えます。

こちらについては道路の陥没ということで穴が、直径約50センチほどで段差が15センチほどの穴ぼこが発生しておりました。そちらのほうに普通自動車の前部のフェンダーがぶつかりまして破損してしまったという内容でございます。以上です。

- 内藤 明議長 ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。國井議員。

○**國井輝明議員** 質問させていただきたいと思えます。2件のことになっているようですけれども、ロータリー車ということでしょうか。除雪車。その油圧ホースの破損というのは、どのような形で破損して、かつ、その油が飛び散ったということでもありますけれども、その金額が非常に私は高い気がするんですけれども、どのような補修ということになるのか。その点をお尋ねさせていただきたいと思えます。

○**内藤 明議長** 志田建設管理課長。

○**志田義男建設管理課長** お答えさせていただきます。

こちらの事案につきましては2台ということで、カーポートに親子2台の車がとまっております。それで市の除雪ロータリー車が、ちょうど結氷というのですか、稼働しているときに油圧ホースに傷がついて、そこから作動油、駆動させるための作動油なんですけれども、そちらが漏れてしまったということの事案でございます。こちらについてはワイパーとか窓枠、そちらのほうのラバー関係が、やはり油で汚損されましたので、そちらのほうの交換あるいは修繕ということで対応させていただきました。

以上です。

○**内藤 明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第8号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第9号平成29年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第10号平成29年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 議案上程

○**内藤 明議長** 日程第21、議第54号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

## 議案説明

○**内藤 明議長** 日程第22、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 議第54号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

医療費支給額返還の対象者を追加するとともに、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、御説明申しあげましたが、詳細につきまして担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

○**内藤 明議長** 設楽子育て推進課長。

○**設楽伸子子育て推進課長** 私から、議第54号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、第9条の改正につきまして申しあげま

す。

医療費支給額の返還につきましては、これまで、虚偽、その他不正の手段により支給を受けたものの返還について規定しておりましたが、対象者でなくなったのにもかかわらず支給を受けたもの及び支給すべき額を超えて支給を受けたものの返還についても規定しようとするものです。

別表第1、別表第2の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正によりまして、平成30年8月より後期高齢者医療保険の一般区分の外来等の自己負担限度額が月1万8,000円に引き上げられましたが、重度心身障害児（者）医療における自己負担額が連動して引き上げられることがないよう金額を規定するとともに、所得税課税世帯についても新たに対象者としようとするものです。

また、別表1及び別表2の改正につきましては、対象者の不利益を防ぐため、施行日を8月1日としようとするものです。

以上でございます。

## 委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第23、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第54号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第24、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第54号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第54号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第25、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第44、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願までの20案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第45、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は190億4,294万1,882円、歳出決算額は182億2,438万3,934円でございます。形式収支は8億1,855万7,948円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が1,742万7,840円ですので、実質収支が8億113万108円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に4億100万円を積み立て、残る4億13万108円は翌年度に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は15億4,410万4,450円、歳出決算額は15億4,290万4,450円で、歳入歳出差し引き残額120万円は全額繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源ですので、実質収支はゼロ円となります。

次に、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は1億8,232万2,409円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は449万9,647円、歳出決算額は420万2,001円で、歳入歳出差し引き残額29万7,646円となっております。寒河江市簡易水道事業については、平成30年4月1日に寒河江市水道事業に統合され、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同額を寒河江市水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、認第5号平成29年度寒河江市国民健康

保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は52億7,772万110円、歳出決算額は47億686万9,366円で、歳入歳出差し引き残額5億7,085万744円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は4億8,798万9,855円、歳出決算額は4億8,063万9,875円で、歳入歳出差し引き残額734万9,980円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は43億2,102万3,278円、歳出決算額は42億3,385万5,752円で、歳入歳出差し引き残額8,716万7,526円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,424万523円、歳出決算額は2,236万1,461円で、歳入歳出差し引き残額187万9,062円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は71万2,671円、歳出決算額は53万1,807円で、歳入歳出差し引き残額18万864円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあ

げます。

収入は18億2,603万9,050円、支出は18億1,551万9,704円であり、純損失は333万216円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億8,140万円で、支出は2億2,923万3,154円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,783万3,154円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度の未処理欠損金9,837万4,814円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

平成29年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金3億2,837万3,595円のうち、2,000万円を減債積立金、1億200万円を建設改良積立金に積み立て、1億5,000万円を資本金へ組み入れしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億3,843万6,744円、支出は9億7,883万3,620円でございます。その結果、純利益は1億2,285万7,542円と相りました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげ

ます。

収入は1億3,433万9,240円、支出は6億4,604万2,649円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億1,170万3,409円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,637万3,595円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）についてを御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、子供たちの暑さ対策として、国の学校施設環境改善交付金やまちづくり基金等を活用し、小中学校及び保育所に来年夏の稼働に向けてエアコンを設置する事業費などを追加するものでございます。

その結果、10億6,703万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ184億7,469万9,000円とするものでございます。

次に、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金、療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、5億5,885万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ44億650万1,000円とするものでございます。

次に、議第48号平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金等を追加するものでございます。

その結果、9,420万9,000円の追加となり、予

算総額を歳入歳出それぞれ45億9,835万2,000円とするものでございます。

次に、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、県の新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金を活用した医療資機材の購入及び外来新館の内装工事を行うための建設改良費を追加するものでございます。

その結果、収益的収入及び支出にそれぞれ31万円を追加し、予算総額を19億184万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出にそれぞれ2,722万1,000円を追加し、予算総額を資本的収入3億7,875万円、資本的支出を4億2,465万7,000円とするものでございます。

次に、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、寒河江市議会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用を公費負担するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

福祉医療に係る高額療養費請求事務の未処理により市に損失を与えたことに対する市長及び副市長の管理監督責任をとるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、

所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基準について所要の改正をしようとするものでございます。

以上19案件について御提案申しあげましたので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

## 監 査 委 員 報 告

○内藤 明議長 日程第46、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 監査委員を代表いたしまして私から、平成29年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元の一般会計・特別会計決算審査意見書1ページをごらんいただきたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは、平成29年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成29年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、



予算の執行についても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、むすびの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申し上げますので、49ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、上から2行目、決算額の概要から御説明を申し上げます。

平成29年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入293億799万7,000円、歳出278億2,051万3,000円で、歳入歳出差し引き14億8,748万4,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は14億6,885万6,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3億6,725万8,000円の黒字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入190億4,294万2,000円、歳出182億2,438万4,000円で、歳入歳出差し引き8億1,855万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源1,742万8,000円を差し引いた8億113万円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,576万7,000円の黒字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入118億4,261万3,000円、歳出111億7,368万7,000円で、歳入歳出差し引き6億6,892万6,000円の黒字決算となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.544で、前年度に比べ0.01大きくなっております。経常収支比率は88.3%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっております。

実質公債費比率は8.9%で、前年度に比べ0.6ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は160億8,213万8,000円で、前年度に比べ

3億1,394万3,000円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税は94.85%で、前年度に比べ0.16ポイント高くなっております。また、市税以外の主な収納状況であります。下水道使用料は95.2%で、前年度に比べて0.2ポイント低くなっております。国民健康保険税は73.7%で、前年度に比べ0.8ポイント、介護保険料は98.4%で、前年度に比べ0.1ポイントそれぞれ低くなっております。

公金の未収金収納対策につきましては各種対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向けての工夫と努力が望まれます。

少子高齢化の加速や核家族化、急激な人口減少社会の到来など社会構造は大きな変革のときを迎えており、行政を取り巻く環境は大きく変化をしようとしております。

こうした状況の中で、第6次寒河江市振興計画で掲げた新たな将来都市像である「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、市勢発展と市民福祉を向上されるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成29年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成29年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると

認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について御説明を申し上げますので、13ページ、むすびをごらんいただきたいと思っております。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は3万403人で、前年度に比べ873人、3.0%増加し、1日平均では83.3人となっております。外来患者は年間延べ4万9,611人で、前年度に比べ2,299人、4.9%増加し、1日平均で203.3人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は1億355万4,000円、8.3%の増加となりました。一方、医業費用も3,676万5,000円、2.1%の増加となりました。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計から5億4,700万円の繰り入れがあり18億2,391万5,000円となり、対して経常費用は18億2,724万6,000円で、差し引き333万円の経常損失となりましたが、特別利益及び特別損失も生じておりませんので、当年度純損失は同額の333万円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金9,504万5,000円にこれを加えて9,837万5,000円となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表3に表示しておりますが、医業収支比率は75.4%と前年度に比べ4.3ポイント上昇しております。病床利用率は66.6%で、前年度に比べ1.9ポイント上昇しております。病床利用率は前年度に比べ上昇しておりますが、経営健全化及び医療資源の効率的活用面から見ても、より一層の利用率のアップが望まれます。過去

5年間の患者数の推移を見ますと、入院では14.1%増、外来では1.7%増となっており、入院、外来とも患者数が増加し、医業収益も前年度に比べて大きく増加し、経営健全化の取り組みの成果があらわれておりますが、全体としては厳しい経営状況となっております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっており早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズに対する適時・的確な対応、患者サービスの向上による患者数の増加などにより医業収益の確保を図ること、費用面では引き続き徹底した経費の節減を図ることが必要であります。

なお、平成28年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、新たな経営体制となり病院事業管理者が設置されましたが、新経営体制の特徴を十分に活用し、また、寒河江市立病院新改革プランの具現化を図り、市民から信頼される地域医療の拠点病院となるように望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページのむすびをごらんいただきたいと思っております。

年間の配水量は前年度に比べ13万957立方メートル、2.4%増加しましたが、有収水量は前年度に比べ788立方メートルの微減となっております。有収率は前年度に比べ2.0ポイント減少し、86.2%となっております。

水道事業の収支状況について前年度と比較いたしますと、水道事業収益は10億5,879万1,000円で387万2,000円、0.4%の増加、一方、水道事業費用も9億3,593万3,000円で788万2,000円、0.8%の増加となりました。

損益状況について見てみますと、経常収益10億5,879万1,000円、経常費用9億3,418万円で、差し引き1億2,461万1,000円の経常利益となり

ますが、特別損失175万3,000円が生じておりますので、当年度純利益は1億2,285万8,000円となっております。

また、供給単価と給水原価を比較いたしますと、給水原価1立方メートル当たり181.9円に対し、供給単価は1立方メートル当たり201.1円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり19.2円上回っております。

経営分析につきましては38ページ及び39ページの別表3に示しておりますが、支払能力を示す流動比率及び営業活動能率を示す営業収支比率とも良好な数字となっております。

企業債未償還残高は13億6,073万2,000円となっております。

今後は、給水人口の減少や利用者の節水意識の高まりにより水需要量は減少していくと思われ、水道料金収入の伸びは期待できないと見込まれます。

水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震化による老朽管の布設がえなどを計画的に進める必要があります、今後、多額の費用が見込まれております。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基盤である安心・安全な水道水の安定供給に努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時42分

○内藤 明議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。



平成30年9月3日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会委員長
木村三紀	農業委員会会長	竹田浩	総務課長（併）選挙管理委員会事務局局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
渡辺優子	税務課長	那須清人	市民生活課長
志田義男	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
門口隆太	農林課長（併）農業委員会事務局局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光課長	後藤芳和	慈恩寺振興課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
設楽伸子	子育て推進課長	東海林茂美	子育て推進課長補佐
大沼利子	会計管理者（兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員事務局局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第3回定例会  
 平成30年9月3日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

平成30年9月3日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	さくらの丘整備について	(1) さくらの丘の現状について (2) 今後の整備について	7番 太田芳彦	市長
2	本市小中学校教育全般について	(1) 小中学校の学力について (2) 小中学校の暑さ対策について (3) 中学校の事務費に関する予算配分について (4) 部活動の県大会以上の派遣費について (5) 中学生の企業体験について		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	移転・新築予定の市民浴場について	(1) 移転・新築の進捗状況について (2) 移転・新築にかかる市民からの意見状況について (3) 交流人口の拡大と市民浴場について (4) 移転・新築後の浴槽について (5) 利用者数について (6) 若い人、子供の利用状況について	13番 杉 沼 孝 司	市 長
4	放課後児童クラブの充実について	(1) 支援員補助スタッフの講習会の内容について (2) 定員10名、年齢60歳以上を募集されたその結果について (3) 現在の職員の配置について (4) 有資格者の人数について (5) 運営の統一化について (6) 支援員の働きやすい環境づくりについて (7) 各クラブの連携による指導員補充について (8) 社会保険労務士の活用について (9) 施設改修が必要な箇所の把握と対応について	12番 辻 登代子	市 長
5	ひとと動物が共生し笑顔あふれる動物愛護推進のまちづくりについて	(1) 野良犬猫の殺処分（致死処分）ゼロに向けた有効な対策（避妊・去勢手術及びマイクロチップ装着や地域猫活動等）について (2) 動物愛護といのちの教育のさらなる充実について (3) スマイルシティ動物愛護条例（仮称）制定について	4番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
6	「食と農」地域自給圏の基盤となる安全な食料自給による持続可能な地域経済循環について	(1) TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）や日EU経済連携協定等に伴う輸入農産物増大による本市農業への影響について (2) コメの生産調整廃止による本市稲作農業への影響について		市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) 農家が農業経営のみで暮らせる生活保障・所得補償について (4) 市内小中学校等の給食における安全な食材を使った地産地消推進について (5) 再生可能エネルギー自給に向けた葉山高原牧場の有効活用について		
7	学力向上について	デジタル教科書導入について (1) 本市の取り組み状況について (2) 児童・生徒の理解度について (3) 条件整備について (4) 導入効果について (5) モデル校を選定し検証することについて	11番 國井輝明	教 育 長
8	熱中症対策について	(1) エアコンの設置について ア 現在の対策について イ これまでの導入実績について ウ 今後の計画について エ 市PTAからの要望について オ 全教室一斉設置について (2) 夏休みの延長について ア 長期休みの考え方について イ 熱中症のリスク軽減について ウ 夏休みの延長について		教 育 長

### 太田芳彦議員の質問

○内藤 明議長 通告番号1番、2番について、7番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

今夏の猛烈な暑さも峠を越しまして、ようやくここに来て平年並みの気温に戻ったようでありまして、涼しい感はあるのですが、何か朝晩は寒いと思えるようなきょうこのごろです。皆様には風邪など引かないよう、体調には十分注意していただきたいと思ひます。

それから、本年は非常に災害の多い年で、7月には西日本豪雨により多くの方々がお亡くなりになりました。見つかっていない不明者もいるとのことございまして、遺族の方、関係するの方々にはお悔やみを申しあげたいと思ひます。

私たち議員も、被災地のために何かお手伝いをと思い、7月26日に、4班に分かれまして、スーパーの前をお借りして募金活動を行い、被災地へ送らせていただきました。

昔は、災害は忘れたころにやってくるとの例えがありましたが、最近は忘れないうちにやってくるようございまして。



本市は災害がなく、安心・安全が担保されて、本当によいところだといったお話をそちらこちらでお聞きますが、災難はいつ起きるかわかりません。幸いに本市の消防関係における避難訓練なり防水訓練を実施しており、消防関係者は、訓練の意識は上がっていると思います。市民の方も、他人事とは思わずに関心を持っていただきたいと思っているきょうこのごろであります。

それでは、通告番号1番、長岡山再整備についてお尋ねをしたいと思います。

寒河江公園に関して市のホームページを開いてみますと、長岡山再整備についての記載がありました。「2013年、寒河江市による再整備計画素案が発表され、花咲か山をコンセプトに市民に愛される公園づくりとし、つつじ園、歴史とさくらの丘、広葉樹林が広がる花木林、歴史景観を維持するアカマツ林、多目的運動広場、青空広場の6つのゾーンに分け、2025年までに順次整備を行うことを予定している。訪れる人が少なくなった理由の1つという公園周辺のアクセス道も改善する」と書いてありました。

そこでお尋ねしますが、初めにつつじ公園についてお聞きしたいと思います。

つつじ公園はよく整備がなされ、憩いの場となっておりますが、入場者は何人ぐらいか、ここ3年間の推移を教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田議員から、長岡山の再整備、特にさくらの丘の整備についてという御質問でありますからお答えをしたいと思います。つつじ公園のここ3年間の入場者数の推移ということですが、桜まつりとつつじまつりがあるわけですけれども、桜まつり期間中については、平成28年度が8,900人、29年度が1万200人、今年度は1万1,000人ということになっております。また、その後のつつじまつりの期間中であ

りますが、平成28年度が5万1,900人、29年度が5万2,500人、今年度は4万8,000人ということになっております。合わせますと、28年度が6万800人、29年度が6万2,700人、今年度は5万9,000人となっております。これは、つつじ公園の来場者数というふうに御理解をいただきたいと思っております。

寒河江公園アクセス線が開通して、車での乗り入れが容易になったわけでありますけれども、期間中の気象状況あるいは花の開花状況などの影響によって、この入場者数、変動しているというふうに理解をしております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。私は、ことしはすごく去年から見るとふえたんじゃないかと、先ほどありましたようにアクセス道路も完成しましたし、観光バスが入れるようになったということで、随分伸びたんだらうと思いましたが、やっぱりいろんな要因があって、天候がやっぱり悪かったということが一つの要因のようであります。ありがとうございます。

続きまして、つつじ公園につきましては、今おっしゃられたように再整備計画も着実に進行しているという感はあるんですけども、さくらの丘に関しては、草刈り等を含め整備がいまいちのような気がしますけれども、所見を伺いたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらの丘の整備については、平成25年度に策定をした寒河江公園再整備計画の中で位置づけているわけであります。郷土館とともに歴史とさくらの丘ゾーンとして、現在のさくらの丘を中心に、桜の植栽範囲を拡大して整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

昨年度からは、あずまや、それからベンチなどの修繕を行っておりますし、また今後さくら

の丘の沿道の整備を計画しているところでございます。

維持管理につきましては、市民の皆さんの力もおかりしながら、沿道の草刈りなどを中心に今後も進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 さくらの丘に関しましては、以前から周囲の町会より、さくらの丘の清掃を年に2回程度実施してもらえないかとの要望がありまして、建設管理課のほうへ相談しましたところ、やはり年に1回ではきれいにすることが難しいと思っていたところなので、できれば7月中に清掃を行いたいとの返事があり、7月29日朝6時から7時までの1時間を、市民有志により草刈り等に汗をかいていただきました。ただ、1時間程度ではほんの一部しかできず、清掃を実施したとは言いがたい状況であります。周囲の町会の方もボランティアで参加しておりましたが、1時間程度では無理なのではないかとお話しでありました。

そこで、昨年11月とことし7月に清掃を行っておりますけれども、現状を見てどんな感想をお持ちか伺いたい。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今お話のありましたとおり、さくらの丘を中心に、昨年11月に初めて実施をいたしました。ことしは7月ということで、これまで2回、市報やホームページなどで市民の皆さんに呼びかけをして、寒河江公園清掃ボランティア作業というものを行っていただいたところでもあります。

昨年の11月に初めて実施したときは、11月という季節、時期にもかかわらず120名の皆さんから御参加をいただきました。ことしの7月にも、昨年度とほぼ同数の市民の皆さんから参加をいただいて、我々としては大変感謝しているところでございます。

もちろん、1時間という短い時間かとは思

いますが、休日の早朝、そしてまた真夏ということもありますから時間は短かったわけでありませうけれども、まず1時間ということで設定をさせていただいたところであります。

今後、参加される市民の皆さんの声などもお聞きしながら、時間は短くとも参加する人が余計になれば、それだけ多くのエリアの清掃活動ができるということでもありますから、より多くの皆さんに参加していただけるように、時期とか時間とか、それから回数などを検討して進めていきたいと考えております。

引き続き、この作業活動、作業内容については、長岡山全体をきれいにという思いは皆さんお持ちでありますけれども、かなり広い面積でありますから、ボランティアの皆さんには園路部分をメインに作業していただいているところであります。気持ちよく散策できるようになっているのではないかと考えているところであります。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 さくらの丘の南面には道路があります。そして側溝が整備されておるんですが、土砂等が堆積しており、地域住民は大雨の際、住宅街にあふれてくるのではとの心配をしておられました。御存じのように、あの場所は道路の下が畑になっていて、その下が住宅といった現状であります。地域住民の方の心配も十二分に理解できるところでございます。

ですので、回数をふやすために、これから実行委員会を立ち上げてさくらの丘整備に当たってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今太田議員から御指摘ありましたさくらの丘南側の管理用道路の側溝については、これまでその側溝があふれたというようなことはなく経過しておりましたが、最近の突然の短時間の豪雨などがありますと、一瞬にして災害が起きてしまうということが懸念されます

ので、側溝、さらにはそのほかの施設の管理などについては十分注意してまいりたいと考えているところでございます。

それから、ボランティアの実行委員会の立ち上げはどうかということでありますけれども、今市民の皆さんから各地区の公園の除草作業、あるいは路上の清掃などにおいて、さまざまなボランティア活動に参加していただいているわけであります。また、御案内のとおり、多くの皆さんからフラワーロードへの花の植栽、除草などにも協力をいただいているわけであります。そのフラワーロードの植栽ボランティアについては、推進協議会というものを設置していただいて活動をしていただいているというところがあります。

そういう、寒河江市は優良事例があるというふうにも思いますけれども、お尋ねのさくらの丘ボランティア清掃作業については、より多くの皆さんから、そして各団体の皆さんからも御参加、協力していただけるように創意工夫をしながら、実行委員会の立ち上げなどについても検討していければと考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。そうですね、今まで側溝があふれて住宅地に迷惑をかけたということはないらしいですけれども、ひとつ、いろいろなことが起こるかわかりませんので、周囲の方は大変心配しているようでありましたので、管理のほどよろしく願いたいと思います。

この質問最後になりますけれども、ボランティアは大変よい方法だと、手法だと思っているんですけれども、あわせて行政側でも予算を置いて整備に当たるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このボランティア活動の本来の目的、趣旨というものがあろうかというふうに

思います。

今御質問にもありましたが、西日本の豪雨などで多くの皆さんがボランティア活動をしている。中にはスーパーボランティアなどという方もいらっしゃるわけでありますけれども、行政的な手だてもしているわけでありますけれども、さらにボランティア、皆さんからもお手伝いをいただくと、こういうボランティアの本来の趣旨はそういうところにもあるのではないかとこのように思います。

この公園の管理については、もちろん行政としても手だてを講じていっておりますし、これからも手だてを講じていきたいと考えております。今は寒河江公園だけではなくて、市全体としての公園の管理費について予算化がされているわけでありますけれども、もちろん限られた予算でありますから、より効果的な執行を心がけているところであります。

先ほど来申しあげておりますとおり、このボランティア作業については、寒河江市のランドマークである寒河江公園でありますから、市民の皆さんからより親しみを持っていただけるような、そういう目的もあってボランティア活動を実施していただいているところでございます。

そういう意味で、施設などの改修についてはもちろん行政が行います。余り負担のかからない軽微な清掃活動などについては、多くの市民の皆さんからも参加していただき進めていきたいと考えておりますので、今後ともより一層寒河江公園に愛着を持っていただけるように、このボランティア清掃作業についても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 せっかく市民有志が声を大にして、現状ではだめだとの思いから、ボランティアでの作業に当たってくれと感じておりますので、大変お金がかかる質問になりましたけれども、市民の意を酌んでいただいて、みんな

なが憩えるさくらの丘を目指すべきと考えますので、よろしくお願い申しあげ、最初の質問は終わります。

続きまして、通告番号2番、本市小中学校の学力の現状と課題について質問をさせていただきます。

先日、学区議員と語る会が陵南中学校で開催され、意見交換の場で、本校の現状と課題の項目で、学力に関して現状の報告がなされました。私どもには陵南中学校のことしかわかりませんでしたので、改めて本市全体の学力の現状について、教育長に何点かお伺いをいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査という項目があり、中学3年生と小学6年生が対象で試験が行われているようでございますけれども、調査結果はどうだったかお聞きしたいと思います。本市の中学校3校と小学校10校、それぞれ伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

本市の小中学校の学力の現状につきましては、太田議員の御質問にありました、毎年小学6年生と中学3年生で4月に実施されて、ことしは7月末、1カ月早まって結果が公表されましたが、その全国学力・学習状況調査をもとにお答えをいたしたいと思います。

まず、小学校につきましては、全国正答率と比較いたしますと、国語A問題がマイナス0.7、B問題がプラス0.3、算数A問題がマイナス2.5、B問題がプラス0.5ポイントであり、理科は3年に1度行われて、今年度行われておりますけれども、マイナス0.3という結果でございました。

国語、算数のA問題と理科につきましては全国平均をわずかに下回ったものの、これまで課題とされてきました国語Bと算数Bの活用力を問う問題については、若干ではありますが全国正答率を上回る結果になっております。

小学校の結果につきましては、昨年度が、国語Aではマイナス2.8、B問題ではマイナス7.5、算数Aではマイナス8.6、算数Bではマイナス4.9と全国正答率を大きく下回っておりましたので、昨年度から見れば大きく改善されて、良好な結果だと言っているのかと思っております。

一方、中学校でございますが、この学年が3年前、平成27年度、小学6年生時に行ったときの全国学テでは、国語、算数ともに全国に比べて3から5下回っていました。つまりマイナス3からマイナス5ポイントでありましたが、その小学6年生が、3年たってことしの中3でございますが、子供たちの結果を見ますと、全国正答率と比較して、国語Aがプラス0.7、Bがマイナス1.2となっておりますので、国語に関してはこの3年間では改善が見られたのかというふうに捉えております。

しかしながら、数学が、A問題がマイナス2.1ポイント、B問題がマイナス3.9ポイントという結果であり、3年前の小学6年時の正答率とほぼ同程度の結果で、これにつきましては改善されたとは言えない状況にあるのかと捉えております。

また、3年に1度実施されます理科につきましては、全国と比較しますとプラス0.9という結果が出ております。

中学校、国語と数学を昨年度との比較で申しあげれば、国語A、Bにつきましては昨年度と同様、全国と同程度であります。数学A、Bにつきましては昨年度と同様の、全国正答率をマイナス1からマイナス2ポイントということでございまして、この傾向は過去数年間を経年で見ましても同様の傾向にありまして、数学の学力向上につきましては本市の課題であると感じているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。

今調査結果を伺いましたけれども、これを踏まえて教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 全国学力・学習状況調査の結果を全国正答率との比較で見ますと、過去3年間では、市内の児童生徒の学力状況につきましては、小学校は改善傾向にあるのかと。これに対しまして、中学校は横ばいといえますか、同程度の状態であるというふうに捉えております。

活用力、探究・応用力の問題への対応、授業改善の効果も徐々にあらわれてきてはおりますけれども、全ての教科でこれまで以上に子供たちみずからが課題意識を持って、友達とかかわりながら協働的に取り組む授業づくりを行うということが大切であると考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 次に、同じような質問になりますけれども、標準学力検査、NRTは対象が小学生と中学生とのことでありましたけれども、これも本市の小中学校の検査結果をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 NRTにつきましては、毎年度初めに全ての小中学校で行われております。学習指導要領に準拠する、比較的基礎、基本的な学力を全国の基準に照らしてみる検査でありまして、全国平均を50としております。

小学校の2年生から中学校までを対象に検査をしておりまして、小学校については2、3年生で国語、算数の2教科、4、5年生では理科を加えて3教科、6年生ではさらに社会科を加えて4教科。中学校においては、1年生が国、数、社、理の4教科、2、3年生では英語を加えての5教科となっております。

今年度の小学校の教科全体での平均は53.8であります。中学校は51.0という結果でありますので、全国平均の50を上回る良好な結果であっ

たというふうに捉えております。

また、過去3年間を経年で見ましても、小学校では52から53で推移しておりますし、中学校は51点台前後で推移しておりますので、本市の児童生徒の基礎、基本というところで見れば、全国基準に照らしては良好であるのかというふうに捉えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

これも先ほどと同じく、調査結果を踏まえて教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 特に小学校の53.8という数値は、第6次寒河江市振興計画で掲げている目標値、53.5でございますけれども、それを上回るものであり、今年度は大変小学校においては良好な結果であったと思っております。この成果が生まれた要因をしっかりと分析し、さらに活用力、応用力を伸ばしていくための学力を身につけるという取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

ただ、中学校におきましては、ここ数年NRTが全国平均を上回ってはいるものの、51.1から51.5という数値が続いておりますので、その要因を分析しながら、まずは基礎、基本の学力の定着にしっかりと取り組んでいく必要を感じております。

なお、全国学力・学習状況調査と同日に、小学5年と中学2年生で行われた山形県学力等調査につきましては結果がまだ届いておりませんので、これにつきましては今後分析してまいりたいと思っております。

全国学テとNRT結果に基づきまして感じられることでございますけれども、先ほど申しあげましたけれども、学力向上につきましては一定の成果を見ることができたのかと思っておりますが、これは昨年度から、3つの中学校ごとに小中学校が連携をして、学力の成果と課題を

教職員が共有化し、同じ方向性をもって授業改善に取り組んだ結果であるというふうに捉えているところでございます。

今年度はこの取り組み、3年間を目標に取り組んでいるわけですが、今年度は2年目に当たっております。各中学校区の児童生徒の実態に応じ、授業改善による活用力の育成、授業の質的向上を目指して、小中学校の教職員が連携し探究型学習を推進しておりますので、教育委員会としましても、このような学力向上に向けた取り組みに大いに期待しているところでございますし、今後も校長会、教頭会と連携しながら、しっかりと指導、助言を行っていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 わかりました。

先ほど教育長からありましたけれども、探究型学習の推進山形県学力等調査について同じことを聞くつもりでございましたけれども、結果が出ていないということでございますので、わかりましたら後日教えていただきたいと思っております。

8月1日付の山形新聞に、小学校の6年生と中学校の3年生の全員を対象に4月に実施した2018年度全国学力テストの結果を公表したとの報道がありましたが、結果は全国的に底上げ傾向で、本県も改善が見られるとの見出しでしたので、本市についてはどうだったのかお聞きしたところでありました。

それからですけれども、今回の報道の中に「新聞読む子、正答率が高い」とありましたが、本市も昨年より1学級1新聞を導入しているわけですが、状況や活動について伺いたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市内小中学校では、小学校の5年生以上と中学生全ての学年において、昨年度から県の補助事業であります1学級1新聞活用事業を導入しております。

この状況につきましては、各学校の創意工夫により、新聞を有効に活用し、それぞれの学校で特色ある取り組みを展開しているところでございます。

幾つか例を申しあげれば、新聞の写真を用いてイメージされる言葉を集め、会話を想像して話づくりをしたり、ニュースの取り上げ方の違いを比べながら読ませることで記事の重要度について考えさせたり、あるいは郷土に関する記事を授業の教材として活用し、郷土愛の醸成につながりしているところでもあります。

また、新聞を読解力や思考力、判断力、表現力を育成する教材として活用しているなど、NIE、「Newspaper in Education」でございますが、NIEとして取り組んでいる学校もございます。

さらには、教室で子供たちが自由に読めるように環境を整備している学校もございます。

このような特色ある取り組みもあって、全国学力・学習状況調査での「新聞を読んでいますか」という質問がございますが、この設問に対して、ほぼ毎日読んでいる、それから週1から3回程度読んでいる、これを合わせた割合につきましては、小学校の全国平均が19.9%に對しまして、本市は27.8%。中学校においては、全国が13.9%に對しまして、本市は20.7%という結果であり、小中いずれも新聞に目を通して児童生徒の割合が全国よりも高いという結果が出ています。

議員御指摘のように、新聞をよく読む児童生徒ほど全国学力・学習状況調査の正答率が高いということについては文部科学省の分析でも明らかになっておりますので、今後もこの1学級1新聞の事業と授業改善を有機的に結びつけながら本市の学力状況につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁いただきました。全国平均

よりも読んでいる子供が多いということで、安心したところでございます。

続きまして、ALT、外国語指導助手、こちらのほうが3人体制になって3年目でありますけれども、状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市のALTにつきましては、2名体制から3名体制になって、今年度で3年目を迎えております。

毎年7月がALTの任期が切れる時期となっておりますので、8月から顔ぶれも全てかわり、新たにアメリカ出身の男性3名のALTを迎えまして、9月から本格的に始まる学校における指導に向けて精力的に研修に励んでいるところであります。

活用状況でございますが、ALT3名を1名ずつ各中学校に配置しまして、今年度から新たに配置しましたAET、これは日本人の外国語活動支援員でございますが、とも協働して、系統的、計画的な学習、それから小中連携を図りながらこれを推進しているところであります。

市内の小学校の外国語活動と中学校の英語科の充実を図るとともに、児童生徒の英語によるコミュニケーション力向上に取り組んでいるところでございます。

派遣の際は、各小中学校とスケジュール調整を行い、学級担任と連携して外国語学習の支援を行ってまいります。

派遣回数につきましては、平成29年度の実績で申しあげますと、小学校が年間297回、中学校が221回となっておりますので、今年度も同様の計画になろうかというふうに思っております。

このほか、英語弁論大会に向けた指導や、教育委員会主催で夏季休業中に実施しておりますイングリッシュデイでの活動などさまざまな場面で、本市の児童生徒の英語力向上に向けて精

力的に取り組んでいるところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 次に、教育委員会から平成30年版『寒河江市の教育』を頂戴したんですが、8ページ「Ⅱ学ぶ力を身につけ、未来を切り開く資質や能力を育む」の中の(3)情報化やグローバル化に対応した教育の推進とありますが、確かな学力を身につけるためにパソコンや電子黒板等のICTを効果的に活用した授業づくりの推進に努めますとうたってありますが、設置率はどうなっているのか教えてください。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 ICTを活用した情報教育の推進につきましては、本市第2次教育振興計画に、具体的な取り組みとそれに伴う促進目標が明記されているところであります。

電子黒板につきましては、学校規模に応じ、各フロア1ないし2台を設置するという促進目標につきましては既に達成しております。

パソコンにつきましては、各学校とも1学級の児童生徒が一度に学習に使用できる台数を整備しており、設置率は100%となっております。また、今年度に更新する学校につきましては、新たに特別支援学級の子供たちも一緒に学習できる台数を整備しております。

電子黒板につきましては、デジタル教科書やデジタルコンテンツなどの活用、児童生徒の興味関心を感知し、視覚的効果を狙いとした書画カメラの活用など、意欲的に行われております。

とりわけ電子黒板につきましては、他の児童生徒の意見を画面上で紹介したり、さまざまな意見を全体で共有したりすることで意見を広げたり、グループやペア学習等でお互いの考えを比較したり深めたりするなど、効果的な使用も見られるところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ただいま答弁いただきましたけれども、今後のICT機器の整備計画はあるの

かお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市では、小中学校における情報教育を円滑に行うことができるよう、パソコン、電子黒板、大型モニター、タブレットパソコン等の整備、充実を図るためのICT機器の整備に関しては、整備計画を作成して進めております。

今後も、学校からの要望の多い大型モニター、デジタル教科書、またタブレットパソコンを、計画的に整備を進めてまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 どうもありがとうございました。

私ども、7月17日、18日、19日と、無党派で視察をさせていただきました。子供たちに関する事業内容でしたので、紹介したいと思います。

体験プログラムを提供する恵庭子ども塾について、当該市の担当者からお話を伺ってまいりました。恵庭子ども塾はどういったきっかけで始められたか、また、その効果と課題についてお聞きをいたしました。

社会教育課における恵庭子ども塾については、2010年から始めて8年目になるんですが、2017年度は10の事業を展開、実施しました。各プログラムの定員は25名で、対象は小学校の4年生から6年生まで、応募が定員を超えるものについては抽せんとなりますが、抽せん漏れについては年2回開催するなどして工夫している。講師は市内外の多くの方から協力していただいております。基本的には子供中心であるが、両親を招いての科目もある。事業費は5,000円から14万2,000円まででありますけれども、そのほとんどが会場借上げ料と講師謝礼であり、あとは全て地域団体のボランティアであると。

次に、「通学合宿」については、2泊3日から7泊8日で地域の実行委員会（町内会、PTAの役員が主催）を組織して実施しているそう

でございます。恵庭市教育委員会と共催で行ってございました。おおむね2キロ圏内で、小学校が3校対象で、地域の子供は地域で育てるというコンセプトで、2014年からは独自に各地域の事業として広がり、スタートしております。

事業費の予算はゼロ、2017年度から会場借上げ料のみ予算化したが、全てがボランティア、各地域における寄附が集まって、地区公民館事業となって定着したそうであります。

また、老人クラブとのタイアップで、地域の老若男女が集う中で、未来の地域リーダー、地域の担い手を育てている。一例でありますけれども、ドラム缶風呂、もらい湯、コミュニティスクールなどを提供してくれる家庭や地域の大人たちのネットワークが築かれている。いわゆる地域のおじさん、おばさんが協力して地域の子供たちとかかわりをつくっていくことは、今後の地域社会の礎となっていく。今後も地域に眠っている人材を掘り起こして、行政が橋渡しをしていく方針だという。

「通学合宿」について、大人の世代は30歳から70歳までと広範囲で、まさに老若男女問わず地域でボランティアにかかわって子供に接することは本当に大丈夫なのかと耳を疑いましたけれども、もらい湯の感想として、地域の方と交流できて楽しかった、風呂上がりにアイスを出してくれた、絵手紙づくりをやって思い出ができたなど、子供たちが輝く素地となる部分がすばらしい。はたから見ればおせっかいなことをやっているなど、地域と学校が結びつく宝のツールが恵庭市に息づいている。

一つは防災対策上のメリットでもあります。西日本豪雨の避難所の様子がテレビで紹介されていますけれども、これから本市も含めどこにでも、集中豪雨を初め直下型地震、襲ってくるであろう自然災害が起きた場合の危機管理の上でも、地域の中で子供たちが大人たちと心を開いてかかわり合うことが、人命救助や弱者への



支援をすることが可能となる。心通い合う地域社会を創生していくヒントがこのプログラムに凝縮されていると感じてまいりました。

続きまして、小中学校の暑さ対策について伺います。

学区懇談会で授業参観をした際も、6月ではありましたが暑い中授業をしていました。今夏の校内の暑さはどんなものだったか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今年の夏は全国的に記録的な猛暑が続いて、学校現場においても熱中症等による事故が起きているところであります。

学校生活においてまず第一に考えなければならぬことは、子供たちの安全を守ることだというふうに思います。教育委員会としましては、市内小中学校に、高温多湿で厳しい暑さの中で授業が行われ、学習効果が上がらないこと、熱中症の危険性もあることなどから、十分に健康管理に留意するように学校へ指導したところでございます。あわせて教育課程の弾力的な運用につきましてもお願いしたいところであります。

これに加えて、教育委員会としましては、6月下旬から7月中旬まで、各学校の校内の各フロアの室温についても実態調査を行ったところであります。学校によっても多少の温度差は見られましたけれども、例えば陵西中学校区は他学区と比べて1から2度ほど低い傾向にあったり、同じ学校でもフロアの違いによっては1度ほどの温度差は見られたりしましたが、全体的には、多くの学校で、6月下旬から30度を超すような室温が続いて、中には35度を超す学校などもあり、この夏はどの学校においても大変厳しい暑さの中で教育活動が行われていたというふうに教育委員会としても認識しているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 各校とも中学3年以外はエアコ

ンが入っていない状況とと思いますけれども、暑さ対策はどのようにされていたのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげて、繰り返しになると思いますけれども、例えばエアコンのある教室が幾つかありますけれども、そこで授業を行ったり、あるいは通常では制服で登校するわけでありましてけれども、それをTシャツ短パンで登校したり、あるいは1学期の終業式、2学期の始業式がございましたが、それを体育館という環境ではなくて、教室で放送による儀式を行ったりというふうな工夫をしているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 連日の異常な暑さで、全国的に児童生徒の熱中症が相次いでいる問題で、政府も猛暑を受けた学校へのクーラー設置支援について、来年のこの時期に間に合うよう政府として責任を持って対応したいと表明しており、本県の吉村知事も定例の記者会見で、県内小中学校のエアコン整備について、市町村が設置に取り組めるよう国に働きかけ、支援する考えを示したとの山形新聞での報道でありました。

また、7月26日付の山形新聞に、クーラーの県内小中学校の設置状況が掲載されておりました。自治体間で設置状況にばらつきがあることがわかりました。完備する町村がある一方で、設置率1割未満の自治体もあり、設置の最大の課題は予算確保。国は支援の構えを見せているが、県内でも児童生徒が熱中症で搬送されるケースが相次いでおり対応が急がれるとの報道があり、内容を見ても、完備しているのは中山、大江、真室川、大蔵、鮭川の5町村。普通教室に限ると長井、舟形、戸沢の3市町村も100%であった。

小中10校の南陽市は、整備費用を約1億3,500万円と概算。今月、市議会議員全員協議

会に示し、議会から「早急に設置を」と声が上がったとのございまして、クーラーはぜいたく品ではなくて必需品と思うが、教育長の見解をお聞きしたいとの質問を考えておったんですけれども、早速に予算化になっているようでありまして、クーラー設置の今後について伺いたいと思います。

小中学校全室が一気に設置になるのかお聞きしたいです。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 エアコンの設置の工事につきましては、来年の夏の稼働に間に合うように進めてまいります。本議会終了後に実施設計を発注し、12月中に工事の発注を行い、来年の夏からの稼働を計画しており、そのための補正予算を本定例議会に計上しているところでございます。

設置につきましては、児童生徒が日常的に授業や生活を行う場所である普通教室へ優先的な設置を計画しております。

これまで本市小中学校のエアコン設置率は24.8%でありましたけれども、今回緊急性を考え、優先度が高い教室に整備を行うことで、整備後の整備率は75.3%となる見込みでございます。

理科室、図工室、技術室等の特別教室につきましては、今後の計画の中で対応を考えてまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。

次に、冷房、暖房、両方使えるということの理解でよろしいのでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 冷暖房機能を有するエアコンを設置してまいりますので、冷房、暖房の両方に使えるものでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 次にですけれども、工事に関し

てでございますが、子供たちが授業を受けながらの工事になるのか、それとも休日を利用しての工事となるのかお尋ねします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 エアコン設置の工事につきましては、学校の電気をとめて行う必要があることから、授業に影響のないよう原則土曜日、日曜日、春休み等の休業日に工事を行うこととなりますが、授業等に影響がない工事につきましては、早期の工事完成を目指す考えから、休業日以外でも行ってまいりたいというふうに現段階では考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 よろしく対応のほどお願いしたいと思います。

教育長には素早い対応をしていただきまして、本当にありがとうございました。これに伴い、本市の小中学生の学力が向上することを期待したいと思います。

次ですけれども、事務費関係の消耗品費の予算配分について伺いますが、本市と西村山4町の中学校の消耗品費についてお聞きしたい。

調べてみたところ、河北中が496万1,000円、西川中が219万円、朝日中が250万円、大江中が257万円、本市はというと、陵東中が200万円、陵南中が256万、陵西中が136万円ということで、何か本市が少ないように感じておりますけれども、ただし一概に見比べることはできないと思うんですけれども、御所見をいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 消耗品費の配当につきましては、生徒数、学校規模等により算定し行っているところであります。

消耗品費につきましては、西村山他町からの聞き取りを行い、比較を行いました。本市3校合わせた総額につきましては、1町1校の他町よりも多いものの、議員御指摘のとおり1校

当たりの予算は本市が低い状況になるのかと感じております。

しかしながら、3つの中学校がある本市と1町1校の他町とは、置かれた状況、教育課題も異なります。本市におきましては、施設整備、ICT機器等の整備、文化体育大会の参加補助金、給食費の充実など、平成29年度は3億9,878万円の決算となっており、他町と比較しても本市は教育に関しては充実しているというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

続いて、部活動の県大会以上の派遣費にかかる補助金について伺いたいと思います。

規定を見てみますと、本市の宿泊費の補助が8割となっておりますので、他の町と比べても遜色がないわけなんですけれども、中身を見てみますと、西川町と朝日町は全額、大江町は3分の2、河北町が半額補助となっており、本市の関係者はお金の負担が他町と比べると大変なものだと思いますけれども、御所見を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 大会参加の補助率につきましては、学校の実情を踏まえながら、保護者、校長会などからの要望、意見をお聞きしながら検討を行っているところであります。

また、大会出場による保護者負担の経費の状況につきましても、予算要求時等に各校から聞き取りを行うとともに、村山地区内の他市町の状況等も調査し、検討を行っているところであります。

大会参加の補助率につきましては、ここ10年ほどは財政的に厳しい時期ということもあり改正は見送ってまいりましたが、保護者の経費の負担軽減などの観点から、昨年度から、中学校につきましては7割から8割に引き上げているところであります。

保護者の負担軽減を図るとともに、学校の部活動がその目的達成に向けて活性化するためには、教育行政としても可能な限りの支援をしていかなければならないというふうに考えているところであります。今後も、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、他市町の交付状況なども参考にしながら、各学校の実態、保護者負担の実情に寄り添いながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の最後になるわけですが、私は現在某スイミングスクールに通っていますけれども、中学生の子供さんたちが企業体験学習で、3名から4名程度見受けられるんですけれども、この制度は本市の中学校がどのように取り組んでいるのか、教えてください。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市の中学生の職場体験学習につきましては、2学年全員を対象にして、3校とも2年生を対象に、7月から8月に、2日ないしは3日の日程で実施しております。

主な狙いとしては、1つには、職場体験を通して生徒一人一人の望ましい勤労観、職業観を育てること。2つには、働く人と接することで主体的に自分の生き方を見詰めさせ、社会人としてのあり方、責任を学ばせること。3つには、地域における人とのかかわりを通して、ともに生きる心や感謝の気持ちを育むということが挙げられております。

体験先としては、市内の官公庁や福祉施設、個人事業所、スーパーマーケット、工場等の各種企業など多岐にわたっており、毎年各事業所にはあらかじめ受け入れや安全面等に御理解、御配慮いただきながら実施しているところであります。

教育委員会としましては、将来のキャリア形

成に向けて、勤労について考え、さまざまな社会体験ができるこういった機会は、中学校の教育課程の中でも大変有益であると考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 この制度は、子供たちが将来に向けていろんな仕事を体験することは大変いいことだと思いますので、多くの企業から協力をいただいて、これからも取り組んでいただきたいと思います。

第3回定例会の初日に、市長より市政の概況について報告がありました。中心市街地活性化センター整備事業についての報告があり、7月1日から中心市街地活性化センター、フローラ・SAGAEの4階に学習支援室を開設し、専用のエアコンと26名分の机を設置していただいたことにより、7月は延べ791人の方に御利用いただいたとのことで、勉強しやすい環境を整えていただき、大いに感謝申しあげ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 杉沼孝司議員の質問

○内藤 明議長 通告番号3番について、13番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 おはようございます。

一般質問2番手ではありますが、さきの西日本豪雨災害により220名以上の方が亡くなられ、またけがをされた方も多数おられますが、それらの方々にお悔やみとお見舞いを申しあげます。また、3万8,000棟以上の住宅が被害に遭われ、特に岡山、広島、愛媛の3県に集中したこと、重ねてお見舞い申しあげたいと思います。

我が地域は災害がほとんどなく、大変暮らしやすい地域ではありますが、我が地域を襲った災害はゼロではありません。昭和51年8月6日に発生した8・6災害はまだ記憶に新しいもの

と思います。

災害は忘れたころにやってくる。しかし、先月には、最上地方を襲った豪雨は、復旧間もない直後にまた襲われたとの報道もありました。1カ月に2度も襲われたものであります。これは大変なことだと思います。想定外の災害が多発しておりますので、災害には十分な対策をとっていただきたいと思います。

それでは、寒政・公明クラブの一員として、通告番号3番、移転・新築予定の市民浴場について質問させていただきます。

ことし5月21日の議員懇談会で、私たちが毎日利用している市民浴場は、付近に活断層が存在し、この活断層が動いた場合、大きな被害の発生が懸念され、温泉施設の耐用年数が27年とされている中、昭和58年の建設後35年も経過し、老朽化が急速に進行しているため、安全・安心して入浴できるように、早期の移転新築を図るものであるとの説明がありました。

さらに、その中で、活断層の直接の影響を受けない位置への移転、源泉から500メートル以内の位置に移転する等々の方針が示されましたが、評価点の算定の中で、安全性の中の①の宇島西地区が避難場所へのアクセスが容易であると高い評価となっているが、現地をよく知る者としては、前は川、隣地は活断層とすると、どこへ避難するのにアクセスが容易なのか理解に苦しむところがありますが、特に付近に活断層があるために、移転するとなれば、その辺を重要視する必要があるのではないかと考えられるが、移転・新築の進捗状況はどうか、1番目に伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員からは、市民浴場の移転・新築に関して御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、杉沼議員が疑問に感じておられる、宇島西地区が避難場所へのアクセスが高い評価に

なっているという、さきの議員懇談会で御説明した内容でありますけれども、移転候補地の一つでございます県の公園は、地区で設定をしている災害時の一時避難所になっております。ですから、市民浴場を利用されたときに災害が発生した場合は、市民浴場から公園に移動すると、一時避難所に移動するということになるわけでありまして、そういう意味で避難所へのアクセスが大変容易な場所であるということで、評価を高くさせていただいているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、移転・新築の進捗状況でございますけれども、現在市民浴場の南側にある先ほどの県の公園については、移転候補地の中で第1候補とさせていただいております。そういう意味で、その公園の所有者は県でありますので、今県の県土整備部、都市計画課と話し合いを進めさせていただいているところでございますが、その公園内に仮に建設することができるかどうか交渉しているわけでありまして、そういう手続についてやはり時間を要するというふうになっております。

我々としては、現在のところ、今年度中に県との協議を進めて、移転先を決定して、来年度、平成31年度は実施設計をしていく、そして平成32年度に建設をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 県との交渉中というようなことでありますが、後ほど浴槽等についてのところでも申しあげたいと思っておりますので、1つ目はこれで終わりたいと思っております。

(2)、7月20日の市報に新しい市民浴場についての意見募集のお知らせなどがありました。その状況はどうなのかをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 移転・新築をするということは

方針として決めさせていただいておりますが、具体的にどのような内容の市民浴場をつくっていくのかということについて、やはり利用者の方ももちろん含めて、さらに広く市民の方から御意見を頂戴すべきだということで、去る6月11日からこれ9月30日までの期間であります。市民浴場と各地区公民館、合わせて5カ所にアンケートボックスを設置しているところであります。

その状況というのは、今まだ途中でありますので評価は差し控えたいと思っておりますが、状況だけ御説明をさせていただきたいと思っております。

今意見をいただいているのは、総数で51人の方からいただいているところであります。1つに、入浴料金について、項目としてありますが、今と同等の施設で低料金を希望する方が29人ございました。それから、料金が高くなっても施設の充実を希望する方が21人と、無回答が1人という状況でございます。

また、施設、設備に関しては、洗い場の増設と仕切りの設置やシャワー機能の向上という、洗い場の充実。さらに、高温と低温の風呂など複数の風呂の設置。それから、サウナの設置。そして、露天風呂の設置という御意見もございました。また、そのほかとしては、減免制度の見直し、食堂や売店の充実という意見もございました。

まだ途中で、9月30日までの途中でありますからこの程度にとどめさせていただきたいと思っておりますが、まだ一月近くありますから、多くの皆さんに御意見を頂戴できればというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 次に、温泉は、特に山形県は各市町村に公営の、あるいは振興公社等による第三セクターの温泉浴場があり、3カ所もの温泉を持つまちさえありますが、入浴はストレス解消、心の癒し、健康増進、情報交換の場と、多

岐にわたる入浴効果があるものと思われま。交流人口の拡大を図り、移住定住する人を望む本市としても、特に公共の温泉施設等は眺望の的となるのではないのでしょうか。

今や全国各地から、キャンピングカーなどで公共の温泉をめぐる歩く人が数え切れないほどたくさんおります。その方たちと風呂の中で会話をすると、どこから来てどこがよかった、悪かったというような会話が弾んでおります。熱い、ぬるいはもちろん、時には何に効くんだとか、この地はいいなとか、あの地は嫌だねとかの話が弾んでおります。

(3) 交流人口の拡大と市民浴場の関係は切っても切れないものがあるものと思われまが、交流人口の拡大と市民浴場についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、県内35市町村全てに温泉があるということで、山形県は温泉大国というふうに標榜しているわけでありまけれども、そういった環境の中でありまから、もちろん地元の温泉ばかりではなくて、県内、他の市町村の温泉施設にも行かれる方も多いわけでありま。杉沼議員もそのお一人なのかと思ひまが。

各地それぞれの温泉にはそれぞれの特徴があつて、先ほどお話ありまが、いろんな楽しみ方をされているのではないかと思ひます。翻つてみますと、この寒河江市の市民浴場におきましては約50度ということで、さらには湯量の豊富な源泉に隣接をしているということで、加水や加温を一切行っていないという温泉でござひます。そういう意味では、温泉自体の効能がとてよいいという評判をいただひているわけありまして、もちろん他の市町村から足を運ばれる方も多いわけでござひます。

御質問にありまが、交流人口の拡大に市民浴場の果たす役割は大変大きいのではないか

というような御質問かと思ひます。我々もそういう認識をもちろん持つておりまして、新しい市民浴場におきましても、こうした市民浴場の泉質、温泉の質の特長を十分生かしながら、もちろんそういった中で市民の皆さんの、先ほど申しあげましたが、声などを踏まえて施設の充実を図りながら、また立地条件などを生かして、市内外から多くの皆さんに来ていただけるような施設にしていきたいと考えているところでありま。

また、市民浴場としても、これまでもいろんなシーズンごとにさまざまなイベントなどもやつてまいりましたが、そういうイベントを引き続き展開して、より一層交流人口の拡大につなげていく施設になればと考えておるところでござひます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたしま。再開は11時といたしま。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きま。

杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほどの市報の市民浴場に対する意見の中に、洗い場の増設とかシャワー、サウナ、それから仕切り板とか、熱い風呂、露天風呂、それから低温の風呂とか、いろんな意見があつたようでありま。

やはり熱いお湯の中では長話もできません。熱目の湯、ぬる目の湯、眺望のよい露天風呂や若者向けのサウナ風呂などがなければ、温泉を介した交流人口の拡大などは望めないのではないかと思ひまが、移転・新築後の浴槽についてはどのように考えておられるのか伺いたいと思ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新しい市民浴場の浴槽はどんなものを考えているのかという御質問でありま

が、先ほど答弁申しあげましたが、まだ具体的にはどういうものをつくっていくのかということについて申しあげる段階ではないところでありまして、市民の皆さんのいろんな御意見なども頂戴をして、そういったもちろんアンケートも参考にさせていただきながら、また現在の近隣の施設の状況なども踏まえながら、さらにはアンケートでも申しあげておりますが、入浴料金の設定などもございますので、そういったところも十分勘案しながら決めていきたいと思っております。来年度早々にも方針を決めて、その方針を踏まえて実施設計に反映させるということで考えていきたいと思っております。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 来年度に実施設計ということで、まだどんな浴槽にできるか答えられる段階でないということでございますが、できるだけ意見に、要望に沿えるような温泉に、浴槽にしたいだけだと思います。

次に、やはり温泉でも何でも、はやっているかないかはその施設の利用者数によって決まるものだと思います。利用者数などはどう見積もっておられるのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今の寒河江の市民浴場につきましては、御案内かと思いますが、昭和58年1月に開業以来、入場者数、最大のピークは平成5年度でございます。これまで通算をいたしますと約1,100万人の方に御利用いただいているところでございますが、近年では、近隣における新たな公衆浴場の設置などによって、利用者数については減少しているのが現状でございます。最近では、平成27年度は22万7,914人、平成28年度は22万5,346人、平成29年度は22万1,656人ということで、最近3カ年においては約22万人の方から年間御利用いただいている浴場ござい

ます。

新たな市民浴場の利用者見込みという御質問であります。過去に、平成2年に市民浴場の増改築、改装工事というのを実施した経過がありますが、そのときは改築後、改装後、年間8万人の利用増があったというふうになっておりますが、単純に言うと現在22万人の利用者ですから、プラス8万人で30万人という、単純に計算するとそうなりますが、もちろん当時と今では施設の置かれている状況なども違ってまいりますので、できれば30万人ということをお願いいたします。少なくとも2割あるいは3割程度の増を期待していきたいと思っております。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 施設の増改築後が、やはり年間で8万人もふえたということがあったということは、移転・新築などすれば、そのときはまたさらによいものができるであろうと期待を寄せながら、多数の人が入浴に訪れるものというふうに思います。

しかし、幾らそのときの人気で入浴者数がふえたといっても、やはり若者が来なければ、どうしてもその後の続きができないということになるかと思っております。

私も、西郡はもとよりほうぼうの温泉を利用させてもらっておりますが、残念ながら現在の市民浴場は若者、子供の入浴は、西郡の浴場と比べて非常に少ないと思います。若者に人気のある施設にすべきと思いますが、若い人、子供の利用状況について、他町の温泉と比べて利用状況はどうか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 若い方あるいは子供の利用状況ということでありますが、市民浴場においては年代ごとの入場者数というのは集計しておりませんが、いわゆる子供料金、中学生ある

いは小学生などの子供料金での入場者数、入浴者数というのは把握できますので、そういったところで御答弁を申しあげたいと思いますが、過去10年間の子供料金での入浴者数を見ますと、平成20年度から26年度までにおいては年平均2,003人、平均値で年間2,003人であったのに対し、最近の平成27年度は2,510人、平成28年度は3,564人、平成29年度は2,747人ということで、最近は、ここ3カ年においては増加傾向にあります。

年間の入場者数に占める割合についても、前の1.1%から最近では1.6%にふえてはいるんですが、ただ御指摘のように、近隣の市町の公衆浴場での若い方の利用者数、これ他の施設が小学生のみ子供料金としているところがあるので、寒河江市民浴場は中学生までも子供料金としておりますから、それは単純には比較できませんが、例えば河北町のひなの湯ですと、子供料金での入浴者数というのは2.6%ございました。ただ、ほかの近隣、例えば中山町のゆ・ら・ら、大江町のテルメ柏陵というところでは、子供料金での入場者数というのは把握していないというか、教えて、こちらでお聞きすることができなかつたんであります。そういう意味で、唯一河北町のひなの湯からすれば半分、子供の割合からすれば半分以下なのかということで、大変御指摘の点があろうかと思えます。

市民浴場は、先ほど来ありますとおり、お湯の温度が高いと言われておりますので、毎日の朝風呂を楽しみにされている方が、そういう常連の方にはこの熱い温泉が好まれているようではありますが、一方、若い方についてはもう少しぬるいほうがいいという声もございます。そういう意味で、今は早朝を中心に高目の温度設定として、それ以外の時間は温度を低くするなどという工夫をしているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい市民浴場については、年配の方だけではなくて小さい子供

さんあるいは若い方にも大いに来ていただいて、利用して楽しんでいただけるような工夫をやりしていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。

とにもかくにも移転・新築後は若い人が大いに利用できるような、やはり温度の高いお湯と低いお湯、これが、2つがあれば、やはり子供はどうしても熱いと入らないという状況がありますので、そういう浴槽を分けてつくっていただきたいものだと、市民に喜ばれる浴場をつくっていただきたいものだと思いますので、よろしく来年度の実施設計に当たりましては、十分にその辺を加味して実施設計に当たっていただきたいものだと思いますので、よろしく願います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

## 辻 登代子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号4番について、12番辻登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

県内では、先月末から降り続いた豪雨により、河川の氾濫で被害に遭われました方々、本当に心からのお見舞いを申しあげたいと思います。

きょうは、秋晴れのよい天候になりました。いよいよ寒河江市の一大イベントの一つ、五穀豊穡を祝う神輿の祭典が行われます季節でございます。本市の景気がさらに活性化することを願っております。

通告番号4番、寒政・公明クラブの一員として、放課後児童クラブの充実について質問させていただきます。

国においては、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国と地方が一体とな



った地方創生の取り組みが進められてまいりました。その後、本市においても平成27年10月にさがえ未来創成戦略が策定され、人口減少対策として、地方創生の強化を図るために、平成28年度から10年間のまちづくり計画として、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の未来都市像に向け、第6次寒河江市振興計画が策定されてから、今年度で3年目を迎えております。

急速な少子高齢化や核家族化の進行、就労環境の変化等、子供と家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、安心して子育てができる環境づくりが求められております。今後の人口減少社会への対応がどのようになされていくのか、本市の最も重要な課題になっています。

本市では、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすく育つまち寒河江」を基本理念として、さがえっこ・すくすくプランが平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で策定されました。

本市の放課後児童クラブの入所者数は、平成27年度には433人、平成28年度には506人、平成29年度では549人で、今後も増加が予想されております。入所者数の増加に対応するため、新築や公民館、空き家を改築され、西根ねっこクラブ第3や南部第2なかよしクラブ、本年度は4月からは六供町公民館に第四わんぱくクラブが開設され、現在15カ所になりました。利用者数の増加に伴い、子供たちの安全確保のため、クラブの新設などの対応が迅速に行われておりますことに対し、感謝申し上げます。

昨年3月議会の太田議員の一般質問の中で、市長からの答弁にもありましたが、放課後児童クラブの入所児童の増加に向けての対応は、今後の児童数に応じた環境の整備と安定した運営の確保を目指すとのことでありましたので、今まで以上に放課後児童クラブ運営の充実を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

す。

近年における本市の放課後児童クラブへの入所者数が年々増加する傾向にある中、施設の増進を進めなければならない状況ですが、各クラブの運営の充実を図るため、さまざまな問題点や課題等が挙げられ、特に支援員の確保は喫緊の課題となっています。子供たちが安心して生活できる放課後児童クラブの運営をするため、支援員にかかわる課題の一つに、支援員の力量を向上するため、研修の充実や研修体系の確立等が挙げられております。

最初に、本市では、シルバー人材センターとの連携で、8月22日と23日の2日間、補助スタッフの増員を図るための講習会が実施されております。その内容についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員からは放課後児童クラブの充実について御質問をいただいておりますが、お答えを申しあげたいと思います。

去る8月22日と23日に開催されました学童保育補助スタッフ講習会ですが、これ県のシルバー人材センター連合会と寒河江市シルバー人材センターが主催をして、高齢者活躍のための人材育成を目的とした事業、講習会でございました。放課後児童クラブの基礎的な知識や子供とのかかわり方などについての講習を受けて、また実際に放課後児童クラブで就労しているシルバー人材センターの会員の方の話の聞いたり、また放課後児童クラブを訪問して子供たちの様子を見てもらう、そういう時間もあつたようであります。

受講された方からは、就業する際の意識向上とスキルアップにつながったとの声をいただいたというふうに伺っているところでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 このたびの研修につきましては、高齢者の活躍の場の講習をしていただいたということで、大変感謝申し上げます。

私は、このたびの質問の内容につきまして、市報を見て知らされたわけなんですけれども、当局でも支援員の増加を図るため、さまざまな対応を考えていただいております。今後ともこのようなことを実施していただきたいと思っております。

次に、定員10名、年齢60歳以上の人を募集しておりました。その結果はどうであったか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 定員10名ということでしたが、実際14名の方から応募をいただいて、全ての方が2日間の講習を受講されたということでございます。

14名のうち、シルバー人材センターの会員の方が4名、一般の方が10名ということで、この放課後児童クラブに対する関心の高さがうかがえる結果になったというふうに思っております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 10名の定員を募集されていたのに対し、14名がおいでになったということで、大変心強く思いました。

近年におきまして、核家族が多くなっているわけですが、おばあちゃんやおじいちゃんに接することが大変少なくなっているのではないかというふうに思っております。

子育て経験者でもある高齢者の方から、子育ての経験を生かしていただき、子供たちにとっても、地域に伝わる伝統等をいろんな方面から教えてもらえる利点があるのではないかと考えております。ぜひ、高齢者の方の募集も力を入れていただきたいと思っております。

次に、昨年度の放課後児童クラブ支援員の人数は満たされておりましたけれども、ある放課後児童クラブでは、大学生のアルバイトで人数の確保をされているところもあると伺っております。このようなことを踏まえ、本市の放課後

児童クラブ支援員の現状について伺います。

最初に、現在の職員の配置状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのがありますが、その基準においては、放課後児童クラブには2名以上の放課後児童支援員を置かなければならないとなっております。その2名のうち1名を除いて、補助員をもってこれにかえることができるという規定となっております。1名は支援員の人と、その人を除いては補助員でも大体できるというふうになっているわけでありまして。

寒河江市におきましては、15の全クラブでこの基準を満たしているところでありまして、この4月1日現在で、15の放課後児童クラブで69名の職員が従事している状況でございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 今後も安定した定員の確保をよろしくお願いいたします。

次に、有資格者の人数について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この有資格者と申しますのは、保育士、社会福祉士、教員などの資格があつて、都道府県が実施をする放課後児童支援員認定資格研修を修了した者となっております。

先ほど申しましたが、69名の職員のうち、この研修を修了した資格のある支援員というのは38名でございます。

この38名の方のうち、保育士や幼稚園教諭免許を有する者が13名、教員免許を有する者が10名、それから高等学校卒業者で2年以上放課後児童健全育成事業に従事し、研修を修了した者が15名となっております。

一方、69名マイナス38名の支援員認定研修を

受講していない31名の方については補助員ということになるわけでありませけれども、このうち保育士や教員免許を有する方が6名いらっしゃいまして、今後研修の受講を予定しているというところがございます。

また、先ほど大学生のアルバイトで人員の確保をしているというお話がございましたが、その大学生については、実はその放課後児童クラブの卒業生であって、中学生のころから夏休みなど長期休みのときに手伝いに来ていただいているところでもあります。もちろんその69名の中に入っているわけでありませけれども、大学生になってからは、本人の希望もあって、長期休み以外にも、学校が終わってから手伝いに来ていただいているというところでありまして、このお嬢さん、子供たちに大変人気があるという話からすれば、支援員からは若い力が即戦力になっているという話を聞いているところがございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 大変詳しい説明をしていただきましたが、特にアルバイトの大学生の方は地域の卒業者であるということで、大変温かい、ほほえましいことだというふうに思っているところがございます。

私は、子供たちが生きていく中で、さまざまな年齢層の人と接するのも重要なことだと思っております。大学生のアルバイトについては、親しみを感じやすいなどの利点が挙げられておりますので、大学生のアルバイトを雇用するのは大変よいことと思っております。

また、これにあわせて、指導員の力量を向上するための資格保持者取得推進の強化をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、私たち寒政・公明クラブは、去る7月3日に天童市の放課後児童クラブの運営状況について勉強してまいりました。

天童市では全部で23の放課後児童クラブがあり、市中心部の3小学校区にある11クラブが天

童地区学童保育協会という1つの協会で運営しておりまして、そのほか校外の10クラブはそれぞれの地域の方で組織する学童保育協会が運営しており、NPO法人が運営する2クラブは昭和59年に開所した歴史のあるクラブです。

天童市の平成30年度の委託料は1億2,000万円で、全体で123人の職員が勤務しているとのことでした。123人のうち、支援員認定資格研修を修了している方が66人で、ことしは16人が研修を受講しているそうです。指導員の確保や処遇改善が問題となっておりますが、指導員の確保については市報等で募集をしております。

天童地区学童保育協会では、急な欠員が出た場合等は、11クラブが連携を図り、多いところから少ないところに補充を行い対応しているそうです。11クラブを運営している大きな組織の利点だと思っております。

平成5年5月に天童市学童保育連絡協議会が設立し、23クラブ全てのクラブが加入しております。連絡協議会では、全てのクラブの運営強化のため、指導員の研修を実施したり、社会保険労務士に巡回指導を委託してまいりました。今後は会計や処遇などの運営体制を統一化していく計画をされてまいりました。

この視察を踏まえて、本市の放課後児童クラブの運営について質問させていただきます。

放課後児童クラブ運営の統一化についてお伺ひいたします。

本市の放課後児童クラブは、郊外の地域運営委員会と、子供の数が多い学区の保護者組織から成る運営委員会の2通りで行われております。特に、保護者組織から成る運営委員会のクラブで問題視されているのは、増所をする場合には保護者が新しい施設を探し、支援の確保や処遇改善を図るなど、育児や仕事をしながら対応をしなければならない状況にあります。これからの放課後児童クラブの運営を保護者で行っていくということは難しいのではないかと

です。

統一した運営体制をとることで、充実して安定した放課後児童クラブの運営が図られることと思います。この件についての御所見をお願いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員の御指摘のとおり、寒河江市の放課後児童クラブの運営というのは2通りで行われているわけでありまして。1つは、市中心部の小学校区、すなわち寒河江、それから寒河江中部、南部、西根地区の4つの地区にある10のクラブは、保護者で組織する4つの運営委員会で運営をしていただいております。それ以外の市郊外の小学校区にある5つのクラブは、地域の方で組織する5つの運営委員会に運営を委託しているという状況でございます。

それで、市中心部の4つの運営委員会については、先ほど御指摘ありましたが、利用児童数の増加によって新たなクラブを開設してきているという状況でありまして、その分運営委員会の負担もふえてきている、大きくなっているのが現状でございます。

新たなクラブを開所するという場合は、場所と支援員の確保というのが必須であって、それが大きな課題になるわけでありまして。場所については運営委員会と市のほうでも連携をして現実的には探しておりますが、学区内の小学校からできるだけ近い安全な場所ということになると、やはり保護者の皆さんあるいは地域の方の御協力というのが最も有効なのではないかと考えております。今後とも、そういった意味で御理解と御協力をお願いしたいと思っております。市のほうでもできる限りの支援をしていくというふうに考えています。

もう一方、クラブの運営については、先ほど御指摘がありましたが、保護者の方が仕事や育児をしながらだったり、支援員の方が子供たちの保育をしながら運営をしていくというのは負

担が大きいというふうにも我々も承知をしているところでありますし、また1つの運営委員会が抱えるクラブ数が多くなっていくということになって、今の体制では運営に支障が生じる可能性があるというふうにも懸念をしているところでございます。

それぞれの運営委員会の成り立ちというのは、辻議員御指摘のように違っているわけでありまして、御質問にもありましたような統一した運営体制というものを今すぐつくれるかということになると、やはりいろいろ課題があるというふうにも思います。

我々としては、そういう課題がそれぞれの委員会の共通の悩みあるいは問題になっているというふうにも思われますので、今後運営委員会の負担軽減、適正な運営の方法などについて、話し合いを持ちながら検討してまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 今後の運営体制についていろいろ課題等があるということでございますので、今後とも御検討いただきまして、統一化の早期実現に向けて頑張っていただきたいと思っております。

次に、支援員の働きやすい環境についてでございます。

全国でも、放課後児童クラブでは、公立、民間合わせて、勤続1年から3年の支援員が半数を占めており、経験年数の長い支援員が少なく、保育内容の蓄積や向上にとって大きな障害となっているようです。長く勤めていただくためには、働きやすい環境づくりをすることであると思っております。

子供の指導をする上で、さまざまな問題や課題等で悩んだとき、指導に対する指示、相談等ができる経験豊富な支援員を各クラブに最低1名ずつ配置をすることについて、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 全国的には、ただいま辻議員御指摘のとおり、支援員の約半数の勤務年数が1年から3年と、大変短いということでございましたが、本市におきましては比較的長く勤務をされている方が多くて、いずれのクラブにも開所当時から勤務されている方が1名以上いらっしゃるという状況であります。

経験豊富な支援員の方がいらっしゃるということで、安心して子供たちが過ごせるような環境、あるいは働きやすい環境をさらにつくっていけるのではないかと我々は思っているところでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 本市では長く勤務している人が1名以上ということで大変安心いたしましたけれども、特に私は、南部のほうのなかよしクラブの状況を見ますと、いろいろ指導員が二、三カ月でやめたり、いろんな相談があってこの一般質問をさせていただくわけなんですけれども、その内容は各クラブによって違うと思えますけれども、なるべく長く勤めていただける環境づくりを、本市においてもこれからどうふうな放課後児童クラブになるかわからない状況でもございますので、ぜひ環境づくり、大変いい環境づくりをしていただきたいと思いますところでございます。

勤務条件や処遇改善が図られましても支援員が退職するのは、指導する上でさまざまなストレスを抱えてしまうということも原因の一つではないかと思っております。少しでも長く勤めていただくための、経験豊富な指導員の、されていないクラブに配置していただきたいというふうに、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、各クラブの連携による指導員補充についてお伺ひいたします。

放課後児童クラブの増所や、指導員や支援員が急に退職したときの対処法について、天童市

が実施されている、各クラブの連携による、多いところから少ないところへ支援員の補充をしていただきたいと思います。この件についてどのように考えておられるか、お願ひしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 放課後児童クラブの指導員、すなわち支援員や補助員については全国的に不足をしていると聞いておりますし、寒河江市におきましても同様に苦慮している面があります。また、運営委員会としては、利用児童数がどう増減していくかわからないという中で、余裕を持って支援員の確保というのはなかなか難しいというのが現状かと思えます。

支援員の求人というのは、御案内かと思いますが、運営委員会のほうでハローワークに求人票を提出しているところでありまして、市としては市報に掲載して周知を図りながら、またハローワークに直接運営委員会が提出をしている求人票へのあっせんを依頼するなど、運営委員会と連携をとりながら求人活動を対応しているところでございます。

そういった中で、先ほど御質問ありましたが、放課後児童クラブ間での支援員の調整ということですが、同じ運営委員会の中ではそれはもちろん可能かと思えますが、他の運営委員会との間でそういうのがスムーズにできるかどうかということになると、御案内のとおり給与体系あるいは財源なども異なってまいりますので、すぐにはやはり難しいのではないかと思いますけれども、何とか工夫をして、支援員の調整が可能かどうか、あるいは可能な場合はどのような方法が適当なのかなど、今後検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。

この件につきましては、すぐには難しいと私も思っております。

南部のなかよしクラブのことを申しあげますと、昨年9月11日に第2なかよしクラブが開所されました。急に指導員が退職されましたので、ことしの3月22日から2カ月間、運営ができなくなりました。その後、指導員が確保されました、再び5月21日に再開されたようでございます。

今後このようなことのないように、互いのクラブが共有し合い、連携による指導員の補充が行われるような体制がとれることを、今後とも各クラブに御指導よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、社会保険労務士の活用についてお伺ひいたします。

天童市の学童保育連絡協議会では、社会保険労務士に委託して、全てのクラブを巡回し、運営の強化を図っております。

社会保険労務士は、会社経営上の4大要素である「ヒト・モノ・カネ・情報」の中で一番重要な「ヒト」に関するエキスパートの責を担っています。社会保険労務士は、法令に従い、申請書等の作成、提出に関する手続代行、事務代理、帳簿書類等の作成、相談、指導、コンサルティング業務の仕事を行われているようです。本市の放課後児童クラブにおいても、社会保険労務士を活用することで、事務関係の相談または人事に関する適切なアドバイスや指導が行われ、運営の充実が図られるのではないのでしょうか。

本市の放課後児童クラブにおいて、社会保険労務士のアドバイスをいただく取り組みを実施してはいかがかと思ひます。この件についてお伺ひいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員から天童市の例のお話がありましたが、天童市では23のクラブ、全てのクラブが加入している天童市学童保育連絡協議会というのがこの社会保険労務士あるいは経営

士に委託をして、運営体制の強化を図っているということでございますが、寒河江市におきましては、現在のところそういう社会保険労務士などに委託をしているクラブというのはもちろんございません。

先ほど申しあげましたが、その運営委員会の負担軽減あるいは適正な運営の方策などを検討していく中で、この社会保険労務士などの活用についても、寒河江にも全クラブが加盟をする寒河江市放課後児童クラブ連絡会というのがありますから、そういった連絡会のほうに情報提供をするなどして検討していければと考えているところでございます。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 社会保険労務士の活用について御答弁いただきましたけれども、本市のクラブでは指導員、素人が事務、経理も行っているわけです。わんぱくクラブでは4月、今年度から事務員を雇ったと伺っております。

放課後児童クラブでは、3月末から4月中旬までの春休みは、子供を預かる時間帯は朝8時から7時までとなっております。その期間は予算、決算、総会に向けての準備で大変、一番1年でも忙しい時期と聞いております。

指導員が経理等で悩むことのないよう、子供によりよい指導ができるような、各クラブに1年に1回でも社会保険労務士の活用の推進を今後よろしくお願ひ申しあげます。

最後になりましたが、施設改修が必要な箇所の把握について伺ひます。

このたび、一般質問するために、各クラブを数カ所視察させていただきました。その中で、施設の改修工事についての要望を伺ひいたしました。第一、第二、第三わんぱくクラブグラウンドの排水溝設置についてでございますが、雨が降ったときのグラウンドは、水はけが悪いため、二、三日子供たちが遊べない状況であると伺ひました。グラウンドに行く階段をおりた

ところに、階段と同じ長さ1本の排水溝が設置されているだけで、雨水が流れない状況です。排水溝を延長することで水はけがよくなり、雨上がりでも子供たちが遊べるようになるのではないかと思います。

本市の放課後児童クラブにおいて、施設の改修が必要な箇所は把握されているのか、ただいま申しあげた要望箇所の対応も含めお尋ねいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、わんぱくクラブのグラウンドについてお答えをしたいと思います。このグラウンドについては、浸透排水の設計になっているわけでありませけれども、階段下の側溝は浸透性の側溝でございますが、階段から流れる雨水を受けて、浸透させるものでございます。

クラブのほうからは、このごろ浸透性が悪くて、雨が上がっても子供たちが遊べる状況になるまで時間がかかるので何とかしてほしいというお話をいただいております。現在対応策を調査しておりまして、できるだけ早く対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかの放課後児童クラブにつきましては、基本的に小規模な修繕などについては各クラブで、委託料の中で対応していただいているところでありますし、また大規模な施設改修が必要なクラブのところは、現在のところ我々のほうは聞いていない状況であります。必要な整備については今後随時適切に対応していく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○内藤 明議長 辻議員。

○辻 登代子議員 第一、第二、第三わんぱくクラブは、浸透性のグラウンドであるということでございますので、今後浸透性のグラウンドであったとしても、いろんな意見が出ておりますので、再度確認をしていただいて、早期、子供たちが雨上がりでもグラウンドで遊べるような

対応をよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろと御答弁ありがとうございました。

厚生労働省の2017年国民生活基礎調査では、2004年の調査から、働く母親が70%を超え、人数、割合ともに過去最高になったとの記事が山形新聞に記載されておりました。この調査から、全国的に、共稼ぎの家庭の増加に伴い、保育所や放課後児童クラブを利用する子供たちがふえることが予想されている現状でございます。

本市の放課後児童クラブにおける環境の整備と安定した運営の確保を目指していただきますことをよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 渡邊賢一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号5番、6番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一であります。

初めに、私からも、西日本を中心とした記録的豪雨によります土砂災害と、また本県本市を含む各地域での土砂崩れや河川の氾濫、家屋の浸水などで多くの方々が被災されました。お亡くなりになりました方々に心から哀悼の意を表し、謹んで御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々、今もなお避難生活を余儀なくされております多くの方々に、衷心よりお見舞い申しあげたいと思います。

このような状況の中で、さきの延長国会では、安倍政権は参議院選挙区の定数増やカジノ、い

いわゆる博打法案を優先させたあげく、災害発生時には安倍首相とその仲間たちが酒宴、いわゆる赤坂自民亭のSNSを、自民党国会議員みずから発信したと、信じがたいニュースが流れました。関係閣僚の担当大臣もその中において、危機管理のずさんさが指摘されております。専門家は、結果的に災害を拡大させた人災だと言っております。

数に物を言わせ、まともな議論もしていない法案を次々と強行採決する安倍政治の独裁政権を早期に終焉させるためにも、もっと地方議会でも頑張れと、いろんなどころで多くの市民から叱咤激励されているのでございます。

さて、今回は、通告しました動物愛護推進のまちづくりについて、もう一つが「食と農」地域自給圏による地域経済循環について、御質問をさせていただきます。

SNSで拡散されたこともありまして、多くの傍聴に来られている方々、現在インターネット中継をごらんになっている皆さんが注目しておりますので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

通告番号5番、ひとと動物が共生し笑顔あふれる動物愛護推進のまちづくりについて、御質問をさせていただきます。

(1) 野良犬猫の殺処分(致死処分)ゼロに向けた有効な対策(避妊・去勢手術及びマイクロチップ装着や地域猫活動等)について、御質問をさせていただきます。

動物愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法、これは1973年に議員立法でできた法律でございますが、この第44条に、動物遺棄は犯罪でありまして、100万円以下の罰金を処すという厳しい法律であります。

本県では、2014年に動物愛護管理推進計画を改定しまして、動物愛護行政の方向性を示しております。ことし3月には山形県猫の適正飼養ガイドラインを策定し、人と猫が共生していく

ための基本的なルール、猫が好きな人や嫌いな人、関心のない人など、さまざまな考えを持つ人がいる社会において、一定の共通認識、相互理解を持ってもらうことを目指すとしています。

周辺自治体では、山形市が来年度の中核市移行の目玉の一つとして、村山保健所の権限移譲に伴う動物愛護センターを、本市に近い山形市船町に新設する計画です。また、本市には最上川ふるさと公園の一角にドッグランの施設もある恵まれた環境にありまして、飼い主のマナー向上やペットに対する愛情はもちろん、住民に対する意識も、この間の行政の皆さんの取り組みによって徐々に高くなっていると言われております。

一方で、自治体を通じ、保健所や動物保護管理センターなどで収容された犬猫の数は徐々に減ってきているようではありますが、飼い主への返還、新たに里親への譲渡を行っても、依然として野良犬や野良猫として収容され、致死処分、殺処分を回避できない状況でございます。

県のデータを調べさせていただいたんですけれども、昨年度の犬は収容頭数172匹、譲渡数が51匹、処分頭数が6匹と。猫については、収容頭数が345匹、譲渡数が79匹、殺処分、致死処分の頭数が260匹ということで、ちなみに10年前の2008年度、犬は収容頭数454匹、譲渡数が87匹、致死処分は207匹。同じく猫については、収容頭数が2,488匹、譲渡頭数が54匹、致死処分の頭数が2,472匹ということで、数字上の比較ではありますけれども、致死処分の減少率について、2008年を100とすると、犬は2.89%、猫は10.5%となってきています。

さて、ここで質問なんですけれども、先般開催されました元町公民館においての地域座談会等でも、野良猫がふえないように、啓発チラシの回覧や勉強会の開催、致死処分ゼロに向けて避妊・去勢手術に対する行政の補助などが市民から要望されております。動物愛護団体の皆さま



んもボランティアや寄附を募って活動されておられますし、その予算も年々ふえ続けておまして、何とかならないかという切実な状況と聞いております。

ここに、私も資料としていただいた動物愛護団体の皆さんの「ブーニャン基金」というのがございます。多くの市民の皆さんが、貴重なこの寄附を募って、その手術等に充てているということなんですけれども、もう優に100万円以上になっているということです。

そのほか、マイクロチップ装着や地域猫活動等の普及等、これまで市長の御答弁では検討していくというふうなことでしたけれども、その結果を具体的に示していただきながら、今後の対策につきましてお伺いしたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から動物愛護推進のまちづくりということで御質問をいただきましたが、前回、これ平成28年の6月議会でしたか、御答弁をさせていただいたのでは、他の自治体の例などもいろいろ参考にさせていただいて研究をしていきたいという御答弁をさせていただきましたが、その研究、検討の結果についてお答えをしたいと思います。

不妊・去勢手術の補助については、県内の市町村では唯一遊佐町が実施をしているわけであり、また、県獣医師会のほうでも不妊手術の補助を実施していると聞いております。

先ほど渡邊議員からも御指摘ありましたが、地域座談会などでも、市民の皆さんからそういう声も聞いております。また、いろんなところで、座談会ばかりでなくて、いろんな機会です、座談会ばかりでなくて、いろいろな御意見も、御要望もいただいているところであります。

寒河江市におきましては、遊佐町の補助制度などを十分参考にさせていただいて、不妊・去勢手術に対する補助の実施に向けて検討していきたいと考えているところでございます。早け

れば来年度というふうに今考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、マイクロチップ装着についてもいろいろ研究をしているところでありますけれども、そのマイクロチップ本体あるいは手術などにも費用がかかるというようなこと、さらにはリーダーがないと情報が読み取れないというようなことがありますので、首輪とかその他のもので代替できないかなど研究をしているところでございます。

それから、地域猫活動については、山形県猫の適正飼養ガイドラインの中にその活動の手順というのが載っているわけであり、12項目ほどあるわけであり、最初に活動グループの結成、次に猫の地域トラブルの把握、それから地域住民の理解と認知、猫の実態把握、活動のルールづくり、個体の把握、それから不妊・去勢手術の実施と続いていくことによって、そういう活動を展開していくことによって、いわゆる野良猫の減少につながっていくということでございますが、この活動においては、地域住民の方と動物愛護団体の方が一体となって活動していくということが大事でありますので、どのようにして特に地域の方に理解をしていただけるかということ、さらに研究をしていっているところでございます。

最後に、今後の対策強化ということでありますが、毎年御案内のとおり、9月20日から26日までは動物愛護週間でございますので、これに合わせて、9月20日号の市報に、ことしも見開きで犬猫の飼い方等について広報したいというふうに考えております。今年度は野良猫を生み出さないようにする啓発、さらには不妊・去勢手術の重要性についても大きく掲載して広報していきたいというふうに考えております。

また、10月には、現在の犬や猫を取り巻く環境や適正な飼養を学ぶための動物愛護教室、さ

らには保護された猫たちの新しい飼い主を探す会も開催を予定しておりますので、そのこともあわせてPRしていきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今市長から御答弁をいただきましたけれども、まず不妊・去勢手術の補助につきましては、この間検討いただいて、早ければ来年度実施というふうなところまで伺ったところであります。

また、マイクロチップにつきまして、私もこれは高額だということで、飼い犬とそうでないものとわかるように、首輪とか鈴とかそういったものできちんと、運動としてそういったものを広げていけないかというふうに、多くの愛護団体の皆さんとも話をしているところです。

また、地域猫活動、今市長からもありましたけれども、ぜひこのモデル地域を募集するなどして、地域を挙げて試験的に実効性を確認していく、こういったことも必要だと思います。市内の民間ボランティア団体の皆さんのお力をおかりして、行政と市民との協働、タイアップしてのモラル、意識の高揚とか地域で動物をかわいがっていける環境整備に向けて、より一層の効果的な対策を進めていただきたいと思います。

市報や動物愛護教室など、画期的なところについては本当に評価いたしますし、ぜひ成功に向けて私も協力をさせていただきたいと思っております。

次に、(2)の動物愛護といのちの教育のさらなる充実についてでございます。

新学習指導要領によって、道徳教育の教科化、小学校外国語教育導入、保健体育での武道の必修、こういったものが入ってきたということで、これらも非常に大事なんですけれども、さらに今後検討されていますコンピューターのプログラミング教育、こういった導入まで想定されているということで、いわゆる「いのちの教育」、

生きとし生けるものの「いのちの教育」にもっと重点を置くべきではないかと思うのであります。

先生方の多忙化で、児童生徒の皆さんと向き合う時間が少なかったり、新たに必修授業になった、時間数がふえたことによって、地域と一緒にあった学校行事の大幅な見直しを余儀なくされているとお聞きしています。市民団体の一つ、教職員組合からは、今回のこの議会に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための国の新年度予算に対する請願についても提出されているところでございます。

学校の実態をお聞きしますと、小学校では体験学習の時間数を残念ながら減らさざるを得ないとおっしゃっています。三泉小学校では地域行事の十分な時間が足りず、先生が指導できなくて、伝統ある相撲大会での横綱の土俵入りや三役の取り組み、呼び出しなどが割愛されるというふうに聞いております。また、先生方のアンケート調査には、本音として、市の水泳大会、陸上競技大会、交歓音楽会をなくしてほしいとか、外国語は特に外部講師とALTが授業を行って担任は授業に入らないようにしてほしいとか、道徳、総合的な学習が入ってきて余裕がないなどの切実な声もお聞きいたします。

一方で、児童生徒のアンケート調査などで、いじめの問題の顕在化もこの教育現場で起きているのも事実であります。

動物との触れ合いは、アニマルセラピーとして医学的に癒し効果が検証されておりますし、動物虐待防止は大人にとってもいじめ防止、パワハラ防止はもとより、子供や高齢者、身体障がい者など、社会的弱者への虐待防止につながると思います。

ここで質問ですが、命の尊厳を重んじるこの「いのちの教育」がおろそかにならないようにしていただきたい。その上で、この学校現場に

おける児童生徒に対する具体的な動物愛護教育の状況について、教育長に伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 動物愛護といのちの教育のさらなる充実についてという御質問だと思いますけれども、渡邊議員御指摘のとおり、生命の尊厳を重んじる「いのちの教育」の推進につきましては、学校教育の中核をなすものであるというふうに捉えております。学校教育の中核でありますので、全ての教育課程の中でこれを取り組んでいくものだと認識しております。

さて、学校敷地内で飼育している動物の飼育状況について申し上げますけれども、敷地内で小型、中型の鳥や動物を飼育するということが、かつては全国的に見られておりました。ただ、近年、鳥インフルエンザ感染症、アレルギー等々の問題もあって、学校敷地内での動物の飼育は少なくなっているというような現状がございます。

市内の小中学校の昨年度の状況でございますが、メダカを飼っている学校が9校、小さな魚が2校、ザリガニ3校といった、小動物の飼育が主な状況でありますけれども、このような状況にあっても、各学校では、動物愛護という観点も含め、学級や学年等で子供たちはこれらの小動物を大切に飼育しているというふうに認識しております。

また、授業における実践事例になりますと、小学校1年生が使用する道徳の教科書の中には「ハムスターの赤ちゃん」というふうなものがございまして、3年生が使用する教科書には「目の見えない犬」なども取り上げられまして、動物に関する読み物から動物愛護を意識した学習が行われており、感性豊かな心を育み、命について考え、命に向き合う気持ちを醸成しているというふうに認識しているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

今教育長のほうからもありましたけれども、やはり学校での生き物の飼育の機会が減っているということですが、ぜひ、今盲導犬の話もありましたけれども、盲導犬や警察犬などの紹介とか、獣医師の方による地域猫活動の事例紹介など、もっと児童生徒に興味を持ってもらうことが必要だと思っています。

学校での飼育の機会が減って、また各家庭でも動物と触れ合う機会の有無は、家庭によって大きく異なっていると思います。家計の状況で飼えない、飼わない。あと集合住宅ではペットの飼育が禁じられているところがほとんどでありまして、そうした経験の格差を埋めることも教育の大きな一つの課題だと思います。さまざまな機会を捉えて、子供たちが動物と触れ合う機会がふえるよう、今後も努力をしていただきたいと思います。

続いて、(3)のスマイルシティ動物愛護条例(仮称)制定についてでございます。

犬猫の適正飼養について理解を深め、動物の命の問題に対して住民、行政、動物愛護団体等が協働し、さまざまな問題を解決するためには、市民からのボトムアップと市長のトップパフォーマンスが必要だと思います。いつ襲われるかわからない災害時のペット避難も、以前にも申しあげましたけれども、大きな課題であります。

ここで質問でありますけれども、先ほど先進自治体の遊佐町の優良事例がありましたけれども、市民の動物愛護の効用と、人も動物も笑顔で暮らせるスマイルシティ精神を前面にアピールし、この人と動物の定住促進、市民のお力をおかりしての協働施策によって一層市内外に本市を発信していくために、本県では市町村初となるこの条例制定を行っていくべきではないかというふうに私は考えますが、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 動物愛護条例の制定という御質問でありますけれども、環境省の資料によりますと、47都道府県の中で44の都道府県が制定をしております。その中で、山形県においても、平成13年4月1日に山形県動物の保護及び管理に関する条例というのを施行しているところでございます。

市町村におきましては、東北の中で制定、施行しているのはいわき市のみになっております。御案内のとおりであります。これは、中核市移行の際、保健所を新設するために制定する必要があったものというふうに聞いているところでございます。

こうした動物愛護の条例につきましては、動物の飼養、保管等についての必要な事項や、野犬などの収容、棄殺について定めているのが多いわけでありまして、保健所を有する都道府県あるいは政令指定都市、中核市に見合った内容になっている条例でございます。

そういう意味からすれば、寒河江市の動物愛護に関しましては、これまで山形県動物の保護及び管理に関する条例及び山形県動物愛護管理推進計画に沿って取り組んでまいりましたが、引き続きそういう県の条例、計画に沿って進めていきたいと考えてはおるところでありますけれども、御指摘のように、全国的に市町村レベルの、地域の実情に合った条例を定めてきている自治体もふえてきているようでございますので、そういったところを十分参考にさせていただいて研究していく必要があると認識しております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 東北ではいわき市だけということでもありますけれども、山形市も今住民への広聴会などで意見を求め、条例制定に向けて進んでいるわけですが、ぜひ本市もそれに負けることなくこれから進んでいただきたいというところでもありますので、今後ともよろしくお

願いしたいと思っております。

続いて、通告番号6番の「食と農」地域自給圏の基盤となる安全な食料自給による持続可能な地域経済循環について。

(1) TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）や日EU経済連携協定等による本市農業への多大な影響について御質問をさせていただきます。

農林水産省が昨年12月に発表した試算によりますと、このTPP11及び日EU・EPAについては、農林水産物の生産減少額が900億円から1,500億円、食糧自給については2016年度のカロリーベース38%がそのまま推移すると、生産額についても68%、影響を受けないというふうにしております。しかし、専門家からは、試算方法自体疑問であると。これに加え、アメリカとのFTA、二国間協議、いわゆるTPPプラスで、日本への譲歩が迫られることは確実に、農林水産業は大打撃、大きな影響を受けることになるかと警鐘を鳴らしています。

安倍政権の進めるアメリカ言いなりの政治、ぶれぶれの農業政策では、農林水産業がないがしろにされ、輸入食料がさらにふえ、自給率が下がる、安全基準が曖昧な農薬を使っているということで、私たちの健康や命がむしばまれる、地域農業の崩壊で農村環境、国土保全のリスクが高まることは確実にあります。

このようなTPP11のパートナーシップ協定、あと日EU経済連携協定、日米の二国間協議、TPPプラスの完全撤廃自由化、これを自由化ドミノというんだそうですけれども、規制緩和をさらに続ければ、食糧安全保障で国民を守ることができなくなる、極めて危険な事態を招くことになるということは明々白白ではないでしょうか。

ここで質問でありますけれども、本市への影響を推計して、具体的にこれらの問題点をわかりやすく市民と共有すべきではないかと思いま

すが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 TPPの問題につきましては、ただいま渡邊議員御指摘がありました。平成22年に当初8カ国で交渉が始まったわけであり、そして、平成28年2月に日本を含む12カ国による署名が行われ、我が国では同年の12月に国会の承認を得て、平成29年1月にTPP協定を締結したわけであり、その後、アメリカ合衆国が協定から離脱を表明したことを受けて、アメリカを除く11カ国でTPP協定の実現に向けた交渉が開始されたのは御案内のとおりであります。これがいわゆるTPP11ということでございますが、交渉の合意を受けて、ことしの3月8日に参加11カ国による署名が行われ、7月6日にはメキシコに続く第2番目に寄託国であるニュージーランド政府へ国内手続の完了に関する通報を行っているわけであり、

一方、日本EU経済連携協定、EPAにつきましては、平成25年に交渉が開始されて、昨年12月に交渉が妥結、ことしの7月17日には協定の署名が行われております。今後、協定発効に向けた国内手続が進められると聞いています。

両協定とも、先ほど御指摘のとおり、農業分野を含めて貿易投資の自由化、さらには知的財産の取り扱いなど、幅広い分野を包括した協定でありますから、国民生活に多大な影響が想定されるわけであり、国から国民に対してもっとわかりやすい説明をしていただきたいということを、我々は思っているところでございます。

また、議員御指摘の国の試算については、その前提条件次第で大きく変動するということになるわけであり、御指摘のとおりであります。今回の試算の前提条件の是非についても、各識者などでさまざまな意見が交わされているということをご承知しております。

また、現在まで山形県内における影響額の試算といったものも出されていない状況でございます。

そういった状況の中で、限られた情報の中で一自治体が独自の推計を行うということは、大変市民の皆様の誤解を生む、あるいは誤りを生む危険性があるというふうな認識をしているところでございます。

寒河江市としては、農業分野に限らず、今後も国や県からの情報収集に尽力をして、市民の皆さんにわかりやすい、的確な情報提供の方法を検討していく必要があると考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 独自の試算については、ちょっと数字遊びになってしまっても困るというふうなことなんでしょうけれども、私は特に米とかさくらんぼへの影響については、やっぱりほかの市町村とまた違うわけですので、特にさくらんぼへの影響については、この8.5%の関税がかけられ、初年度には4.3%、6年目からは撤廃というふうなことですとずっと行ったときに、どのように影響を受けるか、県の影響の見通しとか、ホームページなどによりますと、日本人の赤肉種に関する抵抗感が薄くなった場合、安価なさくらんぼを武器に日本への輸出を強めてくれば本県にとって大きな脅威になり得るというふうに書かれているわけですので、ぜひそういったところなども推計などを進めていただきたいと思っているところでございます。

時間の関係がありますので次に入りますけれども、(2)のコメの生産調整廃止による本市稲作農業への影響についてでございます。

8月8日の日本経済新聞、米の需給バランス緩むというふうな見出しがあって、私もちょっと何だというふうな思っただけを読みました。

これの中身は、ざっくり言いますと、安価な新米が出て、2017年度年産米のほうが価格が、

前は高値が続いていたんですけれども、流通業界あたりではぐっと暴落しているんだということで、その需給動向を示すD I、これについて、だんだん100に近づくほど逼迫しているというふうなことなんですけれども、38から40になっているという中身でありました。

質問なんですけれども、米の需給バランスが崩れ始めている、こうした声が出されている、ニュースにもなっている、特に大都市周辺の大規模農家が想定以上の作付を行っているということでもあります。米価の暴落の懸念がある中で、安心して米づくりができない。先般の作柄調査では、おかげさまで平年並みということでしたけれども、今後の稲作農家への影響をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先般作柄状況、御指摘のとおり平年並みということでありましたが、まだ途中経過でありますので予断を許さないとも思いますが、平成30年産米から国が主導して配分してきた米の生産数量目標が廃止されて、本市においても山形県農業再生協議会が示す生産の目安に基づいて、需要に応じた米生産に取り組んでいただいているところでございます。

これまでのところ、米政策の変更による大きな混乱もなく、加工用米や飼料用米などの新規需要米、さらには大豆などへの転作に、農家の皆様から御協力をいただいて、本市の生産の目安である食用米の作付面積、1,049ヘクタールを達成できる見込みになってございます。

また、5月30日に国が公表した4月末現在の中間的取り組み状況を見ますと、今年産の作付面積は、平成29年産米と比較して、新潟県などを初め増加が6県、本県を含む横ばいが34県、減少が7県となっております。全国的にもおおむね秩序ある米生産が継続されているものと推察をしているところでございます。

今回の米政策の変更によって、過剰な米生産

による米価の下落、先ほど議員御指摘がありましたが、米の需給の維持など、今後の稲作農業の見通しに不安を感じていらっしゃる農家の方も多数いらっしゃると思いますが、今年産米の概算金がまだ確定していないという状況でありますので、米政策変更による本市の農業への影響を評価するという事はまだ時期尚早ではないかと考えているところであります。

今後、今年産の米価の状況、さらには全国的な来年産米の生産の目安の動向を注視しながら、農家の皆さんが安心して米づくりができるよう、関係団体と連携をしながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。つや姫に続くブランド米の雪若丸の本格デビューということで、稲作農家の皆さんも期待を込めていらっしゃると思いますし、やはりこれからの見通しというのは本当にわからないわけなんですけれども、ぜひそうしたところの情報収集をお願いしたいと思います。

さて、(3)の農家が農業経営のみで暮らせる生活保障・所得補償について御質問をします。

平均年齢70歳超と言われる農家の高齢化は、年金生活者中心の農業で、今後の農業の展望は非常に厳しいというところが共通の理解だと思います。現在はこの高齢農業者が、年金という所得補償があるので何とか維持していますけれども、後継者がいないので自分の代で見切りをつけようとしている方が多いわけです。災害で農地が被災したり、あるいは今の機械が壊れたりしたらもうできなくなるべなというふうに、農家の先輩もおっしゃっています。

また、新規農業者は、最初だけは新規就農者等育成推進事業の農業次世代人材投資事業費補助金というのがあります。本市の2017年度決算は2,025万円ということでありまして、1人当たり年150万円、これが2年ないし5年

間支給されるので、最初はこれで何とか生活できるわけですが、その支給が終われば、農外所得がないと生活できないのが現実とお聞きしております。

当然、冬期間のアルバイトや出稼ぎを余儀なくされる。とりわけ稲作農業については、何とか民主党政権時代のような戸別所得補償制度を復活するということが不可欠ではないかということで、多くの農家の皆さんから声が上がっております。以前は1反歩当たり1万5,000円、その後7,500円まで半減しましたけれども、これがゼロになるというふうなことで、何とかそういういったものに期待が、復元してほしいというお考えです。

ここで質問ですけれども、本市の独自のさくらんぼ労力確保事業のような一時金支給の形でも結構ですので、そうした視点で地域農業を守るため、何らかの直接支払いによる個別所得補償ができないか検討すべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成30年産米から米の直接支払交付金について廃止をされているわけでありませう。この直接支払交付金については、所得確保や需要に応じた米生産に大きな役割を果たしてきたわけでありませう。

寒河江市におきましては、国と県に対する重要事業要望において、これにかわる生産者支援策の創設を要望してきているところであります。また、市議会におかれましては、平成29年第3回定例会において、平成30年度以降の米政策の見直しを求める請願が可決されて、内閣総理大臣ほか財務大臣と農林水産大臣宛てに意見書が提出されております。また、市民団体のほうからも、農業者個別所得補償制度の復活を求める請願なども出されているところでございます。

寒河江市独自で制度を考えてはどうかという御質問でありますけれども、寒河江市といたし

ましては、なかなか財源的な裏づけもない段階におきまして、市独自あるいは市町村レベルで新たな農業者への所得補償制度をつくっていくということは現実的ではないのではないかと考えております。やはり、国全体の米政策にかかわることありますので、国あるいは県に政策的な対応を求めているところでございます。

寒河江市といたしましては、積極的に認定農業者に誘導をして、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、地域連携農業アドバイザーを配置して農業経営改善計画の支援等を努めているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、農林水産省が推進をしている収入保険制度につきましても農業経営者に周知を進めておりますので、効果的な活用が図れればと思っております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長から御答弁いただきましたけれども、国レベルの政策でないかと。市長とここで空中戦をしても進まないと思っておりますけれども、ぜひ足元を見ていただいて、認定農業者のハードルも年収400万円ですか、非常に高いと言われておりまして、200万円とか300万円だったら何とかクリアできるというふうな声もお聞きします。そうした視点からも、ぜひ今後も御検討いただきたいと思っております。

さて、(4)の小中学校等の給食における地産地消推進について御質問させていただきます。

食育推進につきまして、毎月19日の寒河江食育の日の取り組み、地元の食材を使った郷土料理や行事食の継承、伝統野菜料理のコンクールやレシピ作成など、市民から高い評価が上がっております。

ただ、残念なことに、この異物混入のニュース、市民からは本当に大丈夫なのかと心配されております。また、食物アレルギーの児童生徒

も少なくないという食生活の現状もあると思います。

さて、地産地消につきまして、本県の状況を調べましたところ、これは公表していないそうなんですけれども、2017年度の学校給食における県産農産物の使用割合について、野菜が35.6%、果物が60.1%、生肉が56.7%であり、合計45.8%ということであります。ちなみに過去3年間の全体比較をお聞きしたところ、2015年度45%、2016年度43.2%、2017年度がこの45.8%ということで、県全体でも半分以下ということであります。

本市における状況を事務的に伺ったところ、全体では2015年度が38.3%、2016年度が44.4%、2017年度が50.3%と、県平均は上回っているということでした。また、小学校と中学校では大きく違っているということもお聞きいたしました。

さて、本市の食育、地産地消推進計画における2020年度までの5カ年計画の最終目標設定は、地域食材の利用について60%となっているわけなんですけれども、私は、季節によって波があるにしても、できる限り地域産の農産物による食材での給食ができるようにすべきではないかというふうに思うのでございます。

ここで質問であります。2017年度決算において、学校給食事業1億164万2,000円のうち、地産地消促進事業費補助金が258万2,000円となっておりますけれども、ここはぜひもっと増額して地産地消を拡大すべきではないかと思っておりますけれども、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校給食における地産地消の取り組みにつきましては、地元農家の生産拡大あるいは県産野菜の消費拡大により農業を活性化させるだけではなく、子供たちの郷土愛醸成のために有効であると捉えているところであり

ます。

このことを背景にして、本市の学校給食における県産農産物の利用状況につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、平成27年から38.3%、44.4%、そして平成29年度が50.3%と、年々拡大しているところでございます。

ただ、一方で、地産地消を推進するための、県の地産地消促進補助金でございまして、実績値が低い市町村ほど、地産地消を促進するために補助を手厚くしているという仕組みがございまして、実績値が40%未満の場合は給食回数が45回までの補助となりますけれども、本市のように、実績値が40%を超えていますので、そういった市町村にあっては、県からの補助は年間25回となっているところであります。

ですので、地産地消促進補助金につきましては、実績値との関係によって補助回数が決まっているということですので、地産地消を拡大すれば給食費に対する県の補助金の補助回数は下がってしまうということ、そういった仕組みになっているところでございます。

このことに加え、地産地消の拡大を図っていく上での課題があることも事実でございまして。

1つは、まとまった数量の県産農産物の一括購入が可能かということでございます。先ほど小中で、地産地消率で割合が違うという御指摘があったとおり、平成29年度の小学校につきましては地産地消率は28.0%、中学校は51.1%となっております。これは、給食センターで一括購入を行う中学校はまとまった数量で購入することができるということから高い数値となっておりますけれども、小学校は御案内のとおり自己調理のために学校ごとの購入となり、まとまった数量での購入ができないことから地産地消率は低くなっているということでございます。

もう一つの課題は、これも先ほど御指摘があったとおりかとは思いますが、県産野菜を利用できる時期についてでございます。県産野菜な



どは、冬期間を考えた場合、収穫できるものが限定されて、春から秋の収穫時期に合わせた利用となり、冬期間などは他県のものを利用せざるを得なくなっております。

このように、地産地消の拡大に当たっては、一括購入の可能性や県産野菜の購入時期の適切な選定など課題を整理しながら、拡大できる方法について今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

補助金制度のいわゆる欠陥というか、仕組みの問題については、今お聞きして、本当に逆の方向になってしまうというのは非常にこれは残念なことですが、ぜひ独自でもそうした財源をつけていただいて、特に小学校の平成29年度、2017年度、28.0%、ここについてはまだまだ伸びしろがあるのではないかと、購入のスタイルが一括購入で大きく違うというのも理解できますけれども、ぜひその改善というか、さらなる推進についてお願いをしたいと思います。

さらに、市立病院や福祉施設など公的施設の給食に対して、この安全・安心な地元でつくった農産作物の食材で地産地消の制度を拡大できるように、ぜひ民間の皆さんにも広げていただきたい、地域農業を守っていただきたいと思っているところでございます。

さて、(5)、最後になりますけれども、再生可能エネルギー自給に向けた葉山高原牧場の有効活用について御質問します。

決算書では2014年から休牧による遊休農地となっているこの葉山高原牧場管理事業に、2017年度決算によれば244万7,000円、今年度を含めるとこの5年間で965万8,000円という血税が投入されているのでございます。歳入欠陥などの事件というかニュースもあるわけですが、この1,000万円近い予算、決算、維持管理費と

はいえ、非常にもったいないという市民の声があります。

そもそも、現在の費用対効果、プライマリーバランスについて、この葉山高原牧場についての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、平成29年度の葉山高原牧場の管理事業の決算、維持管理を行うための人夫賃金や作業機械の燃料費等合わせて116万5,000円、それから作業機械のリース料や国と自治会への賃借料が54万9,000円と、合わせて170万円程度が維持管理に使われております。

また、昨年度限りの一時的な支出がありまして、土地の返却後に生じた旧畑牧区におけるのり面崩落した際の解決金73万4,000円というものがございまして、それを加えた額が平成29年度決算となっているわけでありまして。

また、他方、利用状況については、「葉山の里たしろ」が実施をしております星空観察会のみにとどまっているという状況であります。

市といたしましては、葉山高原牧場の広大な敷地、それから恵まれた自然環境をより生かす方策などについて、地域住民の皆さんあるいは民間事業者の皆様からさまざまな利用方法などを御提案いただいて実現性を検討しているところでございますので、御理解をいただきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今市長のほうからありましたけれども、この広大な葉山高原牧場に、ぜひ自然エネルギー、再生可能エネルギーの自給に向けて、太陽光発電とか風力発電、河川を利用した小水力発電など、食料、農業のほうを守っていく地域自給のためにも、また市内で消費する電力の自給を進めていくためにも、今後の可能性も含め、このエネルギー自給の検討というものが私は大事だと思うんですけれども、市長の御

見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘の葉山高原牧場への太陽光発電あるいは風力発電などの再生可能エネルギー施設の設置については、実は休牧をする際の活用案の一つとして、これまで市でも検討させていただいて、民間事業者にも御相談をさせていただきましたが、牧場から電気利用者への送電網を新設する必要があること、さらには冬期間の積雪時の維持管理等費用対効果の面から非現実的ということがあって、検討を断念した経過がございます。

また、地元の方からの活用希望、あるいは民間企業の野菜生産地化、さらには他県在住者からの産地酪農の起業に向けた相談といったさまざまな御提案をいただいておりますが、電気、水道などのライフラインを整備していないということがネックになりまして実現には至っていない状況であります。市としても、先ほど申しあげましたけれども、いろいろな選択肢、全ての選択肢を否定することなく、最良の方法を今後も検討していきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひこのエネルギー自給に向けての検討も含めて、これからぜひ担当課だけではなくて、いろいろな課のスタッフからワーキングチームとかプロジェクトチームをつくっていただいて、ここに英知を結集していただくべきではないかというふうに思っております。

市長からありました星空観察会だけでは非常に残念ですので、その星の輝きがもっと太陽の光ぐらいになるぐらい、ここに光を当てていただきたいと考えております。

終わりになりますけれども、今年度も大盛況のさくらんぼ関連イベントには、多くの県内外の観光客が来られました。市内外の中学生、高校生を含む多くの市民ボランティアの皆様に御

協力いただきまして、大会運営がスムーズに進められましたことも御案内のとおりであります。

私も、2,700名を市内外から集めてハーフマラソンが初めて行われました“さがえ”さくらんぼマラソンの実行委員の一員であります。改めまして、市民の皆様と当局、市長、教育長を初め、職員の皆様に対し感謝を申しあげたいと思っています。

さらに、朗報であります。去る8月5日に開催されました第13回全国蔵王防平ジュニア駅伝競走大会におきまして、本市の男子チームが過去最高順位となる悲願の第3位入賞、そして女子チームが過去最高タイの成績となる第4位に躍進する快挙をなし遂げました。市民体育館に賞状やメダルが掲示されておりますけれども、これらにつきましても、午前中同僚議員の質問にもありました寒河江公園、長岡山のアップダウンのあるコース、遊歩道を使って練習を重ねてきた成果でありまして、先日もこのクロカンコースの一部であるさくらの丘の除草や清掃を行っていただいている市民団体初め多くの方のお力添えのたまものと、重ねて感謝を申しあげる次第でございます。

東京オリンピックのボランティアの問題についてもニュースになっておりますけれども、ぜひこの市民の多くの皆さんのそうした行為が無駄になることなく、これからも進んでいければいいなというふうに思っています。

私もこれから市民の皆様ともさらに対話を重ね、ともに考え実践する奉仕活動が広がっていくように、協働の取り組みを進めていくことを最後に申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分といたします。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時15分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 國井輝明議員の質問

○内藤 明議長 通告番号7番、8番について、11番國井輝明議員。

○國井輝明議員 まず、質問に入ります前に、御礼を申しあげたいと思っております。

その内容というのが、6月議会で私が質問させていただいた子供たちの地域コミュニティへの参加ということで、若い世代の地域参加促進ということを質問させていただきました。去る5月5日、日曜日だったんですが、私が住む宝地区で、桜の木の、いわゆる街路樹の剪定、除草作業というものを地域町会の方と、私は手伝いを毎年しているわけですが、ことし初めて中学校の生徒がボランティアで参加してくださいました。一緒に話をしながら作業をするというとても有意義な時間を過ごすことができましたこと、心から感謝申しあげます。

これからもそうした取り組みというものを、推進をよろしくお願ひしたいということをお願いさせていただきます。

このたび質問させていただきます内容は、デジタル教科書、また午前中の質疑でもありましたエアコンの導入、熱中症対策についてであります。

まず、通告番号7番、学力の向上に向けて質問をさせていただきたいと思ひます。

デジタル教科書がここ数年急速に普及してきております。文部科学省の専門家会議は、学習向上させるため、ICTの将来性、可能性を見据えて、デジタル教科書の2020年度からの導入を提案しております。しかし、多くの教師はこれまで使ったことのないデジタル教科書の導入に大きな不安を抱えているとも言えます。

文部科学省は、教科書のデジタル化の促進に

向け、教科書制度のあり方やそれに応じた著作権のあり方など、多くの課題についての専門的な検討を行っておりますが、教員はICT機器やデジタル教科書をどのように使ったらよいか十分に理解しないまま、学校現場に次々と導入されてきている現状があるとのことでした。

全国的に目を向ければこのような状況にあるようですが、私がお話を伺うところでは、寒河江市立の学校の教員の方は、デジタル教科書の導入を願っているところであります。

午前の質疑で太田議員の質問に答えていた内容では、ICTを活用する取り組みを進める内容等の答弁をいただいておりますが、まずそうしたことも含めて、初めに、寒河江市でのデジタル教科書の導入に向けたこれまでの取り組み状況についてお尋ねをさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市の小中学校でのデジタル教科書の導入に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

現在、教育のICT化が叫ばれている中、タブレットPC、電子黒板の普及と設置及び無線LAN等のハード面の環境整備に加えまして、デジタル教科書はソフト面での必須条件であると言われております。

そのような中、本市におきましては、平成25年11月になりますけれども、陵南中学校と柴橋小学校を会場に、第54回放送教育研究会東北大会並びに第26回山形県メディア教育研究大会西村山大会が開催されております。教職員の研修でございます。豊かな学びを育む教育メディアの効果的活用ということをテーマに、電子黒板や教育メディアの活用について研修を深めると同時に、中学校社会科の公開授業においてはデジタル教科書やタブレットを使用しての授業公開を行った経緯がございます。

それ以降、市内の中学校3校の社会科や理科では、教科担当の要望から、順次デジタル教科

書を導入し、配置されている電子黒板や大型モニターを使用しながら、デジタル教科書を授業で活用しているところがございます。

陵東中学校では、社会、理科だけではなくて美術科でもデジタル教科書を導入して授業を展開していると聞いております。

小学校においては、高松小学校で平成23年度から25年度にかけて、文部科学省による学びのイノベーション事業の実証校に指定され、電子黒板やタブレットPCの活用、さらにはデジタル教科書を用いた研究実践を行いました。ただ、文部科学省の指定が終了した後は、その使用については残念ながら継続されていないという状況がございます。

その後、高松小学校を含め、市内の小中学校では、電子黒板や大型モニター、書画カメラ等のICT機器の活用はなされておりますが、デジタル教科書を導入して使用している学校は、現在のところはございません。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。比較的、少しずつではありますが、ちょっと取り組みをしているというような状況というふうに伺いました。

そこで、児童生徒の理解度ということではちょっとお伺いしたいわけですが、デジタル教科書は音と映像により興味を促し、子供たちの理解度が格段に上がることで学力の向上につながると言われておりますが、どのように理解しているのかお伺いをさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 デジタル教科書につきましては、議員御指摘のように画像や動画を活用し、音と映像によって授業をわかりやすくするとともに、子供たちの興味関心を高め、学習意欲を向上させることができるというふうに言われております。タブレットや電子黒板などと一緒に

活用すれば、さらに学習意欲や学習効果により影響があると考えております。

先ほど例に申しあげましたが、文部科学省の学びのイノベーション授業によって、高松小学校を含めて全国20校で行った児童生徒への調査によりますと、デジタル教科書を使った勉強をしたいと思うかというふうな質問に対して、小学生では8割以上、中学生では7割以上が肯定的な回答をしているところであります。

こういったことから、子供たちのデジタル教科書に対するニーズは高いと言っていいのかというふうに思っているところがございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 生徒からの反応では、やはり中学校で70%、小学校で80%以上が受けたいというような意識もあるというような話でございましたので、子供たちもそういった意識を持っているんだというふうに、ちょっと認識させていただきました。

その上でちょっとお伺いしたいのが、私は6月議会で、電子黒板の導入についてということで提案させていただいておりましたけれども、現在各フロアに電子黒板を設置しておりますが、デジタル教科書を導入するとした場合、これを活用する利用条件、必要台数等々は見合っているのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市内の小中学校の条件整備につきましては、市のICT関連の行動計画によって、電子黒板は全ての小中学校に、各フロアへの設置は既に完了しております。

今後、デジタル教科書を導入していく場合に、さらに電子黒板を追加して設置する必要があるのではというふうにも考えるわけですが、デジタル教科書を使う授業では、必ずしも高価な電子黒板である必要はなく、電子黒板よりも比較的安価な大型モニターであれば、電子

黒板の機能がなくとも画像や音声、動画のコンテンツ等を大きく一斉に、全体に提示することができ、十分代替が可能であり、大変有効なものであると考えております。

現在、デジタル教科書を使用している市内中学校では、大型モニターを活用している授業が多いことから、デジタル教科書を電子黒板で使用するか大型モニターで使用するかは、授業で扱う題材あるいは授業内容、使用環境などを踏まえ、いずれを選択すればより効果的な授業になるかを指導者自身が判断をして活用していくということが適切であると考えております。

このことから、市のICT関連の行動計画では、電子黒板につきましては、先ほど申しあげましたように既に整備を完了しておりますので、今後デジタル教科書を導入する際は、それを効果的に活用するための大型モニターやタブレットの整備が必要となってまいりますので、これらを行動計画の中に盛り込んでいるところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 整備は大分整っているというような状況でありますけれども、もう少し理解を深めるために、その導入の効果等々についても伺いをさせていただきたいというふうに思いますけれども、デジタル教科書を導入するとして、そのメリット、デメリットについて触れさせていただきます。

まずメリットとして、1つに、どんなところで生徒がつまずきやすいのかなどの知識の蓄積がしやすく、また多数の学校での共有が可能であること。

2つに、生徒一人一人が1台ずつ持って、自分の勉強の進度、1つずつというのはタブレット等を持ってという意味ですけれども、勉強の進度、成果を蓄積すれば、それに合わせた、一人一人に合った学習プログラムを容易につくることができる可能性を持っており、これによ

て反復が重要な計算の習熟や漢字などの学習は効率的に、確実に行うことが可能となります。

3つに、紙の教科書ではできない動画や音声での説明、立体的な映像で資料を見せることができ、わかりやすい説明ができること。

4つに、コンピュータが浸透した現代において、それを使いこなす能力が自然と身につくことなどが挙げられると思います。

デメリットとしては、1つに、紙の教科書だからこそのよさがあり、パソコンの画面で読むより紙で読む方が内容に集中しやすく、学習効果が高いという結果も出ているということ。

2つに、全ての学習に必要とされる「書く」ことの減少、これは考えることの減少につながるおそれがあること。特にこのことについて、デジタル教科書は多数の情報を一つにまとめられ、検索で瞬時に情報を表示できる。そのため、ある課題に答えを出すための視点で見ると、検索できない内容に対して、自分の手と頭を使って答えを出すことができないという大きなデメリットを含んでいるようであります。

教育委員会としてはこうしたことをどのように把握しているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員から御指摘がございましたけれども、デジタル教科書導入のメリット4点、デメリット2点につきまして、御指摘があったとおりでというふうに思います。

さらにつけ加えさせていただくとすれば、メリットといたしましては、やはり子供たちの興味関心が高まることに加えて、これまでの教科書とは違って、タブレットを活用すれば持ち運びも軽くなることなどが挙げられます。

デメリットとしましては、子供たちみずから考えて答えを出すことよりも検索機能を使って答えを出してしまうという弊害に加えて、デジタル教科書導入の費用あるいは更新維持等の

費用が継続的に必要であるということ。また、授業中、使用中に起こる機器の突然の故障、ふぐあいによる授業進度や学習への影響、さらに視力低下などの心配も指摘されているところがございます。

国の動向を見ますと、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日より施行されることから、これまで教科書は紙でできたものというふうに規定されておりましたが、次年度以降はデジタル教科書も正式な教科書と扱われるようになるようでございます。

これにより、教育課程の一部において、紙の教科書と同じ内容をデジタル化したデジタル教科書を使用することができるだけではなくて、必要に応じて子供たちがデジタル教科書を使用できるようになってくるものと考えております。

このことを踏まえまして、議員からの御指摘がありました。国では、効果的な活用のあり方等に関するガイドラインが検討されております。

市といたしましても、このような国の動向を注視するとともに、県、他市町村の動きなども参考にしながら、デジタル教科書のメリット、デメリットを十分に考慮した上で、デジタル教科書を最大限有効活用しながら授業改善に生かしていくということが大事なことであると考えているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいまの答弁の中で、やはりデジタル教科書はいわゆるパソコンとかタブレットだけでなく、その教科書自体、いわゆる1年とかないし2年のライセンス契約というようなことで、継続的なやはり費用が必要だということが一つの課題にもなるのかというふうにちょっと感じた上で次の質問をさせていただきたいわけですが、全校、全学年に導入した場合といいますか、寒河江市内、主な教科を全校、全学年に導入するとすると、どの程度の予

算が必要となるのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 全校ということの前に、基本的に1教科どのぐらいのライセンス契約料がかかるのかということでお話をさせていただきたいと思いますが、デジタル教科書1教科、ライセンス契約、1セット購入すれば全ての児童生徒が使用できるという場合は、これはつくっているメーカーでも違いがございますけれども、約6万から9万円のライセンス契約料というふうになります。

1セット6万円のデジタル教科書契約をもとに考えた場合、例えば小学校において、4年生以上で国語とか算数とか1教科購入した場合は、1教科6万円掛ける4、5、6の3学年分掛ける学校数が10校でございますので、180万円ぐらいが必要になるということでございます。1教科であればということです。導入教科がふえればその分は多くかかるということになります。中学校も同様に、6万円と計算すれば、1、2、3学年掛ける3校です。54万円ということでございます。

1教科に限って言えば、230万円から240万円となりますので、教科数がふえればそれ掛ける教科ということになるかと思っております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいまの答弁は教科書のみというか、ハード面のところは入ってはいない、除いた金額ということですね。だと、初期投資というかそういったものを含めると大分お金もやはりかかるのかというふうに認識はありますけれども、先ほど冒頭でもちょっとお話ししたとおり、寒河江市の学校をちょっと訪問しているいろいろお話を聞いたところ、先生方もこの教科書の導入については非常に前向きな方が多くいらっしゃるというふうに思っておりますので、そんな話も伺った中で、現在デジタル教科

書を導入したいというか、要望、予算要求などあると思いますけれども、どの程度というか、件数などは把握していますでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 昨年度の予算要求の例で申しあげますが、デジタル教科書に関しましては小学校が8校、中学校からは1校要求があつて、教科の数も、1教科だけの学校から、4教科分要求している学校もございます。

教育委員会としましては、新しい学習指導要領が全面実施になることに伴い、全て新しい教科書が使用されることになる2年後の2020年には、タブレットや大型モニターの導入等を含め、デジタル教科書については、まずは小学校5、6年から導入を計画しているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 具体的に小学校5、6年から導入を進めたいような答弁を今いただきまして、大変ちょっとうれしく思っているところでございます。

そうした中で、ちょっと質問していいのかわかりませんが、モデル校を選定して導入に向けた検討ということなんですけれども、多額の予算も必要であること、また導入し効果がきっちり得られるのか、私は検証すべきかというふうに思っておりますので、ただいま教育長の答弁の中でもありましたが、4年ごとに教科書は見直されておりますが、次の見直しは2年後、つきましては平成32年度の予算に反映すべく、導入の可能性について検討してほしいという質問をさせていただいたところでございます。

提案になりますけれども、全校、全学年という、一斉にとは申しあげませんけれども、モデル校を選定し、導入に向けた取り組みを実施していただくことはできないかということで、質問をさせていただきたいと思つています。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員の御意見のように、デジタル教科書についての効果検証につきましては、モデル校を指定しての研究というのも一つの方法であるかと思つています。

ただ、先ほど議員からあつたように、デジタル教科書のソフト面だけではなくてハード面も必要だということでもありますので、モデル校の指定は一つの方法であると思つています。ただ、市内においてデジタル教科書を使用していない学校が1校もないという状況であれば、試験的に、パイロット的にモデル校を指定するということも有効であると考えますが、先ほど申しあげましたように、既に市内中学校においては複数の学校で、しかも複数の教科でデジタル教科書を使用しているという現状がございますので、その中でデジタル教科書のよさを生かし、あるいはデメリットへの対応をどうしているかということも考慮しながら有効活用しているという現状があると思つていますので、このような授業を、より多くの先生方に参観していただき、よさと課題を直接目にして共有していくということが、効果検証のみならず、デジタル教科書を使った効果的な授業のあり方についての有効な検証にもつながるのではないかというふうに考えますので、教育委員会としましてもこのような取り組みをこれまで以上に推進していきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁でも、私も理解いたしました。

まずは、非常に私質問する前からといひますか、質問するに当たって、非常に前向きなことで取り組んでいる状況かに思えます。ぜひ、平成32年度の予算にうまく盛り込んでいただきながら、実現できることを期待しているところでございますけれども、今後も学習のため、グループ学習とかペア学習等々の、そうした学習も活用しつつ、しっかりと取り組んでほしいとい

うふうなことで申しあげておきたいと思います。  
ありがとうございました。

次に、通告番号8番、熱中症対策についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、エアコンの設置についてということで今回通告している内容ですけれども、同僚の太田議員から午前中質問もありましたので、これをなるべく重複しないようにといたしますか、要旨についても細かく通告しているので、ちょっとその要旨もばらばらになるかもしれませんが、よろしく御答弁いただきたいというふうに思っております。

まず、ことしの5月18日に開かれた寒河江市のPTA連合会委員総会で、寒河江市内全学校、全クラスにエアコンの設置を求める要望を提出することが決議されました。さらに、寒河江市PTA連合会では、9月7日に佐藤市長へ要望書を提出するということが伺っているところです。

そういうところですが、このたびの補正予算には、全ての教室にエアコンを設置する内容の予算が計上されており、この要望に対してしっかりと応えてくださっているということ、また地域の宝である子供たちのことを考え決断されたことに、佐藤市長と執行機関並びに教育行政関係者皆様に心から感謝を申しあげたいと思っております。まことにありがとうございます。

このたびの質問は、先ほど申しあげましたとおり同僚である太田議員よりも質問がありました。私からはタブらないように質問させていただければというふうに思いますけれども、この件に関しましては大変関心が高くて、9月議会後に開かれる議会報告会等々でも質問も多いと思いますので、いろいろ確認の意味も込めて質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、先ほどの答弁でもちょっとあったかもしれませんが、学校での熱中症対策に

ついて質問させていただきます。

お年寄りほど屋内で熱中症になりやすいというデータを見ました。理由としては、暑くともエアコンをつけずに我慢してしまうこと、そしてお年寄りほど暑さを感じにくくなり、温度調節ができなくなる傾向にあるというものです。

児童生徒に目を向ければこうした心配は少なくなると思いますが、この夏の暑さで、皆様もおわかりのように、集中力もなくなり、学力の低下にも関係しているのではないかと考えてしまうのです。

ことしの夏、陵東中学校のデータですが、1学年の教室は3階にあり、気温は室内でありながら30度を超える日が続いていたと伺いました。2階は2学年の教室となっておりますが、ここも29度まで気温が上がるというのです。さらに、寒河江小学校並びに西根小学校では、2、3階の教室で35度ぐらいになっており、場所によっては37度近くにもなったというところです。また、直射日光を受ける場所に関しましては44度を超えるという場所もあったというお話も伺いました。

こうした状況下で、教室、廊下の窓を全てあけ、さらに教室のドアを外すなどして風通しをよくし、また教室内では窓側と廊下側とでも温度差があり、不平等さを解消するため、ローテーションを組み、席がえなどの対応もされているということでありました。

市内小中学校での状況と、これまでの熱中症対策についてお尋ねをさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 國井議員御指摘のとおり、学校生活の中で最も大切に考えるべきことは、言うまでもなく子供たちの安全を守ることであり、ことしの夏は高温多湿で、厳しい暑さの中で授業が行われ、学習効果が上がらないこと、あるいは熱中症の危険性もあることなど、各学校の学習環境はとても厳しい状況であったというふ



うに認識しております。

教育委員会としましても実態を調査させていただきましたが、各学校での猛暑に対する対策につきましては、国井議員がお話しされたほかに、これから申しあげることが報告されております。午前中の太田議員への答弁とも一部重複するかもしれませんが、まず1つは、中間休み、昼休みに、エアコンがついている図書室等の特別教室を開放したという例がございます。

2つは、総合的な学習の時間や書写の授業、行事に向けての話し合いなどを、エアコンがついている音楽室等で行ったという例でございます。

3つは、各学年が1日1回、エアコンがついている特別教室等で授業を行ったという例がございます。

4つ目は、先ほども午前中申しあげましたが、終業式や始業式を、体育館ではなくて放送によって各教室で行ったという例がございます。

5つ目は、夏季休業中の部活動を、熱中症指数を見たり、あるいは高温注意報が出た場合は中止したり、時間を短縮したりしたという例がございます。

6つ目は、児童と保護者が参加予定だったPTA講演会を保護者のみの参加とし、体育館に送風機や氷を置いて実施したという例がございます。

7つ目は、これも午前中申しあげましたが、半袖、短パン等での登校を許可したということなど、各学校が実情に応じて暑さへの対策を講じて対応しているようでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

それでは、今後の設置計画についてお尋ねをさせていただきますと思います。

今後の設置計画は午前中の質問に対して御答弁いただいておりますので、関連して幾つか質

問させていただきたいと思います。私としても、来年の夏に間に合うように計画していただいたことに感謝しているところであります。

質問というのは、寒河江小学校、柴橋小学校のことですけれども、こちらの学校では、他の学校と違い、オープンスペースとなっておりますので、特別な設置方法等になるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 寒河江小学校と柴橋小学校につきましては、今ありましたように、各教室の配置が仕切りのないオープンスペースとなっております。通常エアコン機器の設置につきましては、一般的な教室の場合は1つの教室に2台の設置を想定しておりますけれども、オープンスペースの教室では、冷房効果を確保するため、教室に該当するスペースのほかに、共有スペースにもエアコン機器の設置が必要になるものというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。共有スペースというのは多分廊下ということか認識いたしました。

それでは、この制度、このエアコンの設置に対して国や県でも支援をしておりますけれども、予算書を見ますと、市単独分が大変多いと感じるわけですが、この支援制度の中身としてはエアコン本体のみなのか、また電気設備等の工事なども含まれているものなのか、その内容等についてもお尋ねをさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 設置工事につきましては、エアコン本体にかかわる設置工事のほかに、学校施設自体の受電容量を上げるための電気設備、いわゆるキュービクルといっていますけれども、キュービクル設置のための工事が必要となってきます。

この工事につきましては費用負担が大きく、本市の中学校につきましては既に対応済みであります。小学校につきましては、このたび新たに工事が必要となってきます。

国及び県の小中学校のエアコン設置に対する新たな支援制度につきましては、現時点では具体的には示されておられませんけれども、補正予算に組み込んだ国の現行の補助制度の交付金はエアコン本体にかかわる設置工事について主に算定されているものとなっております。関連工事である電気設備、キュービクル工事は算定には含まれておりません。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 そうした支援のメニューが出ればというふうに期待はするものですが、まずは来年の夏に間に合わせるために今回補正予算で対応したということでありますので、そうした決断をまずは私は評価させていただきたいと思っております。

それでは、その内容はわかりましたので、使用方法についてちょっと質問させていただきたいんですけれども、午前中の質疑で、このたびの設置するエアコンは冷暖房機能つきであると答弁をいただいておりますので、冬場の活用方法について伺いをさせていただきたいと思っております。

それは、インフルエンザ対策であります。インフルエンザウイルスは高温多湿に弱く、中でも温度の影響はかなり大きいと伺っております。ちょっと私が調べたデータでありますけれども、特に温度で見ますと22度前後でウイルスの生存率を低下させる効果が期待できるといいます。児童生徒の健康管理の観点からも、こうした利用方法も考えてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 冬場のエアコンの活用につきましては、現在の暖房設備の補助的な利用とい

うことを想定しておりますが、今御指摘あったように、適切な室温管理に努めながら、児童生徒の健康管理や快適な学習環境の提供に寄与できるものだというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 毎年学級閉鎖、学年閉鎖等々、ちょっと話になるものですので、もしそうした対応でそうしたことに効果があるのであれば、ぜひお願いしたいと思っております。

エアコンの質問については、この程度でとどめさせていただきたいと思っております。

続きに、夏休みの延長について質問をさせていただきたいと思っております。

県内自治体では、入学式、卒業式、また長期の休みの時期が少し違っているように感じますが、寒河江市内の小中学校での春休み、夏休み、冬休み、この長期休みの期間設定等はどのように決定しているのかをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 小中学校の長期休業につきましては、学校教育法施行規則と市の小中学校管理規則によって各校長が定め、教育委員会が認めるということになっております。

その際、校長は、市の校長会等での各学校の情報交換や、県内各小中学校の動向などを参考にしながら、それぞれの校長の教育理念、教育方針に基づいて、児童生徒に効果的、効率的な教育が施されるよう総合的に判断し、教職員のコンセンサスのもと、最も適切な時期に長期休業を設定しているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 答弁ありがとうございます。

校長会で協議してということであれば、変更は可能なのかというふうになんか認識しているところでございますが、まずその前に熱中症のリスクの軽減についてお尋ねをさせていただき

たいと思います。

ことしの夏は猛暑日が続く、県内はもちろん、全国的に熱中症で搬送されるなどのニュースを多く目にいたしました。

学校では、教室だけでなく、体育館やグラウンドでの、屋外での授業があるわけであり、熱中症の対策として夏休みの期間を延長、具体的には7月上旬から休みにするなど、熱中症になるリスクを減らすことができるのではないかとこのように考えますが、このことについての御見解を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 ことしの夏は全国的に熱中症にかかる事故が多発している中、幸い市内の小中学校においては、各学校の適切な判断、指導によって、これまで大きな事故はありませんでしたが、御指摘のとおり生命にかかわるような暑さが続いたことも事実でございます。

このような酷暑への課題解決の一つとして、先ほどから話題となっておりますが、来年度からのエアコン導入ということでございます。

議員御指摘の夏季休業の延長もしくは前倒しについてでございますが、先ほど申しあげましたとおり、夏季休業につきましては各学校の裁量権の範疇でありますので、各学校の判断により実施することは可能であると思います。ただ、議員のお話にありました7月上旬から夏休みにするということにつきましては、課題もでございます。

長期休業を含めた学校の教育課程の編成につきましては、先ほど来申しあげていますように、各校長の教育理念、教育方針のもと、児童生徒に効果的、効率的な教育を施すということはもちろんのこと、これに加えて、県や市町村、各種関係団体の行事、教職員の出張等を勘案しながら総合的に判断し編成していくものでございますので、7月上旬から長期休業というふうになれば、これは一つの例ではございますが、こ

れまで7月上旬に恒例として行っていた行事が果たして実施できるのか。あるいは、1学期末が繰り上がることにより、期末テストや評価の時期をいつにするのかなどの課題も生じ、教育課程の大幅な見直しも必要になってくると思われる。

このようなことを踏まえれば、7月上旬からの休みあるいは休業につきましては、各小中学校の児童生徒、教職員、PTAはもちろんのこと、家庭や地域も含め、さまざまな関係機関を交えた十分な議論、検討をもとにして教育委員会として判断していく必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁で、大分詳しく答弁をいただいて、非常に大きな課題もあるのかというふうに思っておりますが、まずやはり子供たちの命を守ることが前提でありますので、一度そうした提案をちょっとさせていただきながら、議論などしていただきたいと思っております。

ちょっと今の答弁でもう終わってしまうのかですけれども、最後にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、やはり夏休みを前倒しして期間延長というのは、課題もありますけれども、その辺の課題もクリアしながら、ぜひそういう取り組みを実施してほしいと思っておりますが、やはり難しいもののでしょうか。最後に質問させていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 期間延長ということにつきましては、今回の本当に厳しい暑さによる熱中症の全国的な多発というようなことも考えれば、國井議員おっしゃるような問題提起につきましても傾聴に値するものだと考えているところであります。

一方で、夏休みを延長した場合のことでございますが、学習指導要領で規定されている標準

授業時数ということがあります。それが確保できるのかという問題がございます。また、休みを延ばせば授業日数が短くなるということでございますので、先ほど来話題になっています、全面実施を間もなく迎える新しい学習指導要領の趣旨、内容に適切に対応できるのかということもございます。加えて、学力向上への懸念はないのかという課題もございます。

この夏季休業の延長の是非につきましては、今申しあげたように、熱中症への対応という問題、学力向上や新しい学習指導要領への対応だけではなく、地域、家庭環境の変化に伴う子供たちの家庭や地域での過ごし方、教員の多忙化、働き方改革への対応などにもかかわる重要な問題であると考えますので、長期休業を含めた今後の各学校の教育課程をどうしていくかということにつきましては、繰り返しになるかと思いますが、学校、家庭、地域、教育行政がもう一度見詰め直し、真剣に議論していく必要がある課題であると感じております。

この夏休みの延長につきましては、本市だけではなく、西村山地区内はもちろんのこと、県内各小中学校の動きも連動してきますので、それらを考慮しながら検討していかなければならない課題でありますので、市の校長会、教頭会、教務主任会、あるいは西村山地区の教育長会、あるいは管内の学校教育主管課長会議等々で、さまざまな機会を捉えて議論を広げていくということが必要であると考えております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 いろいろと御答弁ありがとうございました。

やはり、ちょっとここの議会で等々やりとりしてもなかなか難しいことも、課題が多いというふうに感じまして、県教委とか県議会のほうで話をしたほうが早いような話なのかというふうにもちょっと思いましたけれども、ちょっとわかりませんが、まずは理解をいたしました。

まずは、夏休みの延長については、今教育長答弁のようにいろいろ話を広めていただきながら、また今回は一番大きな話題としては、何といてもエアコンの導入でありましたので、まずはそういったことを、いろいろ来年度経過を見ながら、何か課題がありましたらまたこの場をおかりして提案等々議論させていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時55分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年9月5日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（1名）

8番 石山 忠 議員

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 局長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第3号 第3回定例会  
 平成30年9月5日(水) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成30年9月5日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	寒河江公園の整備について	(1) 寒河江公園の来訪者数等の実績について (2) 寒河江公園の駐車場の状況及びさくらの丘への駐車場整備予定について (3) 今後の寒河江公園の整備予定について	5番 伊藤 正彦	市長
10	豪雨災害による防災対策について	(1) 本流最上川と支流寒河江川の合流地点でのバックウォーター現象について (2) 防災マップの河川決壊は、どこを想定しているのか。 (3) 河川決壊時、集落到達時間はどの	9番 阿部 清	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1 1	寒河江ダムの洪水調整放流について	<p>ように想定しているのか。</p> <p>(4) 避難勧告や避難指示などの伝達手段、避難完了予測時間について</p> <p>(5) 防災マップに基づく避難訓練について</p> <p>(6) 浸水域の細やかな対応について</p> <p>(7) 障がい者や要介護者の避難体制について</p> <p>(8) 浸水地域の避難場所について</p> <p>(9) 大雨に対する水路等の防災対策について</p> <p>(1) 増水による洪水調整放流について</p> <p>(2) 危機管理体制について</p> <p>(3) 水害危険地域の防災無線の必要性について</p>		市長
1 2	小規模事業者への支援について	<p>(1) 小規模事業者持続化補助金制度の活用状況について</p> <p>(2) 空き店舗を活用しての店舗等の改装費補助制度の活用状況について</p> <p>(3) 住宅リフォーム助成制度の店舗リフォームへの拡充について</p>	6番 遠藤 智与子	市長
1 3	防災対策について	<p>(1) 危険なブロック塀の除去などへの対応について</p> <p>(2) 防災意識の向上について</p> <p>(3) 避難誘導の具体化について</p>		市長
1 4	平成29年度歳入歳出決算と市政運営について	<p>(1) 一般会計・特別会計決算の課題認識と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と今後の取り組みについて</p>	8番 石山 忠	市長 病院事業管理者

### 伊藤正彦議員の質問

○内藤 明議長 通告番号9番について、5番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 おはようございます。寒政・公明クラブの伊藤正彦でございます。本日一番手

として質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

昨日、昼ごろ徳島県南部に上陸したことし最強の台風第21号は猛威を振るい、17都府県、少なくとも7名の方が亡くなり、116名の方が負傷されたという報道があります。心よりお見舞いを申しあげたいと思います。

また、関西空港も浸水等、大きな被害を受け、約3,000人の方が足どめを食ったというような報道もなされました。

非常に強い状態での上陸は、まさに25年ぶりということです。関西空港の護岸の高さは、50年に一度に相当する高波でも対応、抑えられるというふうに見て整備をしておりましたが、想定以上の潮位にやられてしまったというような報道でありました。

このように、近年の自然現象には大変驚かされてしまいます。過去の経験が参考にならないほどの想像を絶する現象となっています。あり得ないことがあり得る時代です。

7月6日の西日本豪雨もそうです。

また、本市でも6月30日のゲリラ豪雨、8月6日の豪雨で床下浸水等の被害に遭われた方がおられます。幸い、人的被害はいずれもありませんでした。寒河江市の災害に対する強さを再認識した次第です。

当局におかれましては、いつ何が起こっても不思議ではないとの認識のもと、自然災害ではなく人的災害だなどと言われないう、整備すべきところは整備をする等、しっかり引き続き準備、対応して、強靱で安心・安全な寒河江市をつくっていただきたいと思います。

さて、今回は長岡山の寒河江公園のあるべき姿を念頭に、公園整備について質問させていただきます。

長岡山といえば、私は寒河江高校のOBですので、部活でよく走り回ったり、冬は体育の授業で現在のつつじ公園の場所までスキーをかついで上って滑ったという、懐かしい記憶があります。

その高校生のころから親しんできました長岡山について、通告番号9番、寒河江公園の整備ということで質問をいたしますが、さくらの丘の整備を中心に質問させていただきたいと思います。3日の太田議員の質問と重複しない形で

質問させていただきますが、もし重複した部分があれば、それだけ思いが強いんだということで、御判断いただきたいと思います。

さて、寒河江公園は、桜の時期やつつじの時期に大勢の方々でにぎわっている、本市を代表する公園です。冬を除けば大変多くの方が来られているのではないかと思いますし、六供町方面からのアクセス道路の完成により、来訪者がさらにふえたのではないかと感じておりましたが、3日の太田議員の質問に対する答弁によれば、桜まつり、つつじまつりの合計来訪者数は、この3年間6万人前後ということで、大きく変化していないということでした。

これは、気象状況の影響もあるかと思いますが、私個人としては、公園自体まだまだ整備途上であり、細かいところを含めてしっかり整備しないと本当の寒河江市を代表する公園とは言えないのではないかとといったようなことにも一因があるのではないかと感じております。

民間のインターネットサイトで確認したところでは、寒河江公園には約1,000本の桜があり、人気度は県内第7位、約1万2000人の人出がある公園であるということでした。この1万2000という数字は、一昨日の答弁でもありましたけれども、29年度の来訪者ということになります。

一方、同じサイトによれば、天童の舞鶴山は約2,000本、人気度は県内第3位で、人間将棋というイベントがあるということもあるんでしょうけれども、約30万人の人出があるということでした。比べるべくもない状況と言えます。1番は山形の霞城公園ということになっております。

そこで質問いたしますが、まず、今ネット上での数字を申しあげましたが、当局が把握しているこの3年間の来場者数について、3日の太田議員への答弁で、桜まつり及びつつじまつりについては数字を伺いましたので、寒河江公園全体の年間の来訪者数について、ことしはまだ



年度途中ですので、28、29年度についてお伺いをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園における年間の来訪者数ということでございますので、早速お答えをしたいと思います。3カ年ということでありましたから、平成27年度から申しあげたいと思いますが、17万4,500人、平成28年度が20万3,900人、29年度が23万3,200人というふうになっております。

この数字については、先日の太田議員からの質問にお答えした桜まつり、つつじまつりについては、お答えをいたしました。寒河江公園全体ということですので、長岡山一帯でありますので、市郷土館あるいは野球場、さらには八幡宮への参拝者なども含めるとそういう数字になると、こういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今の27、28、29年度の3カ年の来場者数を伺いますと、野球場と八幡様を含めた数字ということではありますけれども、桜まつり、つつじまつり両方で約6万人というふうに見れば、それ以外で10万人以上の方が来られているという、非常にやっぱり人は来ている場所なのかなというふうに思います。

しかも、今の数字を伺うと1年で3万人ぐらいずつふえているという状況ですので、長岡山、寒河江公園というのは、桜が1,000本、ツツジが4万3,000株というのを売りにしておりますけれども、年間これだけの来場者がある立派な公園だということが言えると思います。

一昨日の太田議員への答弁の数字を見てみますと、この3年間は、桜まつりは大体1万人前後、つつじまつりは5万人前後の来場者ということでした。ツツジは、約1カ月という長い期間見られるということでもあるし、桜については、寒河江川沿いとか、二の堰親水公園といっ

た、ほかの場所でも見られるということでもあるのでしようけれども、桜の時期について見れば、もっと手を加えれば桜の時期にももっと寒河江公園、さくらの丘に多くの人出が見込めるのではないかと考えます。

そこで伺いますけれども、寒河江公園の年間の整備実績、すなわち毎年恒常的にどのような整備を実施しているか。そのために充当している予算はどれぐらいかということと、あわせて、一昨日の答弁で、今年度あずまやとかベンチを整備したという答弁がございましたけれども、それらを含めてこの3年間の整備状況についてお伺いをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園の整備の実績、さらには予算についてお答えをいたしたいと思いますが、寒河江公園の整備については、平成25年度に策定をいたしました寒河江公園再整備計画及び第6次寒河江市振興計画の行動計画に基づいて順次進めているところでございます。

これまでの整備内容につきましては、平成27年度には市道寒河江公園アクセス線新設のための用地購入費などとして6,445万円、平成28年度は、同じ事業の用地購入費及び整備工事費として1億6,930万円、平成29年度は、同じ市道整備事業費として7,310万円、さらに、さくらの丘のベンチなどの整備の修繕費用として230万円を支出しております。

本年度につきましても210万円を予算化して、公園内のツツジ植栽、花壇の整備やさくらの丘のベンチ修繕、あずまやの屋根塗りかえなどを実施しているところでございます。

これが基本的なというか、年度ごとの整備費であります。また、公園の維持管理について行っているわけでありまして、つつじ公園並びにさくらの丘の草刈りなどの除草作業、それから病虫害防除のための農薬散布、さらには、つつじ園の剪定、雪囲いなどの業務につい

ては、主に寒河江シルバー人材センターに委託をして実施をしております。

そのほか、松くい虫被害によって枯れてしまったアカマツの伐採、撤去、それから園内整備の修繕などを行っております。

この経費については、年間およそ1,300万円を寒河江公園の維持管理に支出しているところでございます。

寒河江市全体の公園の維持管理費というのは3,000万円ぐらいですけれども、そのうちの1,300万円について寒河江公園に重点的に予算を配分して整備、維持管理に当たっているという状況でございます。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今、市長のほうから年度ごとに何をやったかということと、維持管理で寒河江公園だけで1,300万円という御答弁いただきました。

その1,300万円というのがほかの市町村と比べて果たして妥当、寒河江の規模から見て妥当なのかどうかというのは、ちょっと私にはわかりませんが、大事なものは、常日ごろから恒常的に整備、手入れをして、維持していくということが大事なのではないかなというふうに思います。それを怠って、一気にまとめてしようとする余分な予算がかかるということになるわけですので、年度、年度でやるべきことをしっかりやっていただいて、さらに足りないところをもうちょっと予算を追加してやるとか、そういう形でやっていただきたいなと思っております。

さくらの丘について申し上げますと、全体的に、私も見に行きましたけれども、本当にきれいですよね。きれいな桜だなということで、見応えのあるすばらしい眺望が堪能できる場所です。

しかし、よくよく見てみると、雑木が目立ったりとか、あと全く手が入れていないエリ

アがあったりということで、正直申しあげますとちょっとがっかりするような部分もあります。

市は、昨年ボランティア活動としてさくらの丘を中心としたエリアの整備に着手をいたしました。これは、公園を維持していこうという市民の方々の環境整備意欲の醸成、高揚という意味合いが大きいと思います。しかし、私は、もう少し行政側がしっかり維持整備の措置をして、その上でボランティアを募って足りないところを補ってもらおうといった形にすべきではないかというふうに思います。

昨年とことしのボランティア参加者については、いずれも約120名というお話でした。2年目とはいえ、率直に言って参加者がふえていないという状況だと思います。多分、去年、ことしも地元を中心とした地域の同じような方々、団体の方々が参加されているのではないかなというふうに思います。

来年度以降も当然実施するというふうに伺っておりますし、ことしもう一回実施する予定というふうにも伺っております。ぜひ積極的なPR等を実施して、より広い地域からより多くの参加者の方の力をおかりできるように検討していただきたいと思います。

太田議員の質問にもあったように、実行委員会を組織して対応するというのも一案かとは思っています。

また、先ほど私申しあげましたけれども、長岡山は寒河江高校の庭のようなものです。寒河江高校の協力を得て、寒高の生徒さんにも参加してもらおうといったような形も一案ではないかと思えます。

一方、機械力といった面からは、正直言ってそれほど大きな期待はできないのではないかなというふうに思います。要は、草刈り機での作業というような面を見た場合ですね。

しかし、公園をきれいにしようという気持ちを持った方々の意欲に応えるためにも、当局と

してもしっかり予算措置をして、もっと手を加え、足りないところは皆さんのお力添えよろしくといった感じにすべきではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

さて、さくらの丘に慈恩寺稚児桜というのがあるのを皆さん御存じでしょうか。郷土資料館の北西角に1本、その西側のエリアに6本の計7本の慈恩寺稚児桜が植樹されています。これは、有志の方10名で構成する慈恩寺稚児桜を守る会の皆様が寄贈、植樹して、維持管理しているものであり、まだ成長途上で、木も細いという状況ですけれども、従来の桜の木々に花を添えているということになっています。

この国史跡慈恩寺に伝わる慈恩寺稚児桜は極めて珍しい菊桜の一種で、花卉数が250から300枚以上にもなる遅咲きの品種の桜であると。5月の連休、つまり慈恩寺の一切経会のところから5月20日ごろまで花を見ることができます。さくらの丘には当局が設置した立て看板もあり、その中には、慈恩寺の一切経会の法会に奉奏された稚児舞に由来し、舞人の童が待機する場所がこの桜の傍らであったことから、いつしか稚児桜と呼ばれるようになったとの説明が書かれています。

ぜひ来られた方が一般的なソメイヨシノから珍しい品種の慈恩寺稚児桜まで、長い期間すばらしい桜の花々を堪能できる公園として、市内、県外、さらには全国に知れ渡るような公園としての整備、環境整備に市当局及びボランティアの力を結集していただきたいと思います。

実は、当局に届いているかどうかというのはわかりませんが、周辺を散歩されている方から稚児桜周辺の下草が伸びているよとか、元気のない木があるよといったような心配されている内容の手紙が稚児桜を守る会の会長宛てに直接届いたということもあります。慈恩寺稚児桜を守る会の皆さんも年数回草刈り等を実施していますが、当局としても気にかけて見ている市民

の方もおられるんだという認識のもと、当局としてできる恒常的な整備をしっかりと実施していただくことを強く要望いたします。

さて、次に、駐車場の状況について伺います。寒河江公園各エリアの駐車可能台数はどうなっていますか、お伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど伊藤議員から稚児桜のお話がありましたが、そういうふうに市民の皆さんも大変寒河江公園の整備について気にかけていらっしゃる方も多いということでもありますので、我々もその整備、充実に取り組んでいきたいと思いますし、また、行政ばかりじゃなくて、やっぱり市民の皆さんも一緒になって、この我々の花咲か山という認識のもとに、公園の整備に御協力いただきたいなというふうに考えております。

そういった意味で、ことしもう一回来る10月28日ごろに清掃活動を実施する予定にしておりますので、ぜひ多くの皆さんから参加いただけるように、我々もPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

駐車場の可能台数という御質問でありましたが、寒河江公園内には長岡山頂上と野球場南側にそれぞれ駐車場が整備されております。長岡山の頂上の駐車場については52台分、野球場南側の駐車場については67台分ということで、合計119台分の駐車が可能でございます。

また、さくらの丘の周辺については、郷土館の広場の前に駐車が可能でありますけれども、およそ10台程度というふうになっている状況でございます。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今御答弁いただきましたけれども、さくらの丘周辺は大体10台ぐらいという答弁でした。

野球場南と長岡山頂上については119台ということで、それなりの台数が駐車可能という状

況になっておりますけれども、さくらの丘周辺を見ますと、極めて駐車可能台数が少ないのではないかというふうに思います。ことしも多くの方が桜を見に来られていました。しかし、中には車の駐車に苦労している方も実際私見受けました。

そういった目で天童の舞鶴山の駐車場と比べますと、あそこはもう目の前に100台ぐらいの駐車場があるということですので、ちょっとその辺余りにも差があるのかなという、ちょっと個人的には感じがしておりますけれども、寒河江公園を、翻って寒河江公園に戻って見た場合に、例えば野球場南の駐車場とか、長岡山のてっぺんの駐車場に車をとめてさくらの丘までおりて行って桜を見て、また上ってくるという方がどれぐらいいるのかなというふうに思います。

元気な方はそれがある面歩くのが楽しみという方もいらっしゃるでしょうけれども、ある程度体力に自信のない人なんかは、さくらの丘に行かずに、むしろ寒河江川沿いとか、二の堰親水公園あたりに行かれるのかなというふうには思いますけれども、そういった意味から、寒河江市随一の公園、桜の名所というふうにするためには、さくらの丘、郷土資料館周辺にしっかりした駐車場を整備すべきではないかというふうに考えます。

そのための用地も雑木しか生えていないという場所とか、あと郷土資料館の向かいにある旧児童館ですかね、あれが建っている場所とか、市の用地を活用することは可能ではないかというふうに思います。

用地取得ということをしなくても、そういったことができるのではないかなというふうに考えますけれども、そういった観点からも、さくらの丘周辺にぜひ駐車場をつくっていただきたいと思うんですが、さくらの丘周辺に駐車場を整備する予定はあるのかどうかお伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、寒河江公園の再整備計画、平成25年に策定をいたしました。その中では長岡山の現況を生かした整備方法として、寒河江公園を6つのゾーンに分けて整備をしていくということにしております。

その中で、さくらの丘については、郷土館とともに、歴史とさくらの丘ゾーンとして、長岡山の南西部分に現在さくらの丘を中心に桜の植栽範囲を拡大をして整備をするという計画でございます。

また、これに隣接する北側の、現在は畑や樹園地として利用されている部分でありますけれども、ここを市民みんなが体を動かしたり楽しめる多目的芝生広場、青空広場ゾーンとして整備する計画にしております。

そういったところで、さくらの丘来場者用の駐車場という御質問でありますけれども、この青空広場ゾーンの利用者との兼用として、また、大型観光バスなども駐車可能な駐車施設として郷土館資料室の付近に70台程度の駐車スペースを設ける計画にしているところでございます。

先ほど来申しあげておりますけれども、この寒河江公園の再整備計画というのは、まだ計画途中段階であります。そういった現在進行形の整備状況でありますので、そういった中でまだまだ整備が必要な部分というのが出てくるわけでありまして、おっしゃる駐車場についても今後整備をしていく予定にしているところでございます。もちろん、第6次寒河江市振興計画の行動計画の中にきちんと盛り込んで順次整備を進めていくということで考えているところでございます。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今、寒河江公園の再整備計画の中での6つのゾーンに分けての整備の中で、青空広場を含めて郷土資料館周辺に約70台予定と

いうふうにお伺いして、安心をいたしました。ぜひ多くの方が安心して車で来訪できるように、早期に整備をしていただきたいというふうに思っています。

やはり車をとめる場所がないと、やっぱりあそこに行ってみようかなという気にならないと思うんですね。そういった面で、高齢化、どこの市もそうですが、高齢化も進んでいる中で、高齢者の方も安心して車で行って桜を眺めたり、孫を連れて遊びに連れていくかどうかというのはわかりませんが、そういった憩いの場に寒河江公園がなるような形で整備していただきたいというふうに思っています。

最後に、今市長の答弁である程度の計画について触れられましたけれども、第6次寒河江市振興計画の第5章で便利で快適に生活できるまち、その第1節に心地よい都市空間づくりのための施策の一つとして、公園、緑地の整備を挙げ、寒河江公園整備計画に基づいた整備の促進というのをうたっております。

平成25年6月に策定されました寒河江公園整備計画、この計画自体はホームページで確認できませんので、あえて伺いますけれども、今後寒河江公園をどのように整備していく予定になっているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園の再整備計画というのは、これも何回も申しあげているところでもありますけれども、長岡山一帯を多くの市民の皆さんから愛される花咲か山として整備をしていくということを基本方針として、ツツジ、桜などを中心とした花をメインのテーマにして整備をしていくということを基本コンセプトにしているところであります。

そういった中で、現在の寒河江公園が抱える課題を考えてみますと、これもいろいろな御指摘がありますが、雑草の繁殖などによって植生が劣化をしている、さらには公園の施設自体も

経年劣化している。全体としての公園の一体性が欠如している。さらには、これは計画段階ですけれども、アクセスがよくない。そして、花の公園としての魅力が不足しているなどという、いろんな課題があったわけでありまして。

これを一つ一つやっぱり着実に解消していくということを計画の中で掲げて取り組ませていただきましたが、とりわけ、そのアクセスが悪いということについて、これを一番重要な当面の課題だということにして、26年度から市道寒河江公園アクセス線を整備してきて、昨年度ようやく開通をしたという運びになっております。

そういう状況であります。そういうことを踏まえて、さらに先ほど申しあげました公園、つじ園、そしてさくらの丘の整備などについて、今後一層取り組んでいくということにしております。

また、桜やツツジの時期のみならず、秋の紅葉なども楽しめる花木林ゾーンの整備なども取りかかろうということで考えているところであります。

市のランドマークとしての長岡山でありますから、四季折々の花が楽しめる市民の憩いの場になるように、また、御指摘のとおり、市内外から観光客の人を大勢呼び込むことができるような魅力ある公園にしていくということで、課題を解決しながら、整備に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 冒頭でも申しあげましたけれども、六供町のアクセス道路、あの立派な道路ができて、私個人的には相当来場者がふえているのかなというふうにちょっと思っていたところもあったんですけども、ここ3年は横ばいといった感じだということで、気象のせいだけにはできないのかなという気もするんですね。あれだけアクセスがよくなったということであ

れば、その辺を売りというか、そういうのをつくれば、整備していけば、やっぱり人は来るのではないかなというふうに思います。

寒河江市には県の施設としてのふるさと総合公園というのがありますけれども、やはり寒河江市としては寒河江公園をしっかり整備をして、寒河江市民のみならず、他市町村からも多くの方が訪れるよう場所、ランドマークにするよう努力すべきじゃないかなと私は思います。

あわせて、寒河江川の桜回廊整備をしていただいて、桜を見るならば寒河江だと、ツツジを見るなら寒河江だと、慈恩寺稚児桜も見たから慈恩寺にも行ってみようと言わしめるような、県でも有数のスポットになるような整備をしていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

## 阿部 清議員の質問

○内藤 明議長 通告番号10番、11番について、9番阿部 清議員。

○阿部 清議員 おはようございます。

きのうの台風21号、全国に大きな被害をもたらしました。しかし、寒河江市におきましても強い雨、そして強い風が吹き荒れましたが、短時間ということもありまして、大きな被害もなかったということで、安堵しているところであります。

気象庁が6月から8月までの夏の天候をまとめられ、発表されたとの記事が4日の山形新聞に掲載されました。東日本最も暑い夏、台風は過去最多の18個、地球温暖化による異常気象の影響で来年以降も厳しい暑さに見舞われる可能性があるとの記事でありました。

ことしは、例年より早く梅雨明けし、毎日暑い日が続く中、7月に入り、西日本を中心に活発な梅雨前線により雨が続き、北海道から九州まで31道府県で記録的な雨量を観測し、各地で

大きな被害が発生しました。

特に、岡山県倉敷市の堤防決壊、広島県呉市の土砂災害、愛媛県西予市の野村ダム放流による浸水被害など、甚大な豪雨被害となりました。

今回の西日本豪雨は、昭和57年7月の北九州豪雨に次ぐ平成に入ってから最悪の被害となりました。災害で亡くなられた皆様にはお悔やみを申しあげますとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申しあげます。そして、一日も早い復興を願うところであります。

寒河江市議会におきましても、7月20日の議員懇談会におきまして、西日本豪雨による被災者に少しでもお役に立てればと、議員全員の賛同を得まして7月26日、市内の4つのスーパーにおいて議員16名が4班に分かれまして、募金活動を行いました。

被災に遭われた皆様への募金をお願いいたしますと、「今回の被害で何かしなければならぬと思っていたのよ。少ないけれども、よろしくをお願いします」との声が聞かれました。

2時間の募金活動でありましたが、合計14万4,135円の善意が集まり、議員全員からも募金をお願いし、市民からの募金と合わせて義援金として全国市議会議長会を通して送らせていただきました。

本市の防災対策は、いつどこで起きるかわからない万が一の災害に備え、毎年各小学校を会場に大規模な防災訓練を実施しております。

平成29年度には今後予想されるさまざまな災害に対する知識と備えとして、防災マップを作成し、その防災マップを使って今後の災害に対する防災意識を高めていく講習会などを開催しているところであります。

また、各地域においては、自主防災組織を立ち上げ、災害に備え、万全を期している本市であります。近年豪雨による河川の増水被害が全国的に頻発しております。平成27年9月の関東・東北豪雨では茨城県常総市の鬼怒川堤防決

壊、平成28年8月の台風7号、9号、11号が北海道に上陸、大雨による浸水被害、そして、台風10号が岩手県に上陸、記録的な大雨による浸水、土砂災害、29年7月には九州北部の浸水被害、そして、ことし平成30年7月の西日本豪雨、浸水、土砂災害など、平成に入って最悪の被害となりました。

本県におきましても、8月5日、6日の豪雨により、庄内・最上地方で大きな被害が発生し、やっと家の片づけが終わったと思った矢先、31日にまた激しい雨に見舞われ、浸水被害を受けております。心からお見舞いを申しあげたいと思います。

全国で頻発する豪雨災害であります、7月5日、6日に起きた西日本豪雨被害は、新聞やテレビなどにより毎日報道されました。被害状況は、迫力があり、恐怖を感じるころでありました。市民の皆様から寒河江は大丈夫かとの電話をいただいたり、災害に対する話を伺ったりいたしました。

それは、本市の東側に母なる川最上川、月山の清流を集めて流れる寒河江川が控えているからであります。豪雨による浸水被害などを心配する市民の声だと思っておりますので、市長に質問をさせていただきます。

まず最初に、本流の最上川と支流の寒河江川の合流地点でのバックウオーター現象について伺います。

7月の西日本豪雨での岡山県倉敷市真備町では、本流高梁川の支流である小田川合流地点で支流が本流の増水によりバックウオーター現象が起き、支流側の水が逆流し、堤防が決壊、町全体の3割に当たる1,200ヘクタールが浸水しました。家屋が4,600戸浸水、建物の屋上に1,000人以上が取り残され、高齢者を中心に子供を含む死者50人が逃げおくれ、住宅内で犠牲となったとの報道がありました。

本市の北側を流れる清流寒河江川は、本市の

東側で本流の最上川と合流いたします。この合流地点において、本流最上川の増水と支流寒河江川の増水によりバックウオーター現象が起きる可能性について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、台風21号については、寒河江市内において施設、家屋、人的な被害報告というのは届いておりません。ただ、農作物、ラ・フランスなどの落下が一部見られるようでありますので、現在職員が巡回をして調査をしていることを御報告させていただきたいというふうに思っております。

質問にお答えをしたいと思います。

最上川の河川管理者、国交省でありますから、国交省にも確認をさせていただきましたが、最上川と寒河江川の合流付近で最上川本川の水位が寒河江川の水位より高くなった場合にバックウオーター現象が起こる可能性はあるという回答をもらっているところでございます。

具体的な規模あるいは範囲などについては、国交省に確認をする必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、市長のほうから可能性があるということでありました。

ちょっと話戻りますが、市長のほうからラ・フランスの落下があるという報告を受けましたが、私もきょうの朝ちょっと地域の周りを見させていただきました。そうしましたら、やっぱりビニールハウス棟なんか若干破れているところなどもありましたが、今後またいろいろな調査の中で報告されてくるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、市長のほうから国交省のほうからバックウオーター現象の可能性があるということですが、本当はないことを想定しておりましたが、あるということですので、非常に地域の方々も心配するところがあるのかなと思

います。

それでは、防災マップでの河川決壊はどこで想定しているのかということで、倉敷市でも洪水ハザードマップを作成しております、今回の浸水域とハザードマップは重なるとの報道がありました。想定内の洪水のようではありますが、本市の防災マップはどの河川が決壊した場合を想定しているのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のほうで作成した防災マップについては、河川決壊というのは最上川と寒河江川の一部、合流付近が氾濫した場合を想定して策定をしているというところがございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 やはり国交省のほうから決壊の可能性があり、バックウオーターの可能性がありということは、やっぱりそれだけの水量が来るわけですから、その力によっての決壊ということになると思います。

そこで、避難勧告や避難指示の伝達手段、避難完了予測時間について伺いたいと思います。

被害による情報や避難指示は、人命や避難者に大きな時間になりますが、避難勧告や避難指示はどのようにして伝えられるのか。

また、避難指示などによる避難完了時間は想定されているのか伺いたいと思います。

間違いました。今4のほうに行ってしまいました。

今御指摘がありましたので、3番目の決壊した場合の集落までの到達予測時間はどのように想定しているのか、まず伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国交省、国のほうでは、23カ所の堤防が破堤した場合のシミュレーションをもとに、総合的に組み合わせをして浸水想定区域図というものを策定しております。ですから、その破堤した箇所や到達場所によって、到達す

る時間が異なってくるということを御理解いただきたいというふうに思います。

そこで、例えば日田地区など、これ国交省のシステムですけれども、地点別浸水シミュレーションをしてみますと、破堤箇所をクリーンセンター付近とした場合に、大字日田字中向地内で約1時間というふうに確認ができる場所があります。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 想定ということですので、今市長のほうからクリーンセンターが決壊した場合ということですが、約1時間で集落まで来るということのようではありますが、結構時間的にかかるなど。もっと早く到達するのかなというふうな、私としては、予想はしてはいたんですが、1時間ということですので、これに沿って進めていきたいと思いますが、被害による情報や避難指示は、人命や避難者に大きな時間になりますが、避難勧告や避難指示はどのようにして伝えられるのか。

また、避難指示による避難完了時間は想定されているのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどのシミュレーションは、誤解を招くといけませんから申しあげますが、1時間単位のものでありますから、おおむね1時間ということですので、前後はあるんだというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、避難勧告などの周知方法については、もちろん防災行政無線、それから携帯電話などでお知らせをするエリアメール、さらには広報車、ラジオ、テレビで広く周知をするということになっているわけでございます。

また、避難に要する想定時間、リードタイムというんだそうではありますが、を計算をしてみますと、まず避難勧告などの発令に要する時間15分、それから避難勧告などの周知、伝達に要



する時間30分、それから避難の準備時間30分、それから避難所までの移動時間30分ということで、合計で105分を想定をしているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 全体で105分、ただし、これは避難所まで避難完了するということでもありますので、そのくらいなのかなと思います。

今いろいろな寒河江市で市防災の行政無線等使いながらやるということではありますが、現在市防災無線の場合は、時刻を5時、夏場であれば6時、それから冬場であれば5時に時刻をお知らせするぐらいのものしか使われていないということがありますので、もう少し積極的に使った体制づくりなども必要なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、その次、5番の防災マップに基づく避難訓練について伺ひます。

本市でも平成29年度防災マップが作成されておりまして、洪水により水害を受けやすい区域が表示されておりまして。

そこで、異常気象の常態化による豪雨や土砂災害を現実と捉え、本市で実施している防災訓練においても防災マップに基づく避難訓練や災害への対応について、市長の見解を伺ひたいと思ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 防災訓練は、市内8地区を毎年順番でやっておりますが、地震による災害を想定した防災訓練ということに今のところなっております。

ただ、おっしゃるように、近年は、集中豪雨などによる浸水とか土砂崩れなどによる被害がふえているわけでもありますので、そのような状況を踏まえて、大雨警報あるいは土砂災害警戒情報が発令された場合の自主避難、さらには、避難準備、避難勧告などが発令されるということ想定した避難訓練の実施をしていく必要が

あるかというふうに思っております。

例えば防災行政無線などでお知らせをし、実際に最寄りの避難所まで避難するといった避難訓練をぜひ行っていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長のほうから避難訓練について詳しく説明ありました。

やはり、今までは地震を中心にしたということではありますが、ことしもまた9月に三泉小学校のほうで防災訓練があります。そうすると、大体一巡するのかなと思ひますので、今後もその防災訓練、また地域の、それから、地域もそうでありますし、それから、地域の消防団が今非常に地域で活躍しておられますので、地域と消防団などの連携した災害対策なんかも重視していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、浸水域の細やかな対応について伺ひます。

防災マップの浸水域については、各浸水深を国管理河川、県管理河川などを色分けしながら記載されております。

国管理河川では、一番水深のあるところでは5メートルから10メートル未満、そして次が3メートルから5メートル、そして50センチから3メートルとなっております。

県管理河川では、一番水深のあるところで2メートルから5メートル、その次が1メートルから2メートル、そして50センチから1メートルというふうに記載されております。

目安としてはいいと思ひますが、地域の皆さんにとっては、差があり過ぎて判断ができにくくなっております。50センチぐらいであれば逃げる可能性もあると思ひますが、3メートルの水深では2階への避難、それから屋上への避難などになると思ひます。

水害の危険地域では、もう少しきめ細やかな

はかり方をすべきと思いますが、市長の見解をお願いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、この防災マップ、ここに書いてある例などを見ますと、そういうふうに県の管理河川と国の管理河川で区分が違うという、浸水深、深さが違うということではありますが、これそれぞれ国と県で発表の時期が10年ほど違う。国のほうが平成29年1月20日、県のほうが平成19年3月31日ということで、大分発表の時期が異なるために、マニュアルが違っているということでございます。

御指摘のとおり、大変市民の皆さんにはわかりにくいというようなことであろうかというふうに思いますが、3メートル以上の浸水が想定される地域では、先ほど御指摘のとおり、建物の2階以上が浸水する区域となりますので、早期の避難が必要な地域というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

また、0.5メートルから3メートルの浸水深のエリアでは、建物の1階が浸水することになりますので、氾濫流による建物の倒壊のおそれがない場合には、2階以上の建物へ避難することも検討できる区域というふうに考えることができるんだというふうに理解しております。

いずれにしても、なかなかわかりにくい表示でありますので、基準なども定められているようでありますけれども、わかりやすい、細やかなはかり方というか、区分ができるかどうか、国、県とも御相談させていただいて、検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

話を伺いますと、我々であれば、水深が50センチ、1メートルであれば、十二分に避難できるのかなというふうに感じているところではありますが、やっぱり水の勢いなどによって、50セ

ンチではもう逃げられないよというような話も伺います。

そうしますと、我々市民を含めて、一般の方々は水の恐ろしさというのはちょっと理解できていないのかなというところもありますので、防災訓練の中で水の勢いがどのくらいあれば逃げられないのか、50センチであればこれぐらいの勢いがあるんだよということの実験なども一応できるような体制づくりなどもしていただければ、市民一人一人が水が上がれば、今これだけでも安心じゃなくて、今すぐやっぱり避難できるような体制づくりをとれるような考えを持っていただくような方法も必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、7番目の障がい者や要介護者の避難体制について伺います。

倉敷市真備町の浸水被害で犠牲になられた方々は、老人や障がい者、要介護者の方が多いとありますが、本市においても同じような問題を抱えていると思います。

防災においてどのような避難指導體制になるのかお伺ひいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 障がい者の方あるいは要介護者の方の避難体制ということで、お答えをしたいと思います。

寒河江市におきましては、障がい者の方あるいは要介護者の避難体制については、寒河江市避難行動要支援者避難支援プランというものを国の指針に基づいて定めているところであります。

避難支援プランに基づく避難行動要支援者は、支援の必要な方、要支援者については、平成30年3月末現在で821名の方というふうになっております。

このうち、個人情報避難支援に関係者に提供することに同意をした方が754名いらっしゃっております。その方が個別の避難支援プラン

登録表を提出していただいているところであります。

この避難支援プラン登録票には、緊急時の親族連絡先、避難支援者、それから身体に関する事項などの情報が記載されておりまして、町会長、それから自主防災組織、警察及び消防署で情報の共有を行っているところでございます。

避難支援者の方からは、情報伝達、安否確認及び避難誘導等の役割ということをお願いすることになるわけでありまして。避難を支援する方からは、どういう方になっていらっしゃるかと、現場に容易に駆けつけることができるような親族、それから隣組、近隣の住民の方、それから民生委員、地域福祉推進委員などの方になっていただいているわけでありまして。

この避難支援者が洪水災害が発生する危険がある場合には、避難勧告などの前に発令される避難準備情報が出た段階で、要支援者を直接訪問して、情報を伝達し、避難所までの安全な経路を配慮しながら、誘導を実施するというところになっていただいております。

洪水災害は、面的に発生をしていくわけでありまして、避難支援者の方の御家族の避難なども想定されることでありまして、この避難支援プランの実効性を高めていくためには、地域全体の防災能力の向上というのがやっぱり必要でございます。

そういった意味で、今後ともより一層自主防災組織の強化あるいは地域での防災訓練の充実というものを進めていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今市長のほうから答弁ありがとうございました。

地震災害であれば、起きてからそれなりの時間的な配慮はできるものと思いますが、水害というのは、先ほども市長のほうから答弁ありましたが、1時間ぐらいでもう集落に来てしまう。

また、今の御時世は、若者はほとんど働きに出て家にいない。また、市外に働きに行っかなか帰ってこれないという状況にあります。そうすると、やっぱり地域の皆様方の御協力というのは大きな力になるのかなと思います。

先ほど人数を伺いますと、821名の方がおられると。そのうちに、個人情報で名簿作成できる方が754名ということでありまして、これだけの方々を迅速に救護していくには、相当の時間がかかるのかなと思いますので、今後民生委員、それから地域の皆様を中心とした避難誘導體制というのをもう少し短時間にできるような構築をお願いしたいと思っております。

続きまして、8番目に移らせていただきます。浸水地域の避難場所について伺います。

本市の防災マップの浸水域の状況を見ますと、日田地区、本楯地区、皿沼地区では大きな被害が想定されます。高齢化の現状を見ますと、決壊の場合、10分、20分で避難できる状況にはないと思っております。

そこで、実用を兼ね備えた避難場所が必要かと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、高齢者の方が若い方と同じように、短時間で避難を完了するという事は、なかなか難しいというふうにも思っているところでございます。

御指摘の、その日田地区、本楯地区、皿沼地区について、新たに避難場所を確保するという事は、なかなか現実的には難しいというふうにご考えております。

そういった意味で、避難準備情報あるいは高齢者などが避難開始の発令を少しでも早く行っていくということが必要でありますし、そういった情報が出た段階で、早目に行動していただく。そして、浸水域を越えた場所に、安全なところに避難していただくということが現時点で最善の方法ではないかというふうにご考えている

ところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

話を聞きますと、本楯の方に聞きますと、いや、水が上がったらわらわら高速道路の上に逃げればいいんだよというような、非常に単純に考えているようではありますが、やはり、高齢者が多くなっていくという中で、やっぱり早目の情報、それから準備時間の早目というのはぜひお願いしたいと思います。

9番の大雨に対する水路等の防災対策について伺います。

県内でも西日本豪雨からちょうど1カ月後の8月5日から6日にかけて、庄内、最上の両地区を中心に記録的な豪雨に見舞われ、降水量、戸沢古口では366ミリ、酒田市で296ミリ、新庄市で268ミリなどの観測史上最大の降雨量となり、最上川が氾濫、危険水域を超過し、大きな被害が出ました。

本市においては、そこまでの被害にならず、不幸中の幸いと思いますが、左沢気象観測所によりますと、5日の20時から6日の7時までの降水量は96.5ミリとの計測でありました。

しかしながら、白岩地区の土砂崩れ、道路冠水による交通不能、緑町地区では、水があふれ家に流入、日田地区の5カ所の道路冠水、柴橋地区での宅地に流入などの被害が報告されておりますが、短時間の降水量が多くなれば、今以上の被害が出るのが想定されます。

今まで被害に遭われている箇所がまた大きな被害になることが予想されますので、市が管理する排水路、改良区が管理する用水路などは、連携しながら雨水対策を構築していく必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去る8月5日から6日にかけての豪雨によって、市内数カ所で道路の冠水が発

生をしたわけでありまして。

改めて申しあげるまでもないわけでありましてけれども、局地的な豪雨、近年異常に多いわけでありまして、それによって、水路があふれて住宅地あるいは農地に浸水する、いわゆる内水氾濫というのが懸念される場所でありまして。

そういった意味で、関係機関が連携をして、この内水氾濫を最小限に抑えるような効果的な雨水排水対策というものを一層進めて、災害に強いまちづくりというものを進めていかなければならないというふうに思っております。

そういった状況の中で、寒河江市全体の雨水整備の取り組むべき方向性を示すとともに、計画的、効果的な雨水排水整備を進めるために、エリアごとに整備計画を策定することを目的として、副市長を委員長として、県の西村山道路計画課、西村山河川砂防課、そして、寒河江川土地改良区及び市関係課で組織をする寒河江市雨水排水対策検討委員会というものを昨年の7月に設置をしたところでございます。また、専門的な事項について調査検討を行う専門部会というものもあわせて設置をしております。

現在、この委員会では、公共下水道区域内で雨水幹線排水路が未整備の日田排水区、高屋排水区などの地区について、整備計画の策定を進めているところであります。この計画に基づいた雨水幹線排水路及び枝線の排水路の整備を行うとともに、適切な維持管理を行って、内水氾濫を最小限に抑える効果的な雨水排水対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今市長のほうから、雨水内水氾濫を想定して、雨水排水検討委員会を立ち上げて、そして幹線水路の対策を検討していくということではありますが、副市長を委員長としてやっていくということでもありますので、副市長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、今エリアごとに検討してやっていくと

いうことでありますが、日田地区、それから高屋地区というふうに今市長のほうからありましたが、ちょっと市街地の中で毎年余計雨が降ると浸水するという場所が、グンゼのちょうど北側のほうに用水路が上のほうにあって、住宅が下にある、漏れてくるというところがありますので、そこら辺も加味しながら、本当はこういう名前出したくはなかったんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、寒河江市の最高雨量というのが、昭和51年8月5日の、ちょうど駅前の幸田橋周辺が浸水して、我々のバスの起点であったバス停留所が水浸しになったということが、今この調べをして非常に思ひ浮かびました。

ただ、その洪水があつたおかげで、55年ですか、沼川の排水機場ができて、それ以来大きな災害が沼川周辺では起きなくなったということで、非常にありがたく思ひしているところがありますので、できれば、小さいところでもそういう整備をしていただきながら、少しでもまちの中が住みやすい環境づくりになるようにお願ひして、10番の質問を終わらせていただきます。

11番、寒河江ダムの洪水調整放流について伺ひます。

本市を流れる清流寒河江川の上流に寒河江ダム（大型ロックフィルダム、国内第4位、高さ112メートル、長さ510メートル、総貯水量1億立方メートル、工期着手が昭和49年、完成が平成2年）がありますが、洪水調整、かんがい用水、水道用水、発電などを目的にした大型ダムであります。

平成23年の東日本大震災のときに、地震によるダムの決壊やため池の決壊があり、危険性について市民の方がいろいろと話がありましたので、12月議会で寒河江ダムの決壊ということで一般質問をさせていただきました。

そのときの市長からは、堅牢なダムであるが、

万一危険が確認された場合、直ちに水位を下げ、本体の負荷を少なくしていくと同時に、関係機関と密に情報伝達していく。市としても市広報車、消防署などに緊急避難の方法を実施していくシステムである。万が一想定外の防災対策も講じていく必要もあるが、国のほうとも十分協議を重ねていくとの答弁をいただきました。

今回は、西日本豪雨において、ダムの洪水調整放流による水害が報道されました。

愛媛県西予市では、8月7日、上流にある多目的野村ダム（高さ60メートル、長さ300メートル、重力式コンクリートダム）が満水になりかけたため、異常洪水時防災放流により、河川の水かさが一気にふえ、水流が堤防を越え、約650戸が浸水、住民5人が命を落としたとの報道がされました。

寒河江川は、ふだん穏やかな川であります、最近の豪雨は降水量が半端ではありません。よく観測史上最大の降雨量による被害が起きていると言われますが、寒河江ダムの洪水調整放流の危険性について伺ひます。

過去に異常洪水調整放流を行った経緯はあるのか伺ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江ダムを管理しております最上川ダム統合管理事務所というのがありますが、そこに確認をしたところ、融雪、雪解けによる流入量の増加や大雨による流入量の増加が続いたときには、いわゆる計画放流、これは毎秒300立米以内の放流ということですが、これ計画放流については適宜行っているということですが、

また、御質問の異常時放流、これは毎秒300立米を超える放流のことですけれども、この異常時放流については、これまでに行ったことはないということでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 降水量300ミリというのは、今

まで寒河江市で降ったことがないということですが、ただし、最上地域内での、先ほど質問させていただきましたが、それに近いような雨量が一気に来ているという状況もありますので、万が一のこととはなるとは思いますけれども、ある可能性はあるのかなというふうに考えております。

平成25年のあの寒河江川の濁流により、アユがすみにくくなって、いまだに回復できない。このときも、私はもう完全に異常水位なのかなと思っておりますが、まだ異常水位ではないということでもありますので、やっぱり相当量の水量がないと異常にならないということは、まだまだ余裕があるのかなと思ひまして、大分安堵はしているところでありますが、万が一に備えて、その情報源というのはよろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、危険管理体制について伺います。

近年のゲリラ豪雨に対し、雨量の急激な増加は予見できず、洪水調整放流による浸水被害が起きた例は珍しくないと申されております。野村ダムでは、3日前からダムの水位を下げ、雨水を貯留できる量をふやして対応しました。豪雨が降り始めた後は、満水近くになるまで放流量を抑え、住民が避難する時間を稼ぎ、市に対しても数回にわたって情報提供を行うとともに、一般市民の周知を行ったとしておりますが、実際的には、観測史上1位の雨量も重なり、水かさが一気にふえ、水流が堤防を越え、650戸が浸水したとの報道がありました。

ダムができることにより、安全性は大きく高まると思ひますが、万能ではないと思われまふ。

近年、短時間の集中豪雨が集中しており、将来においても地球温暖化に伴う気候変動により、大雨により降水量は増加すると思ひますが、寒河江ダムの流入量、放流量はどれくらいで、寒河江川が危険になるのかも含めて、本市の危機管理について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員御指摘のとおり、寒河江ダムについては、これまで異常時放流がなかったわけでありませうけれども、近年の異常気象を見ますと、いつ集中豪雨が起き、ダムの水量がふえて、異常時放流が行われるということになるかわからないというふうに、我々も認識しているところであります。

寒河江ダムについては、計画放流を行う際には、放流の1時間前に市の危機管理室のほうに連絡が入ることになっております。これで、仮に異常時放流を行うということになった場合には、放流の3時間前にホットラインということで、私のほうに直接連絡をよこす、あるいは、さらには危機管理室のほうに連絡が入ることになっております。

そういうことで、避難準備、避難勧告等を含めて速やかな対応を行っていくというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 3時間前にホットラインが入ることであるので、早目の情報をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(3)の水害危険地域の防災無線の必要性について伺います。

野村ダムの放流時、いつもなら空襲警報のようなサイレンの音がするのにも、雨音が強く、聞こえなかったとの市民の声があり、雨音が相当強かったものと察してあります。

避難指示は、家庭にある防災無線で知ったとの報道もありました。各家庭に防災無線が設置されていることにより助かった住民は、相当いるものと推察されます。

本市の防災マップに掲載されている雨の強さと降り方におきましても、10ミリから20ミリ未満でも雨の音で話し声がよく聞こえないとあります。また、現在の新築住宅は、外の音を通さないように二重サッシになっており、家の中で

は聞こえにくくなっている現状でもあります。

決壊などによる災害対策である防災、救助、避難などを含めた、そういう観点から、防災マップに掲載されている水害危険地域への防災無線の取り付けについて、市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 防災無線については、ただいま阿部議員御指摘のとおり、基本的には大変役に立つものだというふうに思いますが、場合によってはなかなかその機能を発揮できないというところがこれまでの災害などでも聞いているところでございます。

寒河江市におきましては、もちろん外に設置をしてあるスピーカーだけでなく、防災無線については、その端末を各町会長さん、それから自主防災組織、それから福祉施設などで297カ所に配付をしているところでございます。

それについても、大雨などの状況のもとで電波の状況あるいは無線機をその端末を置く場所によって聞こえにくいというケースもあるというふうに考えているところであります。

そういうことで、当面は防災行政無線、それから携帯電話によるエリアメール、広報車で周知を図るということにしておりますが、今後は、よりきめ細かく、消防団、それから自主防災組織の皆さんの御協力を得て、対象家屋1軒1軒に連絡をして、確実に情報が届いて、避難していただけるような周知方法をさらに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今各町会長さんのほうに端末機を配付して、297カ所に配付しているということではありますが、私も町会長さんといろいろお話をしながら、そういう機器もを見せていただいたりしておりますが、なかなか使っているところというのが見受けられないといえますか、やっぱりそういう災害がないこともあると思いま

すが、逆に言えば、せっかく端末を持っているものであれば、もう少し地域の用向きとか、いろんな使い勝手のよい無線機づくりなのかなども必要なのかなと思います。

それが1点であります、どうしても地震であれば、それらの時間を置いて町会長さんをお願いして歩くわけですが、やっぱり町会長さんが歩いていろんな人をお願いするにも、相当のやっぱり時間がかかってくるのかなということがあります。

今現代社会では、仕事を中心とした生活でありますので、どうしても、夜中とか朝方とかであれば家の中に多くの方がおりますが、日中になるとどうしても高齢者中心の生活世帯になってしまうのかなと思いますので、今お聞きしましたけれども、高齢者はやっぱり家の中にあつて、そして、それを聞いて逃げる。自分で自分の避難行動をしていくということも必要であると思いますので、その各家に防災無線ということですかね、そういうものを取りつけるということに対しても今後検討の余地を残しながら、今後いつてほしいなと思いますので、よろしくお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号12番、13番について、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 自然災害が残した爪跡に苦しんでいる方々の心身ともの回復がいまだなされていらない中で、またもや台風21号が猛威を振る

いました。満身創痍の日本列島で私たちがすべきことは何か、真剣に考えなければならないと感じております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号12番、小規模事業者への支援について伺います。

私は、これまで住宅リフォーム助成制度の拡充や小店舗リフォーム助成制度の創設、そして、本市における中小企業振興条例の制定についてなど、中小企業や小規模事業者を応援する立場で質問してまいりました。

商店の活性化で地域循環型の経済が回り、地域も潤い、商業者の笑顔をふやし、まちの人々も笑顔になる。そのことがひいては人口減少対策の一つともなればと思い、再度質問するものであります。

現在ある制度の充実とさらなる発展、そして、新しい制度の検討を求めるものであります。

まず、2014年度から国が設けております小規模事業者持続化補助金制度、この活用状況について伺いたいと思います。お願いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御質問ありました国の小規模事業者持続化補助金につきましては、平成26年度から個別商店向けの補助制度として創設をされているわけでありまして、利用状況について申し上げますと、市内の事業所については、平成26年度が7件、平成27年度は27件、平成28年度が5件、平成29年度が10件、そして、今年度16件というふうになっております。そういうことで、制度創設から5年間で65件が補助採択をされているというところでありまして。

用途としては、製造設備の導入や自社のホームページの作成、さらには店舗の改装などに利

用されているようでございます。

この補助制度については、販路開拓を目的とした幅広い用途に対応できますので、市内の事業所の方が積極的に利用しておられるというふうに認識をしております。

また、この補助申請については、商工会が窓口となっております。事業計画や申請書作成から補助採択後の販路開拓事業について、商工会の経営指導員の方が適切にきめ細かなアドバイス、伴走型経営支援などもしていただいておりますので、小規模事業者には大変利用しやすい補助メニューというふうになっているというふうに認識をしております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 過去5年間で65件の利用がありまして、利用者には利用しやすいものになっているのではないかという感想でございますね。

この制度なんですけれども、申請して審査をして採択されるという期間がございます。誰が審査をして、どの程度の期間がかかったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な細部のお話ですので、担当のほうから、課長から答弁をさせていただきますと思います。

○内藤 明議長 土屋商工推進課長。

○土屋恒一商工推進課長 お答えを申し上げます。

お問い合わせ先ということで、窓口になっておりますのが、東北経済局の産業部経営支援課ということになっております。直接の窓口ということでは、商工会が受け付けをしているということになっております。

平成30年度のことで申し上げますと、申請の受付期間が5月18日までということで、今回の募集は終了するという事になってはおります。補助対象経費が3分の2以内ということで、補助上限額が50万円ということにはなっております。



要するに、東北経済産業局のほうで決定をするというふうでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。

それで、このばらつきといいますか、27年度が27件で、次の年の28年が5件と、数に差があるようなんですけれども、これらについては、特別27年を周知したとか、そういうようなことではないわけでございますね。

○内藤 明議長 土屋商工推進課長。

○土屋恒一商工推進課長 この国の制度ができたのは平成26年度からということございまして、27年度分につきましては、国の補正予算分ということもございまして、追加ということで、27件ということで、数が多く申請になっているようでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。この質問の2番といいますか、この状況についてどのような感想を持たれるかということをお伺いしたというふうに承ってよろしいですね。利用しやすいものと、住民の方には、店舗の方には利用しやすいものになっているというふうな、市長の答弁でございました。

これ、今後ともどのような対応をしていくのかということになりますけれども、これについては、今のまま継続していくのか、さらにこれをもっと使いやすいようにといいますか、さらなる周知をしていくですとか、今後どのように対応していくのかを伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国の補助金制度でありますから、そして、実際事業者の皆さんにも大変好評というんですかね、利用いただいている補助制度でありますから、ぜひ今後も利用促進を商工会とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

企業の皆さん、それから、個人事業者の皆さん

へメールマガジンとして情報発信を毎月担当課から行っております。今80社から登録をいただいているところでありますので、今後もそういう情報発信をして、その制度の趣旨を広めていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 メールマガジンなどでの周知を図って、今後とも使っていただくようにしていただきたいということございまして。

次に、市の制度としまして、2015年度から空き店舗を活用しての店舗等の改装費補助制度ができております。それまで空き店舗を活用して開業した際、家賃補助をしてきたものを開業のための店舗などの改装費にも補助対象を拡大しての実施ということでございます。

この活用状況についても教えていただきたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御指摘ありました市の空き店舗対策事業補助金については、空き店舗を賃借して新規に開業することで商業の振興、活性化を図る事業ということで、平成25年度から創設をしているところであります。

家賃の補助あるいは改修費の補助を行っているわけですが、近年の利用状況を見ますと、平成27年度が9件、平成28年度が14件、平成29年度が8件ということになっております。

今年度からは、補助対象区域を中心市街地に限定せず、市内全域に拡大をして、広く空き店舗を活用して新規の開業を支援することにいたしまして、ことしは6件ということでございます。

4年間で合わせて37件ということですが、そのうち、改修補助を利用したのは13件というふうになっております。

御案内のとおり、補助の額については、賃借料、改装にかかる経費の2分の1、50万円を限度というふうになっているところでございます。

市内全域に対象を広げたことによりまして、市内の商業事業者の活性化に一層役立ってきているのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 中心市街地から対象を市内全域に広げたということでございます。そうしても、やっぱり4年間で34件ですね。小規模事業者持続化補助事業と比べますと、やっぱり若干少なくなっているのかなというふうな感想を持つものでありますけれども、これについても今後の対応をどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、中心市街地、商店街初め、空き店舗というのが市内にはまだまだと申しましょうか、数多く存在しているわけでありまして、我々としては、新規創業される方を誘致したり、開業に向けた支援のためには、この補助制度、大変有効なのではないかということに考えておりますので、引き続き今後も利用促進に広報も含めて努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 引き続き広報周知に努めて活用していただきたいと、このような答弁でございました。

これらにつきまして、知り合いから声が届いているんですね。やっぱり一つ、小規模事業者持続化補助事業については、やっぱり先ほども申しあげましたとおり、申請して審査、採択されて、それから工事にかかって、で上がるまでの時間がちょっと長いなというような感想ですとか、それから、空き店舗のほうに関しましてもなかなか空き家バンクなどもまだまだ、もっともっと機能するといいんだけれどもと。そして、空き店舗として利用できるというものが少ないんだなということを業者の方おっしゃる

んですね。

なので、さらにこの2つの、今ある制度をさらに充実させて、使っていただきたいというような思いでありますので、そこに期待するとともに、もう一つさらに使いやすい、使い勝手のよいもの、次の質問になるわけなんですけれども、住宅リフォーム助成制度の店舗リフォーム、リニューアル、この助成制度への拡充といたしますか、これは住宅リフォーム助成制度の新たな創設ということにもなりましようけれども、そういうことについて、2015年の9月議会で群馬県高崎市や北海道の訓子府町などの先進事例等を示しながら、検討を視野にいただきたい旨の質問をしておりますけれども、その後これにつきましてどのような検討がなされたのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは、平成29年9月にそういう御提案をいただきました。高崎などの事例を参考にさせていただいたわけでありましてけれども、先ほど遠藤議員もおっしゃいましたけれども、市の住宅建築推進事業補助金というのは、趣旨が住環境の整備あるいは定住促進、さらには、地元関連企業、業界のというんですかね、発展振興というのが主な目的になっているわけでありまして。

そういった意味からすると、集客増加などを目的とする店舗のリフォームということとは趣旨が違うということになるんだというふうに思いますので、別な制度として考えていくべき、対応すべきだというふうに思っているところでございます。

でも、29年の9月にもお答えを申しあげているわけでありましてけれども、先ほど申しあげました国の小規模事業者持続化補助金、これまで5年間で65件ということでございます。そのうち、店舗改修での利用件数17件ということでございます。

これについては、看板設置あるいは洋式トイレの改修工事、それから店舗外装整備やLED照明、電飾掲示の改修に利用されているということでもあります。

案外、制度としてなかなか使い勝手がそれほどよろしくないという方の声もあって、該当にならないケースがあるということであろうかというふうに思います。そういったときの受け皿として、何とか市のほうでも考えていただけないかという趣旨なのかなというふうにも思いますが、御案内かと思いますが、県のほうで中小企業スーパーサポート補助金というのを平成29年に創設をしております。2分の1補助で、限度額が37万5,000円ということでございます。それが一つの受け皿、県の制度が受け皿になるのではないかというふうに思います。県が平成29年度、去年創設をして、利用件数が平成29年度13件ということで聞いております。

我々としては、既存店舗の改修については、国の持続化補助金、それから県のスーパーサポート補助金を活用していただいて、空き店舗を利用した創業支援というのは、市の制度で御活用いただくというようなことで、すみ分けをしているというふうに我々は思っているところでありますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この国がつくった小規模事業者持続化補助事業というものに該当しなかった方への受け皿的な制度が29年度にできたということでもありますね。これについて、既に13件の利用があったということでございます。これもいいことだなというふうに感じております。

2018年5月28日付、全国商工新聞に大見出しで「広がる店舗リニューアル助成制度」という記事が載っております。それによりますと、店舗の改装工事費などを補助する店舗リニューアルは、2年前の調査に比べて倍増し、全国

107の自治体で実施していることが明らかになりました。

大阪府茨木市では小売店舗改築改装事業として、小売飲食店舗の改装などにかかった工事経費の2分の1を補助、上限50万円としております。背中を押され、以前より前向きに仕事ができるようになったという方の喜びの声が掲載されております。2年で倍増したということは、それだけ使いやすいということじゃないのかなと感じておりますね。

本市でもさまざまな受け皿的な県の制度もできたということではございますけれども、2年で倍増したという、この急速に広がった、その真意というものをちょっと考えていただいて、それだけ使いやすいもの、そういうものを求めているのではないかなと感じるところでもあるんですね。

ですので、本来でしたら、この既存の制度をもっともっと利用があってもしかるべきとも思いますが、十分頑張っておられますけれども、さらに使っていただいて、小店舗にもリフォームの助成制度が創設されれば、商業者、小規模の事業者などはかなり心強いのではないかなというふうに思うのですが、こちら辺のことはどのようにお感じになるでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員御指摘のとおり、新しい制度が普及していくには、それなりの理由があって、今までにない使い勝手のよさでありますとか、そういう利点があるんだというふうに思います。

ですから、我々も絶対そういう制度はつukらないという趣旨でももちろんありませんし、国の制度があって、県も新しく制度ができて、その受け皿ができていくわけなので、ただ、その国の制度、県の制度もいいところもあれば、また足りないところもあるのではないかというふうにも思いますので、そういったところを検証さ

せていただいて、新たな制度などについても研究をしていく努力は怠らないというつもりでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。

私このたびこの住宅リフォームの制度、県内では東根市が商業活性化事業費補助制度ということで設けているということでございます。その中の魅力向上事業店舗整備が商業店舗の魅力向上のため、市内業者による新築、改装などの整備事業費が100万円以上のもの、補助率が3分の1で、補助上限額が50万円とするもの、また、消防設備導入、耐震化整備事業、設備導入の必要があって、事業費が50万円以上のもの、補助率2分の1、補助上限額100万円とするものがあるようでございます。

私、実際東根の担当課のところに行って、国の制度もあるし、そこら辺はどういうような状態なんだろうかとということでお聞きしてきたんですね。そうしましたら、やっぱり使い勝手がさらにいいものというふうなことで考えたということなんですね。住宅リフォーム補助金制度も東根の場合は、商工業者支援と位置づけられておりまして、商工観光課の担当としているということでございました。小規模の事業者の方の肩をさらに押してあげられるいい制度になっているなというふうに感じてまいりました。

ただいま市長は、この制度を絶対につくらないというわけではないけれども、さまざま今ある制度も中身をよく見きわめて、検討して考えていくということでございましたので、今後小規模事業者の活性化をさらに期待する、醸成するという立場で、ぜひ考えていっていただきたいなというふうに思っております。

それで、この間数人の業者の方のお話を聞くことができました。建築業の方なんですけれども、市内の業者にはなかなか仕事が来ない。大

手のハウスメーカーに持っていかれるんだ。小店舗リフォームにも助成制度が使えるればもっと活気も出ると思うんだけどもなというお話ですとか、空き店舗の活用といっても空き家バンクもまだまだ機能しないとだめでないか、店舗として使える物件も余らないように見えるよというふうなお話があったんですね。

これなども考えていただきまして、さらに充実した制度、使い勝手のいい制度の研究調査を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

さらに、こういうこともおっしゃるんです。和室がだんだん昨今少なくなってまいりましたね。それをつくる技術がなくなっていくようでは困ると。90%がプレカットで、現場で組み立てるやり方なので、10年後は大工さんが半分になるのではないかと不安だという声があるんですね。このような生の声を酌み取って、どのようなことが業者の方求めているのか、必要としているのか、業者の方たちとの話し合いを持って、常に新しい情報を収集、意見収集をすべきというふうに考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御指摘ありましたけれども、だんだん和風というんですかね、和風の家屋が減って、洋式化の住宅がふえてきているというのは、現実なのかもしれませんが、そういうことによって、それをつくってこられた業者の方、いわゆる名工というんですかね、そういう古来の伝統的な技術を持ってこられた方が後継者もいなくなって、だんだんそういうのが廃れてきているということもお聞きをしています。

私もいろんな左官業の組合でありますとか、いろんな組合などにも出席をさせていただいて、なかなか大きなあれでは言えませんが、毎年行くとだんだん人が、会員が少なくなっているなどというお話もお聞きをするので、そう

いったところにリフォームの補助制度などを活用して、少しでもその業界が活気が出ればいいのかなどということ、ずっとさせていただいているんでありますが、そういう意味からすると、おっしゃるような点もやっぱりまだまだ支援していかなきゃならんというふうに思っておりますので、そういった視点なども踏まえて、いろいろな制度、仕組みなどを検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市長も肌で感じ取っていることがおありだということで、さらなる発展、小規模事業者の発展、このことを市長も考えていきたいというお話でしたので、さらに深めて、論議を深めて考えていっていただきたいというふうに思います。

これで小規模事業者への支援についての質問を閉じまして、次に、通告番号13番、防災対策について伺います。

地球温暖化の影響なのか、昨今、災害は忘れたころにやってくるという言葉は死語になりつつあり、今や災害はいつでもどこでもやってくる。さらに、去ったばかりなのにすぐまたやってくる。こんな言葉に取ってかわられたような状況であります。

ことし6月の大阪府北部地震や7月の西日本豪雨、さらには、このたびの台風21号により、命を落とされた方々に対しまして心からお悔やみを申しあげたいと思います。そして、被害に遭われた方、この8月、山形での記録的豪雨により被災された方々にも改めて心からのお見舞いを申しあげたいと思います。

今月9月1日は防災の日であります。その日の山形新聞の社説にも「災害の固定観念捨てて」という見出しで、想定を上回る自然災害が相次ぎ発生している中、国レベルで将来の温暖化やその影響を分析し、新たなハード整備に着手することが必要、また、個人レベルでは、水

害が激甚化する時代に生きていることを肝に銘じ、自分で自分の身を守ることを考えることが求められること、何より大事なものは、早期避難の意識づけだと訴えております。

通告してある項目に沿って、防災のあり方をより一層考える場になればと思い、質問いたします。

まず、危険なブロック塀の除去などへの対応についてであります。

ことし6月18日に発生しました大阪府北部地震では、登校中の女子児童が小学校のプール沿いに設置されたブロック塀の倒壊により下敷きになって死亡するという痛ましい事故が起きました。危険なブロック塀の撤去が課題となるもと、自治体独自の補助制度の創設あるいは拡充する動きが広がっております。

国は、ブロック塀撤去支援に交付金を使えることと通知し、防災安全交付金などの効果促進事業の対象とすることが可能であると知らせております。

そこで、本市の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、平成22年度からより防災安全社会資本整備総合交付金を活用して、寒河江市危険ブロック塀等除去事業補助制度を設けております。

スクールゾーン内の通学路に面している危険なブロック塀を除去、または改修する費用に対して補助をしているということでございますが、補助率は2分の1で、限度額は8万円ということになっているようでありますが、毎年広報しております、ことしも5月20日号で広報いたしました、実は、これこの制度今まで利用した方はおりません。創設以来いないということとなっております。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 危険なブロック塀の除去が課題となるもと、自治体独自の補助制度の創設あるいは拡充する動きが広がっているということで、本市の状況についてお聞きいたしました。

本市では、平成22年度からスクールゾーンなど、2分の1、限度額が8万円の補助制度があるということでございました。しかしながら、利用した方は1人もいなかったということでございます。

まず、このブロック塀、学校、保育所など、児童生徒が毎日を通る場所の周り、付近について、この点検はどうなっているか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 学校、保育所などのブロック塀の点検についてお答えをしたいと思います。

6月18日の大阪北部地震による事故を受けて、翌6月19日と20日に小中学校について確認をした結果、ブロック塀の設置箇所はございませんでした。

また、翌21日に保育所についても確認を行いました。なか保育所、みなみ保育所、にしね保育所の3施設にブロック塀がございましたが、高さは全て控え壁の必要のない1.2メートル以下で、厚さについても全て基準値である10センチメートル以上を満たす12センチメートルでございました。また、鉄筋の太さや間隔など、図面などで確認を行った結果、基準を満たしており、さらなる対策の必要な箇所はございませんでした。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 学校、保育所など、児童生徒が通る場所では、危険なところはなかった

ということでございます。これは大変安心できるなというふうに思いますが、さて、それでは通学路についてはいかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 通学路につきましては、山形県、それから警察、寒河江市、寒河江市教育委員会の合同で毎年安全点検を行っているところであります。このたびの事故を受けて、ブロック塀の有無の調査も加えております。

通学路の安全点検の状況につきましては、教育長からお答えを申し上げます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今市長からございましたけれども、教育委員会としましては、通学路の安全確保のために毎年8月に県、西村山道路計画課、それから寒河江警察署生活安全課と交通課、市市民生活課、建設管理課、これに加えて学校と合同で、もちろん教育委員会もでございますが、安全確保の点検を行っています。

例年、見通しが悪いなどの交通安全上危険と思われる箇所とか、街路灯が少ないなど、防犯上危険と思われる箇所については、点検を行っております。この合同点検の結果、危険と判断された箇所につきましては、県、警察、市において改善、改良に向けた対応を行っているというふうに理解しております。

ことは、先ほどありました大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による痛ましい事件を受けて、先ほど申しあげました毎年実施している安全点検に加えて、新たに通学路上のブロック塀の設置箇所についても調査を行ったところでございます。

教育委員会としましては、学校から報告されました通学路上のブロック塀の箇所を記載した地図をもとにして、国交省から出されたチェックポイントに基づいてブロック塀の高さや厚さ、控え壁の有無等、危険性について安全点検を行っているところです。

危険なブロック塀と思われるものにつきましては、安全対策に向けて関係課と情報共有するとともに、各学校についても地震時における危険箇所の迂回あるいは安全な場所への避難等、通学時における安全対策に努めるとともに、必要であれば通学路の変更などについても検討して、安全な通学路となるよう、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 通学路を点検して、危険なところは通学路の変更をしたり、情報を共有して気をつけるということなんですけれども、具体的に、どのような危険があって、どのような被害が想定されるかということをもう少し詳しく教えていただけるとありがたいなと思うのですが、よろしいですか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 チェックポイントにつきましては、先ほどから申しあげておりますように、まずは、教育委員会としては目視によって高さ、厚さ、あるいは控え塀、あるいはひび割れ等々、国土交通省で示されているチェックポイントがございますけれども、それに基づいて点検を行って、そして、当然通学路にあるブロック塀につきましては、これは個人の所有でございますので、先ほど市長の答弁にもありました市の補助制度などを広報周知しながら、その除去について市民の方に考えていただくというふうなことで、これは市の関係各課と連携をしながら促していくということになります。

そういったことがなかなか難しいということであれば、その箇所を迂回するなり、あるいは学校として通学路として指定しているところ、そこを別なところに指定し直すというふうなことも必要であるというふうに考えておりますので、その対応を今のところは考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。個人の所有のブロック塀につきまして、市の補助制度もありますよというようなことで誘導といいますか、促していくという、撤去なども事によれば促して、安全なものにしていくというようなこともしていかれるということですね。それを聞いて安心いたしました。

それでは次に、その他、市内での危険箇所について教えていただきたいと思うのですが。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、市有施設について申しあげますと、市有施設についても大阪の地震を受けて調査を行ったところであります。

その結果、控え壁がなく、対策が必要なブロック塀としては、市役所、南部地区公民館、浄化センター、水道事業所所有の三泉ポンプ場のこの4カ所がございました。

そのうち、市役所と南部地区公民館のブロック塀については、既に撤去をしております。それから、浄化センターのブロック塀については、バリケードで安全対策を講じており、今後低くするなどの検討をしているところでございます。それから、三泉ポンプ場については、隣地との境界にブロック塀がございいますが、今年度工事を行うための準備を進めているというところでございます。

ブロック塀の安全確認については、外観から判断をする簡易的な点検というのはどなたでもできるわけでありまして、確実にその安全性を確認するとなると、ブロック塀の中の鉄筋の有無などについて、塀を壊してみないとわからないというようなところがあって、専門家による点検が必要だというふうになってきているところであります。

そういった意味で、先ほど教育長の答弁もありましたが、個人所有のブロック塀の点検については、国交省が作成をしたブロック塀の点検

のチェックポイントというのがありますので、これを活用して、それぞれの所有者の御自身が点検を行っていただくというふうをお願いをしたいというふうに思います。

この件については、市報への掲載とか、来る9月30日開催の市の防災訓練あるいは10月6日、7日開催の住宅フェアなどでも広報しながら周知を図っていききたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市の市有施設では、4カ所が危険ブロック塀があったということで、その全てについて何らかの対応をしているということでございました。それ以外の市内のブロック塀に対しても国交省なりのチェックリストで積極的にチェックしていただくように働きかけをしていくということでございました。

さて、横浜市は、市内で個人が所有するブロック塀の除去工事と軽量フェンス等の設置に対する補助制度を創設すると発表いたしました。

市は、現在もブロック塀除去工事への補助制度を実施していますけれども、対象や額が少なく、補助制度の拡充を要請する声も上がっているとのことでした。

新制度の対象は、多くの人が行き交う道路等に面するブロック塀等、高さ1メートル以上、個人所有の除去とその除去工事をした上で、軽量のフェンスや生け垣、門などを設置する場合の工事費用ということになります。補助額は、除去工事は9割、新設工事は5割の額を補助するもので、上限は合計30万円、9月11日から始まる第3回定例会に早速提出する補正予算に300件分、約1億円を盛り込むとしております。

先ほど伺いまして、限度額が寒河江市の場合は補助制度ありますけれども、8万円ですね。こういう補助額をもう少しふやしていきながら、対象も広げていきながら、今教育長がお話なさったような市の市有施設以外の所有のブロッ

ク塀なども積極的に撤去、そして、軽量のフェンス等での設置などに関して、さらに積極的に行っていくために、この補助額、対象と補助額を広げていくという必要もあると思うんですけれども、これについての見解をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害に強いまちづくりを進めていく中で、例えば地震などについてどう備えていくかということを考えていくときに、もちろんそういう意味では、今回の大阪での女子児童が犠牲になった事故などは、大変痛ましい結果であったというふうに思います。

そういう意味で、何とか事前にそういうことを防げるような手だてというのは、やっぱり行政としてもいろんな手だてを講じて、最善の努力をしていく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、市の補助制度もあるわけにありますけれども、なかなか利用が進んでいかないということがありますし、また、新たなブロック塀などもできている状況かというふうに思いますから、そういう意味でも、幅広く対応できるように、そして、まちの安全を確保できるような補助制度などについてもいろいろ他の自治体などについても今お話ありましたけれども、今後いろんなところでそういう支援制度が出てくるのではないかとというふうに思いますから、そういったところを十分参考にしながら、よりよいまちづくりに資する制度を構築をしていきたいというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 命を守るために最善の対策を考えていく必要があるという認識でございますので、これは大変よかったなと思っております。そのような姿勢でさらに市民の使いやすいような制度、補助制度、それから命が守られる保障をぜひしていただきたいと思いますというふうに



思います。

それで、今の点検がなされておりますけれども、今後にいたしましても定期的な自治体の調査というものが不可欠じゃないのかなというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますけれども、ブロック塀については、もちろん市有施設などについては定期的に点検をさせていただきますし、また、それ以外のブロック塀などについても、先ほど申しあげましたとおり、自己点検というのが基本でありましょうけれども、我々も防災訓練あるいは市報を含めて、あとは、それぞれの自主防災組織などにもお願い、働きかけをして、何とか大阪北部地震のときのような犠牲者が出ることがないように、最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 わかりました。

1978年に起きました宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊が多発し、11人が犠牲となりました。この災害を教訓として、翌79年に建設省、現国土交通省の認可を受け、社団法人日本建築コンクリートブロック工事業協会が発足しております。2013年4月1日、公益社団法人日本エクステリア建設業協会に名称を変更いたしまして、公益事業として内閣府の認定を受け、公益社団法人としてスタートしたということがございます。

ブロック塀診断士などの資格認定を行っているんですね。地域の安全や環境を保つことを目的に、ブロック塀の危険箇所の調査を行ったり、既設ブロック塀の危険等について診断を行うための専門知識を持つ人材で、県内では60人ほどの有資格者がいらっしゃるということがございます。

この方たちとの連携で調査が必要と考えます

が、それについても、先ほどと同じ最善を尽くしていかれるということですので、この方たちとの連携といいますか、お願いしていきたいということも含めて、考えていただけたらというふうに思います。

この協会は、7月10日、国土交通省に要望書を提出しております。先ほど来ありましたけれども、既存ブロック塀の安全診断方法に鉄筋探査機なども採用してほしい。それから、新しく築造するブロック塀に対しまして、法令遵守の施工技術を学んだ有資格者が施工することを義務づけることという、このような2点を要請しているということでございます。

また、緊急にブロック塀の安全点検表をつくり、普及を図っているということでもございますが、個人のブロック塀所有者も責任を持って、安全かどうかを把握するための対策を行うよう促していきたいとするという声もあります。

そのためのチェック項目、先ほど来お話しありました国交省のチェックリストなるものがあるということもございますが、このチェック項目をどのように皆さんに周知しているのか。どうなっているのかということをお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェック項目というのは、非常に個人の方がチェックできるような簡易的なチェックポイントということになって、こういうことでもありますね。

ですから、塀は高過ぎないか、壁の厚さは十分か、控え壁はどうか、基礎はあるか、壁は健全か、などということになります。

そういった意味で、先ほどもありましたけれども、壁の中の構造は外からではわかりませんので、それはやっぱり専門家の人にチェックしていただく。相談していただきたいというようなことになっておりますから、そういう意味で、そういう簡単なチェックポイントなどについて

は市報とか、防災訓練などでも広報していきたいというふうに思いますし、また、基本的には目で見ただけではわからない部分については専門家に御相談いただきたいということで、おっしゃるような、診断される方などについても活用していければというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 専門家等とも活用していきながら考えていくということでございます。ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。チェックリストなども市報等に掲載していきたい旨のお話をいただきました。ありがとうございます。

次に、防災意識の向上についてなのですが、この質問の冒頭に述べましたように、今や災害はいつでもどこでも起こり得るものです。実際に被害に遭わないと、自分のところは大丈夫とってしまう、そんな声を耳にいたします。

西日本豪雨災害時にも避難計画と住民の意思には乖離があったというふうに指摘されております。常日ごろの防災意識を強く持つ必要を感じているところでありますが、今後の私たち市民の意識向上について、どのようなことが必要と考えるかお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やはり、今御指摘ありましたとおり、自分のところは安全だろうという意識を持って、なかなか避難していただけないという住民の方もいらっしゃるということで、結果的に、避難活動がおくれる、多くの時間を要するというようなケースがあったようであります。

そういった意味では、我々としては、自分の命はやっぱり自分で守っていくという、その強い意識、そして、早目の避難行動が必要ではないかというふうに思っておりますので、そういったところ、自主防災組織の皆さんあるいはいろいろな訓練のときに、そういうことを強調し

て説明をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、時間もありませんが、いろんな警報が出されたときに、早目に安全な場所に避難する、あるいは避難準備は避難勧告の発令に対してすぐに準備を行う。すぐに避難を行うといった行動が日常的に常にとれるようにしておく、そういう心構えというんですかね、それがやっぱり大事だろうというふうに思いますので、そういったところもあわせて周知、啓発をしていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。これから防災グッズとか、防災ポーチのこともありましたけれども、時間もありませんので、2つに絞ってお伺いしたいと思います。

今市長がおっしゃられましたような避難指示勧告、避難準備、それから警報、注意報、避難指示、その避難の基準ですね。これ、なかなか注意報のときはどうして、どうするのか。避難指示のときはもう命令と同じなんだということでもありますけれども、そういうときどうするのか、なかなか認識が共有されないということが市長が今おっしゃったようにあります。

これについては、そういう避難の基準を共有して、地域ぐるみの備えが必要というふうに考えますが、これらについては、自主防災組織の強化、それから、事あるごとの啓発ということでやっていくという、先ほどの答弁になるかと思いますが、よろしいんですね。わかりました。

それで、自主防災組織の機能の強化、先ほど来話されておりますけれども、今までは自主防災組織を何%、100%に近づけて立ち上げることが目標とされてまいりました。これからは、いかに機能を果たしていくかが問われるというふうに考えます。

この自主防災組織の強化、それから市民一人一人への啓発、そういうものを事あるごとに捉

えて頑張っていっていただきたいな、ともに頑張っていきたいなというふうに感じます。

山形市では、防災の日の1日に市民対象の防災と福祉の集いなるものを開催しておりますね。大切な早期避難の意識づけを徹底し、これまでの何とかなるだろうという意識から、私たち一人一人が命を守るために行動するという意識に変わっていくこと。これから起こり得る災害に備え、ともに知恵を出し合っていく姿勢が大事だと改めて感じたところでもあります。

このことを申しあげ、確認し、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

### 石山 忠議員の質問

○内藤 明議長 通告番号14番について、8番石山 忠議員。

○石山 忠議員 本定例会の9人目の一般質問として、最後になりましたが、よろしくおつき合いをお願いいたします。

まず初めに、記録的な西日本を中心に、全国各地における豪雨や県内での豪雨により被災された皆様、さらに、今台風21号により被災された皆様に心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

また、猛暑による農作物を中心にした被害も心配しましたが、本市においては、豪雨での人的被害もなく農作物に対する被害も少ないという市長の概況報告を伺い、ほっとしているところですが、21号による被害も心配しているところですが、備えは万全にしていかなければならないと思っています。

それでは、通告番号14番、平成29年度歳入歳出決算と市政運営について質問させていただきます。

まず最初に、一般会計、特別会計等決算の課題認識と今後の取り組みについて伺います。

平成29年3月定例会において市長から、平成28年度にスタートした第6次寒河江市振興計画を着実に推し進め、将来都市像である「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を目指し、施策の実現に取り組むとして、人口減少問題を最重要課題として捉え、「子どもがすくすく育つまち」「活力と交流を創成するまち」「元気に安心して暮らせるまち」「一人ひとりが力を発揮するまち」「便利で快適に生活できるまち」の第6次寒河江市振興計画の5つの基本施策に沿って、平成29年度の市政運営の方針及び施策の大綱を示され、諸事業について取り組む姿勢を述べられました。

そこでお伺いいたします。

平成29年度一般会計及び特別会計の決算を踏まえて、平成29年度の市政運営に臨む基本方針と施策の大綱、諸事業、広くは第6次寒河江市振興計画に照らして、どのように評価しておられるのか、また、課題としてどのように認識されておられるのか、伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 石山議員から平成29年度決算を踏まえての施策の評価ということで御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいと思います。

寒河江市が抱える最も重要な課題の一つは、御指摘のとおり人口減少の問題でございます。そういう意味で、平成29年度は、平成27年10月に策定をいたしました「さがえ未来創成戦略」の中間年ということでございましたが、2年間の取り組みの成果が着実にあらわれていることを実感することができた年ではなかったかというふうに思います。

それは、平成17年以降、転出超過が続いていた社会動態が平成29年は大幅に改善をし、12年ぶりにプラスとなり、転入超過になったところでもあります。我々も住宅を新築する工事現場があちこちで見られるなどということで、そうい

うことを実感を持って受けとめたところがございます。

これまで寒河江市では人口減少対策について3つの柱、少子化対策、移住・定住支援、交流人口拡大という3本の柱で施策を展開してきたところがございます。

少子化対策では、安心して出産、子育てができるよう、子育て世代への支援や環境整備に力を注いでまいりました。

経済的支援として、他市に先駆けて新たに行った学校給食費への補助のほか、第3子保育料の無料化や予防接種費の支援拡大は、2人目、3人目のお子さんを持つとする親御さんの背中を押すことにつながったかというふうに思っております。

また、まちなかに保育所と病児保育所を兼ねた小児医療施設を整備する事業においては、お子さんが病気になっても見てもらえる、心配なく預けられる環境をつくることで、保護者の方へ安心と安全を提供できるものというふうに思っております。

さらに、移住・定住支援においては、Uターン者や子育て移住・定住世帯への集中支援を行ってまいりました。特に、Uターン世帯など向けの住宅新築購入補助では、平成29年度に109件の利用があって、社会動態の改善に大きく寄与したものと考えております。

また、交流人口の拡大に関しましては、地域資源を生かした活力と交流を創成するまちづくりを目指して、年間を通した誘客を加速する施策を行ってまいりました。ツール・ド・さくらんぼや子供を対象とする自転車イベントの拡充、やまがた雪フェスティバルについては、さくらんぼ、神輿とともに、1年を通した誘客につなげられたものというふうに思っております。

また、今年度にオープンをいたしました旧田代小を活用した宿泊施設「学びの里TASSHO」は、地域の方と一緒に地域活性化を目指し

ていけるものと確信をしております。

こうした取り組みや市民の皆さんの活躍というものは、寒河江発の情報発信として大いに評価できたのではないかというふうに考えております。今後は、交流による成果を地域経済の発展と持続、さらに移住・定住につながるように期待していきたいというふうに考えております。

一方、市の抱える課題については、まだまだ山積をしているわけであります。

1つには、先ほど人口減少対策を申しあげましたが、社会動態の改善は進んできましたが、自然動態の改善は一向に進んでいないという現実があります。婚活、奨学金返還支援、寒河江型ネウボラなどの施策を持続、発展させ、体系的に取り組む必要があるというふうに認識をしております。

2つには、少子高齢化の進展によって地域の安全・安心の確保という大きな問題が生じてきているところがございます。とりわけ、地域コミュニティ機能の低下が懸念されるわけであります。去る7月に行われた市町会長連合会と市との懇談会の中においても取り上げられたところであります。これを契機に、町会の皆さん、それから市民の皆さんとともに、本気で議論し、検討していかなければならないというふうに思っております。

3つには、交流人口拡大のための交通インフラの整備が挙げられるというふうに思います。山西米沢線については、本年度完成の予定でございますが、狭隘な平塩橋の改修と生活基盤の整備にもなります落衣島線の早期整備については、引き続き国、県への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

4つには、老朽化した公共施設の再整備の問題であります。できるだけ早く市民の皆さんの意見をお聞きして、個別施設の計画を策定してまいりたいというふうに思います。

5つには、これらの課題に向かうための強固

な財政基盤の確立という問題があります。人口減少の中、地域の経済や人の動きを活性化させ、あわせて行政コストの削減、効率化を行って、新たな行政ニーズに対応できるようにしていく必要があります。

少子高齢化が進む中、先を見通した施策を展開することによって、市民の皆さんが望んでおられる安全・安心な市民生活を構築できるものと考えておりますので、石山議員にも御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 2年間の取り組みについて、着実を実感できたという評価、すばらしいことだなと思います。

たくさん市長からも事業等も含めて挙げていただきましたけれども、地域経済の、あるいは移住・定住に結びつけていくという、今後の課題としての捉え方についても私どもとしましては、これまでの評価というのは、対策として、その後については、効果に結びつけるという動きをぜひして行ってほしいなという思いで質問させていただきました。

その中で、財政基盤の確立ということもございましたので、これらとともに、もう一つは、マンパワーの充実ということもぜひ含めていただきたいなというようなことを申しあげながら、次の質問に移らせていただきます。

一般会計及び特別会計の歳入について伺います。

先ほど財政基盤の確立ということの市長の答弁の中にも関連するとは思いますが、財政分析比率等で財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率や市債残高の減少など、財政運営の努力は評価をさせていただきますけれども、まだまだ厳しい状況下にあることは否めないと思います。

収入未済額について、決算審査意見書によれば、市税は前年度比8.3%減少しているものの、

公共下水道使用料が5.6%、国民健康保険税2.8%増加しており、「公金の収入未済額解消は、公費負担の公平、公正の観点や一般財源確保の上でも重要であり、更なる収納率の向上に向けての工夫と努力を講じられたい」と結んでいます。

対策の前提として、収入未済額の発生原因を究明し、その対策を講じることが肝心なことと思います。国も地方経済も見通しが困難な状況下ではありますが、このままでは同様の指摘が続くことでしょう。

そこでお伺いいたします。

収入未済額について、次に述べる科目について発生要因をどのように捉えておられるのか。

また、その対策について伺います。

特に、一般会計中、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、公共下水道特別会計中、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険特別会計中、国民健康保険税、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計中、保険料について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ちょっと項目が多いですので、少し答弁が長くなることを御容赦いただきたいと思いますが、初めにそれぞれの発生要因について申しあげて、最後に対応策についてお答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず、市税については、県内の雇用、所得環境は改善されつつあるわけではありますが、自営業者の売り上げ減少や退職及び失業等による収入減、それから、長期間の病気やけがによる医療費負担、さらに、年金が少額なための生活困窮などにより未納になるケースが多いと把握しているところであります。

分担金及び負担金では、老人ホーム入所者措置費負担金及び保育所利用者負担金、それから中学校給食費負担金で収入未済が発生しております。

老人ホーム入所措置費負担金については、養護老人施設被措置者の扶養義務者が滞納しております。施設入所に際し、主たる扶養義務者に対して費用負担が発生することを説明しておりますが、制度について十分な理解が得られなかったものと考えております。また、扶養義務者世帯の生活状況が被措置者入所時と変わり、生活に余裕がなくなっていることが考えられるところであります。

保育所利用者負担金、保育料については、毎月月末の口座振替の際、残高不足により口座振替不能となった方に通知書を送付しております。それにより大部分の方から納入いただいておりますが、一部の方が未納となっております。

中学校給食費負担金については、収入が少なく、生活に余裕がない家庭が未納ということが多く、中学校給食費だけではなく、税や水道料、学校集金など、多方面にわたり支払いが滞っている家庭が多く、何度訪問してもなかなか支払っていただけないというのが現状のようでございます。

続いて、使用料及び手数料についてであります。市営住宅使用料及び土地建物使用料に収入未済が発生しております。

市営住宅使用料については、毎月使用料を請求しておりますが、残念ながら、一部入所者につきましては、生活に余裕がなく、未納が発生する状況でございます。

土地建物使用料については、建築確認申請に関する制度改正により、通路について以前は必要のなかった使用料が発生するようになったことを理解していただけず、未納となっております。

公共下水道特別会計の分担金及び負担金については、生活に困窮している方や受益者負担金・分担金に対する理解が得られないなどの要因が挙げられます。

公共下水道特別会計の使用料及び手数料につ

いては、生活に余裕のない方や市外転出により行方不明による未払いなどの要因が挙げられております。

国民健康保険税については、国民健康保険税の制度上、収入が少なくとも税額が高額になる場合があつて、支払えなくなるケースがございます。

後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、保険料の納付の基本は年金からの特別徴収でございますが、年金の年額が18万円未満であるなどの場合は、納付書による普通徴収になるわけであります。このような方が未納となる場合がございます。

それから、対策といたしましては、それぞれの収入未済について督促状などの通知や訪問を行い、収納率の向上に努めているところでございますが、それぞれの事情により、生活に余裕がなく、未納が発生している現状にあります。納税相談などを行いながら、少額ずつでも納めていただけるような対応をとっているところであります。

しかしながら、誠意のない滞納者につきましては、財産及び給与等の調査を行い、差し押さえ等の対応を行っているところであります。

また、下水道使用料に関しては、水道事業所と連携し、給水停止を含めた強い指導、保育所利用者負担金については、児童手当からの徴収の実施、中学校給食費に関しては、就学援助費からの差し引きや申出書を出してもらった保護者の児童手当からの差し引きなど、対応をとっております。

今後とも毅然とした対応をとってまいりたいというふうに考えております。

また、納入者の方の利便向上のために、平成26年度から実施をしておりますコンビニエンスストア収納に加えて、今年度からスマートフォンやパソコンからいつでも納税ができるクレジット収納を実施しているところであります。納

付環境の整備に努めております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 たくさんの科目について御答弁をいただきましたけれども、主な原因の中にほとんど入っていたのが生活に余裕がないということが一番大きいように感じます。現在ですと、経済の好転が言われていますけれども、まだまだ行き届いていない状況にあるなという思いを強くしています。

それで、過去にもお話をさせて、あるいは御提言をさせていただいたことがあると思うんですが、公金の収納の一元化というのはできないものなのかなという、こういう状況になってくればくるほど、前段で市長のほうからさまざまな施策について実現をし、あるいは給食等の無料化もし、医療費の無料化を進めながらも、納めるほうの側になると、なかなか生活に余裕がないという、どこで解決したらいいかわからないようなテーマになってまいりますので、収納の一元化等についてと同時に、今後予測されております上下水道の一本化などについても話題になっているようですので、その辺について市長のほうから何か考え方があれば、御所見があればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど石山議員からもありましたが、そういう意味で、税の公平さ、税負担の公平性、平等性という観点から、やはりいろんなばらばらな部署でばらばらな取り組みをしていくということによる不均衡というものが生じているケースがあるわけでありまして、我々としては、そういったところを何とか克服をしながら、収入未済額の減少、解消に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味で、御提案の件などについてもいろいろ他の事例なども参考にさせていただきながら、取り組みを検討していきたいというふうに考えているところであります。

す。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、一般会計及び特別会計等の歳出について伺います。

決算審査意見書のまとめの中で、歳出は、「健全財政運営を図りながら、第6次寒河江市振興計画に基づき、生活・教育関連事業や少子高齢化対策事業など喫緊の課題に対応するため、各種事業が実施されている」と結んでいます。

不用額については、経常経費の削減努力の成果があらわれていることも評価しながら、理解しているつもりですが、市レベルでは、当初予算編成時にも各科目において無駄な歳出をカットするなど、厳しく査定を行い、国や県などに比べほとんど余裕のない編成になっていると理解しています。

さらに、諸事業に対する国・県支出金の減少なども不用額発生の影響も大きいと思いますが、事業計画段階での国県補助金の見込みの精度を高める努力は肝心なことだと思います。

企業会計においては黒字となる不用額も、一般会計等では市民が望む事業へのおくれにつながります。不用額をなくすため、予算を消化することでは決してありませんし、次年度予算への効果的な反映もあるかもしれませんが、効果的な執行を図ることは言うまでもありません。

監査意見書でも不用額のあり方等については触れられていませんので、お伺いいたします。

財務監査において、これまでどのような指摘、指導がなされたのか。その対応と財務規則に照らして課題はないのか。担当課の考えをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 安達財政課長。

○安達 徹財政課長 予算の執行全般にわたるものでありますので、私から申し上げます。

財務監査における指摘、指導につきましては、その年度に実施した定例監査などの結果が市長に文書で通知され、良好と認められております。

その際の事務指導では、入札や契約事務に関する基本的な理解及び法令等に立ち返り事務を行う姿勢の必要性、日ごろから問題意識を持つこと、不正や事務の誤りを防止するためには、職員の資質向上、倫理保持だけでなく、組織のシステムを十分に機能させることの大切さなどの指摘を受けております。

担当課としても痛感していることでありますので、昨年度は職場での指導力向上のため、主査、係長を対象とした財務事務研修を数年ぶりに実施したほか疑義事例の庁内共有化を行いました。

さらに、今年度は事務事業の見直しに本格的に取り組み、課ごとに事業のあり方を含め点検をした上で、次年度の予算要求に臨むようにしております。

今後は、財務会計システムの機能を活用したチェック体制を整えたいと考えております。

トラブルを未然に防ぐためにも、財務規則のほか、契約に関する規則、その他の関係法令を十分に理解し、職務に当たられるよう、職員研修、人事担当課と連携して取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 予算を伴わない事業、施策というのはほとんどないはずなんです。その中でいきますと財務規則に照らしてという課題をお伺いしたのは、例えば事務引き継ぎや分担などについても必ずお金はついてくるものだ。あるいは事業をすれば、支払遅延防止法に何か抵触するような支払いがおくれたなどといううわさが出るような、そんな話が出てくるはずがないという思いで、そんな思いがありまして、財務規則の的確な履行というのは当然すべきでないかというふうなことを思いましたので、ぜひ、今

財政課長のほうからも御答弁いただきましたけれども、その趣旨を十分生かしながら財政運営を図っていただきたいというふうに思います。

次に、不用額について、一般会計の7億6,471万8,330円を初め、各会計合計で16億2,977万6,209円となり、翌年度繰越額を除いた執行率でも68.8%から99%、合計平均では91.5%となっています。

本来予算額の大小がありますので、予算現額に対する執行割合でお伺いしたいところなんです。このたびは1,000万円以上について、不用額発生の要因について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一般会計の不用額約7億6,000万円のうち、1,000万円以上の目的別経費の項の数は11あるわけでありまして。また、各特別会計については、繰出金として総括して御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

不用額発生の主な要因は、3つに大別できるというふうに思っております。

1つには、繰出金の減によるものでございます。社会福祉費の国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計は、給付費の減であります。また、保健衛生費の浄化槽整備事業特別会計及び都市計画費の公共下水道事業特別会計は、事業費や維持管理費の減によるものでございます。

2つ目は、事業量の減によるものでございます。児童福祉費の児童手当や児童扶養手当などの扶助費、それから保健衛生費の予防接種委託料など、各事業の対象者の伸びや申し込み数などが見込みよりも少なかったことなどが挙げられるところであります。

3つ目は、補助申請の減によるものでございます。農業費の果樹園芸関連の補助金、さらには住宅費の住宅建築関連補助金などの各種補助事業については、申請者数が見込みよりも少なかったことなどが要因であるというふうに考えているところでございます。以上であります。



○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 大きく3つに分けて、不用額発生  
の要因について御説明をいただきました。

その中で、特に事業量の減あるいは補助事業  
の申請者の減ということについては、それはや  
っぱり話題というか、課題があるのかなとい  
うふうに思います。要するに、事業のPRが本  
当に適正に、あるいは浸透するまでにやられ  
ていたのか等々、その少ない原因というもの  
も究明しなければいけないだろうというふ  
うな思いがあります。

このことは、先ほども申しあげましたよ  
うに国庫繰出金等との関係もありまして、  
事業量が少なくなったから、その分の不用  
額が発生するという絡まりはわかりますけれ  
ども、特に、申請者の減、対象者の減とい  
うのは、ぜひ再検討といいますか、その  
要因を深める努力をしてほしいなとい  
うふうに思っています。

その辺について、もしお考えがあれば伺  
いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今要因を大別して、3つ  
の要因があるということを申しあげまし  
たが、本来というんですかね、現実的  
にはそれぞれの事業費、事業の内容によ  
って、その不用額の発生要因という  
のは違ってきているケースが多々ある  
わけですので、それぞれの不用額発生  
の要因については、それぞれの部署で  
来年度に向かって決算を踏まえて、予  
算編成の際に検討していく材料にし  
ていきたいというふうに考えており  
ますので、今後それぞれの部署で来  
年に向かって検討を加えていくもの  
というふうに思っております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 一般会計の不用額につ  
いては、実際は昨年度より4億7,000  
万円ほど減っていますが、平成29年  
9月定例会において平成28年度決算  
についての一般質問で、不用額につ

の要望に対して取り組む姿勢を述べて  
いただきましたが、課題とする認識と  
どのように取り組まれたのかをお伺い  
したいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度に御質問を  
いただいたわけでありすけれども、  
そのときはその御質問の内容という  
のは、不用額が多額であるとい  
うことについては、一般の市民の  
皆さんから見ればそれだけお金が  
余るのはどういうことなのか。そ  
のぐらいのお金は別なものに使  
ったらいいのではないかなとい  
うことで、そういうことを是正  
していく必要があるのではない  
かというふうな御趣旨だったの  
ではないかというふうに思  
います。

我々もこの事業の実施の進捗とい  
うんですかね、事業の実施状況  
などをできるだけ市民の皆さん  
にわかっていただく、理解して  
いただくということも必要であ  
りますので、ことしの3月第1  
回定例会において、例えば内示  
率の低かった国庫補助金など  
については、歳入を減額をし  
て、それに対応する歳出予算  
についても減額の補正をする  
ということ、補正予算を上程  
をさせていただきます。

その結果、多額の不用額が生  
じないように、特に1,000万  
円以上の不用額が見込まれる  
ような事業については、そう  
いう取り組みをさせていただきます。

そういった取り組みの結果が  
昨年度より4億7,000万円  
ほど減ってきているのではない  
かというふうに思いますが、  
ただ、それでもやっぱり29  
年度の決算では不用額を生  
じるわけですので、そういった  
ものについては、我々として  
は、できるだけ不用額を生  
じないような取り組みをし  
つつも、その中で不用額とし  
て上がった数字の一般財源  
分などについては、議員も  
御指摘ありますけれども、  
来年度に向かって新たな  
貴重な財源になり得ると  
いうようなところがござ  
います。

そういった意味で、今回の補正予算などについても多額の補正予算を計上させていただいておりますので、そういった財源に活用していくということで、有効に取り組んでいくことにしているところがございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 平成30年度を含め、不用額対応の成果を評価しつつ、市民のための予算として今後も効果的、効率的な財政運営を図られるよう望んでいきたいと思っております。

次に、寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と今後の取り組みについて伺いたいと思っております。

平成29年度施政方針の「元気に安心して暮らせるまち」の「いのちを守る地域医療体制の充実」施策として、市立病院においては、県の二次保健医療圏ごとの医療需要を推計した地域医療構想を踏まえた市立病院新改革プランを3月に策定し、平成29年度からこの新改革プランに基づき、民間的経営手法を導入した行動計画を定め、取り組みを進めてまいります。また、医療情報やネットワーク等を効果的に活用しながら、二次保健医療圏内の病院や一般診療所との連携強化と機能分担を進めるとともに、山形大学医学部との連携を一層強化し、医師派遣を継続して要請してまいりますと述べておられます。

本年6月5日号の市報において、寒河江市立病院新改革プランの進捗状況の特集が組み込まれました。計画期間内の目標数値と実績数値が示され、成果が検証されていますが、目標と実績において、効果があらわれたもの、残念ながら目標に達しなかった項目などが示されましたが、経営安定に向けての努力を評価しつつ、質問させていただきます。

まず最初に、寒河江市立病院新改革プランの初年度に当たる平成29年度寒河江市立病院会計決算を受けて、どのように分析し、さらに課題

についてどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 平成29年度決算に対する分析と課題についての御質問であります。

決算に対する分析としまして、病院経営にかかわる収益的収支についてであります。医業収益においては、外来患者数、外来での手術や検査等が増加しており、リハビリテーションや画像検査の受託数も増加しております。

また、入院患者数も、手術件数が増加したことや地域包括ケア病棟を充実し、入院患者の療養状態に合わせベッドコントロールを徹底した結果、目標数には達しませんでした。増加しております。

その結果、入院、外来合わせた療養収入は、前年度決算に対し約1億900万円の増収となったことを含め、総収益が前年度より増加したことにより、平成28年度の純損失が4,200万円であったところを平成29年度は330万円に抑えることができましたところであります。

そして、経営収支比率は99.8%、医業収支比率は75.4%、他会計繰入金比率は30.0%となり、改革プランで挙げた29年度の数値目標はおおむね達成することができたところであります。

これは、病院改革の大きな柱である医師不足解消のため、29年度から山形大学附属病院から当直医師派遣を受け、その業務が充実してきたこと、29年10月から内科医師1名が増員となったことが大きな要因であると考えております。

しかしながら、全ての目標が達成されたわけではなく、30年度以降も同様に推移できると楽観しているわけでもありません。

新改革プランの評価委員会においても、目標はさらに高く設定すべきであり、患者数の増加に向けて取り組むべきである。さらに、さらなるPRが必要である。他の病院の取り組みなど、参考にできるものもあるなどの意見をいただい

ております。

新改革プランに挙げた病床規模の適正化や病棟再編といった推進すべき課題もあります。

また、当病院が進めるべき訪問診療や在宅医療のあり方など、今後さらに研究すべき課題も出てきております。

つきましては、引き続き院内の改革プラン推進委員会や経営管理委員会において、新改革プランの行動計画に基づきチェックを行い、今後とも持続可能な病院経営を進めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 詳しくありがとうございました。特に、3条予算についての動きが非常に良好だということは評価できると思います。

そんなことで、市民の健康を守る病院としての役割としては、継続をしていかなければいけないということもあると思いますので、その課題認識を受けて、新改革プランの目標と据えながら、今後の経営計画について何か具体的なものがあればお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 今後の経営計画がありますが、基本的には新改革プランの行動計画に基づき、目標達成に向かって職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

まずは医業収益の増収が最も重要な課題ですが、先ほども御説明いたしましたとおり、医師確保対策が大きな要因となっておりますので、引き続き、常勤、非常勤を問わず医師確保対策に活発に取り組み、医業収益の増収を図り、基準外繰入金削減につながるよう努力してまいりたいと考えております。

また、当院の医療の質を向上するとともに、経営改善を図るため、施設基準の取得や各種加算取得の活動に努めているところであり、病院医療安全体制の強化、構築により、医療安全管理加算や入院患者の栄養状態改善のための栄養

サポートチームの組織化、糖尿病患者への透析予防指導管理など、実際に算定できるようになっております。

このような取り組みは良質な医療の提供につながるものであり、今後とも推進してまいりたいと考えております。

また、病床規模の適正化や病棟再編につきましては、建築後28年経過した新館について、大規模改修工事を現在進めており、今年度中に完了する予定であります。

さらに、この工事に合わせて、外来と新館病棟の内装工事を行うべく、今回の補正予算を計上しているところであり、今後とも必要な施設設備の修繕更新等の改修を行いながら、地域医療の拠点機能を有する施設として、長寿命化を図ってまいります。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 私的なことですが、きょう午前中來れなかったのは、ゆうべ非常にひどい腹痛に見舞われまして、市立病院に電話したところ、外科のお医者さんだけなので診られないと。じゃ、どうするんだと聞いたら、大きい病院に行ってくれというような返事がありましたので、次の質問をさせていただきます。

各地域で患者の日常的な健康管理を行うかかりつけ医の機能を担う在宅療養支援病院は、全国に1,100病院以上あり、外来、訪問診療から体調が急変したときの入院まで対応し、住民にとって心強い存在になっており、今年度の診療報酬改定でもかかりつけ医の機能を持つ医療機関の普及を図るため、関係する病院の診療報酬を手厚くしたと伺っています。

かかりつけ医についての考え方について伺います。

○内藤 明議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 本日は大変失礼申しあげました。私外科でやっております、こちらに伺ってございましたもので、申しわけござ

いませんでした。

御質問にありました在宅療養支援病院は、一言で言えば在宅の患者様から365日24時間連絡がとれ、場合によっては往診や訪問看護ができ、緊急時には入院が可能な病院であり、国が2006年に制度を創設し、進めているものであります。在宅医療に従事する勤務医師を3名以上確保することが必要なこと、24時間往診可能にするため、現在の夜間の当直医1名と看護師1名のほかに、夜間訪問診療のための医師1名と看護師1名を待機させておくことなどの要件を満たす必要があります。

御指摘のごとく、在宅高齢者の多い寒河江、西村山地域にとって必要となる施設であります。常勤医師の確保が極めて厳しい状況の中で、現在の入院、外来、救急対応のさらなる充実に加えての在宅医療の早急な推進はなかなか難しく、その上、看護師の採用が厳しい現状下では、夜勤の対応の看護師を増員することも困難であることを勘案しますと、当院が早々に在宅療養支援病院となるのは難しいというのが現状であると思われま。

しかしながら、既に訪問診療に関しましては、これまでも患者宅に実際に赴いておりますし、看護師も同行しており、訪問看護も行っております。また、県看護協会の訪問看護師養成研修に看護師を派遣しており、さらに、みとりの指針も作成しているところであります。

このように、現在有する医療資源を有効に活用した病院運営を行いながら、介護施設や診療所との連携を深め、紹介患者の受け入れあるいは逆紹介など、かかりつけ医として、地域包括ケアシステムの一医療機関としての地域のかげ橋となり、急性期後または手術後の患者を安心な状態で在宅や地域へつなぐ病院を目指してまいりたいと考えております。

新改革プランにおいては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリを開始することを当面の目標

としておりますので、今後在宅支援に重点を置いた人事配置ができるように努めてまいります。

○内藤 明議長 石山議員。

○石山 忠議員 今管理者からも触れられましたけれども、このたびの寒河江市立病院新館等大規模改修工事と病棟再編について、補正予算とともに示されました。

岐阜県の病院の事例は論外です。市民の健康を守り、安心して市民生活を送るため、諸設備の更新は私は当然のことと思います。同時に、病棟再編と病床規模の適正化について示されましたので、かかりつけ医についての検討を求めたところです。

現実的に、市民生活の中では、やはり安心・安全のための市立病院になってほしいという願いは、市民の皆さん強いと思います。

西村山総合開発推進委員会の重要事業要望書において、地域密着型病院を目指すとして、地域が安心して暮らせる医療体制の確保について挙げられています。

在宅看護や在宅での終末を望んでも、なかなか難しい現実です。病院のあり方が非常に求められているのかなというふうに思います。

ちょっとこれ悔しいことなんですけれども、実は、北海道の砂川市に行政視察に行ってみました。そこの一般会計は117億円ですが、病院の3条予算が142億円なんです。ロケーションが条件は違いますけれども、診療科目25、病床数498、看護単位14単位で、1日平均患者数が入院410の外来1,056、職員数960名、うち常勤医師98名、こういう、先生からおっしゃったように、ドクターを確保する、その困難さがあると同時に、北海道等では11万のセンター病院として収益的収入だけで150億円近くあるという病院もあるわけです。

そんなことを思いながら、悔しいなと思いつつ、市立病院の今後についても大いに期待を申しあげたいなというふうなことで、一般質問を

させていただきました。

もし今の話の中で管理者の御意見があればいただきたいのですが、ございますか。

- 内藤 明議長 久保田病院事業管理者。
- 久保田洋子病院事業管理者 確かに周りに大きな病院がないような状況下では、僻地に近いような病院でもかなり大規模にやっっていかなければならない状況があるのですが、当市の立地条件からして、最適な状況を見出していかなければならないと考えております。
- 内藤 明議長 石山議員。
- 石山 忠議員 「私たちは、地域住民に信頼され、安全で安心な笑顔の病院をめざします」の基本理念に沿って、地域の中核医療機関として市民ニーズに応えられる医療の提供と健全経営のため、新改革プランの実践を願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時22分

- 内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。



平成30年9月6日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第4号

第3回定例会

平成30年9月6日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 13 議第47号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第48号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 15 議第49号 平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 16 議第50号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第52号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 19 議第53号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 20 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願
- 〃 21 質疑
- 〃 22 決算特別委員会設置
- 〃 23 予算特別委員会設置
- 〃 24 委員会付託
- 散会



本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

再 開 午前9時30分

- 内藤 明議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 内藤 明議長 日程第1、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願までの20案件を一括議題といたします。

### 質 疑

- 内藤 明議長 日程第21、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。  
初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
次に、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第48号平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。柏倉議員。

- 柏倉信一議員** この案件に関しては、議案書の理由の部分に関して、市民にとって大変興味深いというか、関心の深い問題だというふうに認識をしておりますが、この件に関しては、予算、決算の委員会に属するような審議内容ではないし、そしてまた、総務産業常任委員会の付託案件ということになっておりますので、厚生文教常任委員会所属の私としてはここでしか質疑ができませんので、若干お尋ねをしたいと思いません。

当然こういう案件に関しては、対処の仕方として、顧問弁護士等々とも打ち合わせの上、当局は対処しておられると思いますが、今後も含み、法的な問題はないというような解釈でよろしいのかお伺いしたいと思います。

○**内藤 明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の上程させていただいております市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、冒頭でも申しあげましたが、市に多大な損失を与えたことに対する市長及び副市長の管理監督責任をとるということで、減額をさせていただくということで考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○**内藤 明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 案件に関しては、私もそのように当然理解をしておりますが、私がお尋ねをしたのは、今後公的な処理等々で問題は発生しないのでしょうかという意味合いのことをお尋ねしたつもりです。

○**内藤 明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件に関しては、先ほど柏倉議員の御質問にもありましたが、顧問弁護士とも十分相談をさせていただいて対処させていただいているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○**内藤 明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 一応確認ということでお尋ねをしたというふうに捉えていただければなというふうに思います。

この件に関しては、市長が今議会冒頭に行政報告の中で触れておられるわけで、その中で、損失額につきましては、担当職員や関係職員による補填を含め、他の自治体を参考にして補填をするというような報告がなされておるわけですが、他の自治体のというのは、具体的に、ちょっと私の記憶では、このような事例というのは記憶にないものですから、具体的に他の自治

体の事例があるということであればお尋ねをしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 こういう事例は余りないほうがいいわけでありませけれども、全国的に見ますと、同じような事例があるわけでありませ。

そういう自治体、具体的に名前を申しあげる必要もないかというふうに思いますが、具体的にそういう事例があつて、その自治体での対処の例からすると、冒頭にも申しあげましたが、担当職員が全額を補填している例とか、あるいはまた担当職員と関係職員が補填している例、さらには、加えて副市長などの特別職も補填している例、さらには一般職員からの協力も得て補填している例などありませ。

そういうことで、いずれの、こちらで調査をした自治体の例では、全額をそういうケースで補填をしているという、なされているというふうに理解をしております。

○内藤 明議長 そのほか質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 決算特別委員会設置

○内藤 明議長 日程第22、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めませ。

よつて、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 予算特別委員会設置

○内藤 明議長 日程第23、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めませ。

よつて、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

○内藤 明議長 日程第24、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第50号、議第51号
厚生文教常任委員会	議第47号、議第48号、 議第49号、議第52号、 議第53号、請願第4号
予算特別委員会	議第46号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 議第45号

散 会 午前9時44分

○内藤 明議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成30年9月19日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（1名）

8番 石山 忠 議員

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	菅井孝一	農業委員会 職務代理者
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 局長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第5号

第3回定例会

平成30年9月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第1 認第1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第14 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 15 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第50号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 19 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 20 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第21 議第47号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 22 議第48号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 23 議第49号 平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)

- 日程第24 議第52号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 25 議第53号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 26 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願
- 〃 27 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 28 質疑・討論・採決
- 日程第29 議会案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 〃 30 議案説明
- 〃 31 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時50分

○内藤 明議長 ただいまから本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤耕治議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤耕治議会運営副委員長 本日の会議運営につきましては、9月18日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申し

あげます。

追加案件は、議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての1案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となり、変更内容は日程第29から日程第31までを追加するものです。

追加議案の取り扱いについては、日程第29で議会案第6号を議題とし、日程第30で議案説明、日程第31で質疑・討論・採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 内藤 明議長 日程第1、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明議長 日程第12、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
決算特別委員長報告を求めます。遠藤決算特別委員長。

〔遠藤智与子決算特別委員長 登壇〕

- 遠藤智与子決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認

第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月6日、委員14名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定及び可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第1号から認第10号までの10案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第45号について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

- 内藤 明議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第7号を除く、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はどれも認定であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第8号、認第9号及び認第10号については原案のとおり認定されました。

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

## 議 案 上 程

○内藤 明議長 次に、日程第14、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第15、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

9月6日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第46号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第46号の採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第16、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第17、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について及び日程第18、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第19、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

(伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇)

○伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第50号及び議第51号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「選挙運動用ビラを4,000枚まで頒布できるということだが、1枚当たり幾らまで公費負担になるのか」との問いがあり、当局より「上限が1枚当たり7円51銭となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは市の財政に影響を与えたことに対して管理監督責任者としてのみずからの減給処分だが、関係職員の処分根拠は何か」との問いがあり、当局より「職員の処分については、寒河江市職員審査委員会において処分基準を定めています。その中の公金財産等関係において、職務怠慢により損害を与えた場合は停職、減給、戒告の懲戒処分をするという基準があります。この基準に基づき寒河江市職員審査委員会で審査し、具体的な処分内容を決定したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について及び議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号及び議第51号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第21、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第26、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願までの6案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第27、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。佐藤厚生文教常任委員長。

〔佐藤耕治厚生文教常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号から議第49号まで、議第52号、議第53号及び請願第4号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成30年度寒河江市介護保険

特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型インフルエンザに対応する防護服を100セット用意するとのことだが、新型インフルエンザが発生した場合、その数量で足りるのか」との問いがあり、当局より「まずは初動のための装備ということであり、長期化した場合は、国、県の対応と合わせながら、追加購入するなどの対応が考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願を議題とし、担当書記により請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「学校現場においては、学力向上に対するウエートの高まりや外国語教育の実施などが加わり、多忙化に拍車がかかっている。1人の教員が担当するものが多岐にわたり、いじめ問題や不登校対応が複雑化、困難化するほど苦しい状態に陥ってしまうと聞いている。高度プロフェッショナル制度の先駆けのような形で長時間労働を強いられていることにより、教員のなり手も減ってきているようだ。子供に健全な教育を受けさせる義務は憲法上保障されていることであり、その義務を果たすために、定数や義務教育費の改善は当然政府がやらなければならないことであり、この請願については引き続き採択し、関係機関にしっかりと上げていくことが必要である」との意見がありました。

自由討議を終結し、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「政府統計によると、公立小中学校の6割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いており、教員の働き方はほかの業種に比べて深刻である。それだけ働いても肝心の授業準備や子供と接する時間がとれず、教員は悩んでいる。定員をふやし、1人の教員が受け持つ授業時間を削減することなしに根本的解決は不可能であるということから、教職員定数改善に賛成する。また、財政力による教育水準に格差が生じてはならないというのが義務教育費国庫負担制度の精神である。交付税そのものが大幅に減額されている今、地方は大変な困難にさらされており、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をぜひとも行わなければ大変な事態になってしまうことから、まさに願意妥当である」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑、意見等

もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第4号です」の声あり) 4号。

(「賛成討論であります」の声あり) はい。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、請願第4号、賛成討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願について、賛成討論をいたします。

現在、全国の教員は多忙をきわめています。政府統計によると、持ち帰り残業を含めると、公立小学校で6割、中学校でも6割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いているということです。

教員の働き方は、他業種に比べて深刻です。しかも、それだけ働いても肝心の授業準備や子供と接する時間がとれずに、教員は悩んでいます。

この問題は、教員の命と健康を守るとともに、教員の質を左右する国民的な課題であります。

文部科学省の諮問機関、中央教育審議会、中教審が学校における働き方改革についての審議の中間まとめを決めました。教員の業務の整理、削減にテーマが絞られていますが、その中で標準を大きく超えた授業時数は教師の負担増加に直結するとし、勤務時間の上限の目安を検討する必要があると述べています。負担の重過ぎる行政主導の研究授業、各学校でつくられる詳細過ぎる年間指導計画の見直しなども盛り込まれました。これからの議論の足がかりになるものであります。

同時に中間まとめは、教員が担ってきた14の業務についての考え方も示しました。例えば、登下校に関する対応、児童生徒が補導されたときの対応などは、他の公的機関や保護者、地域住民などが担うとしています。部活動については、非常勤の部活動指導員が大会の引率を行えるようにするなどの方向を打ち出しました。

しかし、業務見直しの中には、子供との関係で、本当にそれでいいのか慎重な判断が必要なものや、教育活動の画一化につながりかねないものも含まれております。それだけに、業務削減は各学校現場で教職員が子供や保護者の意見を聞いて、真剣に議論して進めるべきです。押しつけではなく、具体的には各学校の主体性を大事にしなごら行ふべきと考えます。

はっきり言えることは、業務削減だけでは解決しないということです。不要不急の業務を削っても、今の教職員数では教員が本来の仕事をするのに足りません。小学校教員は、1日平均4時間25分の授業をしています。文科省の言うとおりに、1時間の授業には1時間の準備等が必要とすれば、それだけで1日9時間近い労働です。定員をふやし、1人の教員が受け持つ授業時間を削減することなしに、根本的解決は不可能であります。

また、国庫負担制度は憲法と教育基本法に定められた教育の機会均等、水準維持、無償性の

確保という義務教育の根幹を保障するものであります。

2006年、それまで2分の1だった義務教育費国庫負担制度が3分の1に引き下げられました。財政力で教育水準に格差が生じてはならないというのが義務教育費国庫負担制度の精神です。

交付税そのものが大幅に減額されている今、地方は大変な困難にさらされています。これまで勝ち取ってきた少人数学級も揺らぎかねません。

教員の命と健康を守り、誇りを取り戻すために、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を切に願うものであります。

このことを申しあげ、請願第4号に対する私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第48号平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第48号、議第49号、議第52号、議第53号及び請願第4号は原案のとおり可決及び採択されました。

## 議 案 上 程

○内藤 明議長 次に、日程第29、議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第30、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第31、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

**閉 会** 午前11時30分

○内藤 明議長 これにて平成30年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成30年9月6日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
11番	國	井	輝	明	委員	12番	辻		登	代子	委員
13番	杉	沼	孝	司	委員	14番	工	藤	吉	雄	委員
15番	木	村	寿	太郎	委員	16番	柏	倉	信	一	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市	長	菅野英行	副	市	長
軽部賢	教	育	久保田洋子	病	院	事
竹田浩	総務課長（併）	選挙管理委員会	中田隆行	企	画	創
安達徹	事	務	渡辺優子	税	務	課
那須清人	局	長	志田義男	建	設	管
安達晃一	財	政	門口隆太	農	林	課
土屋恒一	市	民	武田伸一	農	業	委
後藤芳和	下	水	軽部賢悦	農	業	委
片桐勝元	道	道	設楽伸子	事	務	局
大沼利子	課	長	辻洋一	さ	く	ら
原田真司	商	工	佐藤和好	ら	ん	ぼ
高林雅彦	工	推	大沼孝一郎	観	光	長
沖津一博	推	進	軽部修一	課		
	課	長		健	康	福
	慈	恩		子	育	て
	高	齢		水	道	事
	会	計		道	道	事
	（	兼		学	校	教
	）	会		監	查	委
	会	計		監	查	委
	課	長		事	務	局
	病	院		監	查	委
	生	涯		監	查	委
	学	習		事	務	局
	課	長		長		
	監	查				
	委	員				

○事務局職員出席者

田宮信明	事	務	局	長	山田良一	局	長	補	佐
齋藤晴光	総	務	係	長	兼子拓也	総	務	係	主



決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成30年9月6日(木)

本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 質疑
- 〃 14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

議 案 上 程

開 会 午前9時50分

- 遠藤智与子委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 遠藤智与子委員長 日程第1、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○遠藤智与子委員長 日程第12、議案説明であります。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。大沼会計管理者。

○大沼利子会計管理者（兼）会計課長 おはようございます。

平成29年度寒河江市一般会計及び8特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず一般会計の歳入について御説明いたしますので、平成29年度寒河江市歳入歳出決算書の6ページ、7ページをお開きください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が51億3,271万3,000円で、前年度比0.3%の増となりました。

主なものは、市民税が20億5,383万3,000円で0.3%の減、固定資産税が23億1,684万2,000円で1.4%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,316万3,000円で、0.4%の減。

第3款利子割交付金は965万6,000円で、58.2%の増。

第4款配当割交付金は1,266万9,000円で、30.5%の増。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,293万9,000円で、158.0%の増となりました。

第6款地方消費税交付金は7億5,088万3,000

円で、6.3%の増。

第7款自動車取得税交付金は3,769万1,000円で、36.4%の増。

第8款地方特例交付金は2,758万2,000円で、7.6%の増であります。

第9款地方交付税は40億7,872万3,000円で、3.2%の減となりました。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

第10款交通安全対策特別交付金は801万4,000円で、3.5%の減。

第11款分担金及び負担金は2億6,547万円で、1.3%の増。

第12款使用料及び手数料は8,776万6,000円で、0.1%の増。

第13款国庫支出金は16億4,747万9,000円で、12.5%の減。

第14款県支出金は12億6,150万3,000円で、12.0%の増。

第15款財産収入は4,226万6,000円で、2.9%の増。

第16款寄附金は16億4,312万2,000円で、29.5%の減。

第17款繰入金金は14億1,745万9,000円で、115.7%の増であります。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

第18款繰越金は4億3,143万2,000円で、前年度比11.2%の減。

第19款諸収入は7億880万7,000円で、0.8%の増。

第20款市債は13億3,360万円で、2.5%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額190億4,294万1,000円で、前年度比0.8%の減となりました。

次に、歳出であります。12ページ、13ページをお開き願います。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,874万6,000

円で、前年度比1.2%の増。

第2款総務費は39億3,656万5,000円で、2.1%の増であります。

主なものは、1項5目財産管理費の23億8,055万8,000円などであります。

第3款民生費は56億537万3,000円で、1.0%の増となり、その内訳は、第1項社会福祉費27億3,973万9,000円。

第2項児童福祉費26億6,875万3,000円。

第3項生活保護費1億9,551万8,000円などあります。

第4款衛生費は13億3,722万8,000円で、1.5%の減で、その内訳は、第1項保健衛生費が3億5,909万9,000円。

第2項清掃費が3億6,812万9,000円。

第3項病院費が6億1,000万円であります。

第5款労働費は1,750万円で、57.5%の減。

第6款農林水産業費は3億8,252万1,000円で、9.5%の減であります

次に、14ページ、15ページをごらんください。

第7款商工費は9億6,031万7,000円で、4.2%の減であります。

第8款土木費は18億8,463万5,000円で、0.6%の減となり、その内訳は、第2項道路橋りょう費4億5,818万6,000円。

第4項都市計画費10億9,061万3,000円などあります。

第9款消防費は5億5,618万7,000円で、前年度比3.9%の増であります。

第10款教育費は15億9,766万6,000円で、2.9%の減で、その内訳は、第2項小学校費5億6,545万円。

第3項中学校費3億9,878万1,000円。

第4項社会教育費3億4,406万5,000円などあります。

第11款災害復旧費は1万4,000円で、87.1%の減。

第12款公債費は17億7,762万5,000円で、前年

度比7.7%の減であります。

第13款予備費は充用件数が延べ41件で、充用総額は2,311万3,000円であります。

以上、歳出合計は支出済額182億2,438万3,000円で、前年度比0.9%の減であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は8億1,855万7,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源1,742万7,000円を差し引いた実質収支は8億113万円で、前年度比7.5%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に4億100万円を繰り入れ、残る4億13万円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、特別会計については、主な款の収入済額、支出済額を申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金、収入済額が989万7,000円。

第2款使用料及び手数料5億6,696万2,000円。

第3款国庫支出金2億307万4,000円。

第4款繰入金4億9,085万7,000円。

第7款市債2億6,730万円などで、歳入合計は15億4,410万4,000円で、前年度比0.1%の増であります。

歳出であります。次の20ページ、21ページをごらんください。

第1款公共下水道事業費は支出済額7億6,388万3,000円。

第2款公債費7億7,902万1,000円で、歳出合計は15億4,290万4,000円であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は120万円となります。これは繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源ですので、実質収支はゼロ円であります。

次に、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整

備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

24、25ページをお開き願います。

歳入であります。主なものは、第1款分担金及び負担金、収入済額が471万7,000円。

第2款使用料及び手数料773万円。

第3款国庫支出金965万1,000円。

第5款繰入金3,292万3,000円。

第7款市債1億2,640万円などで、歳入合計は1億8,232万2,000円で、前年度比1.2%の減であります。

歳出であります。26、27ページをごらんください。

第1款浄化槽整備事業費、支出済額が1億7,593万8,000円。

第2款公債費638万4,000円で、歳出合計は歳入と同額の1億8,232万2,000円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

30、31ページをお開き願います。

歳入であります。第1款使用料及び手数料が収入済額78万3,000円。

第2款繰入金が367万3,000円で、歳入合計は449万9,000円で、前年度比3.0%の減であります。

次に、歳出であります。次の32、33ページをお開きください。

第1款総務費が420万2,000円で、歳出合計も同額の420万2,000円であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は29万7,000円であります。

簡易水道事業は本年4月1日に寒河江市水道事業へ統合され、この特別会計は廃止となりましたので、出納整理期間を設けず、平成30年3月31日で打ち切り決算を行っております。

このため、電話料、施設管理業務委託料等が3月末日までに支払いが完了せず、歳入歳出差

し引き残額と同額が未払い金となりましたので、残額を水道事業会計へ引き継ぎ、全額この支払いに充当をしております。

次に、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

36、37ページをお開き願います。

歳入であります。第1款国民健康保険税が収入済額9億6,077万8,000円。

第3款国庫支出金8億6,678万2,000円。

第5款前期高齢者交付金12億7,600万9,000円。

第6款県支出金1,079万2,000円。

第7款共同事業交付金9億4,884万7,000円。

第9款繰入金6億9,332万円。

第10款繰越金2億5,444万8,000円などであり

ます。次の38、39ページをごらんください。

以上、歳入合計は52億7,772万円で、前年度比6.0%の増であります。

次に、歳出であります。40、41ページをごらんください。

第2款保険給付費26億9,350万5,000円。

第3款後期高齢者支援金等4億6,044万6,000円。

第6款介護納付金1億7,909万1,000円。

第7款共同事業拠出金10億2,589万円。

次の42、43ページをお開きください。

第9款基金積立金2億2,713万9,000円など

あります。以上、歳出合計は47億686万9,000円で、前年度比0.3%の減であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は5億7,085万円となり、これは全額翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

46、47ページをごらんください。

歳入であります。第1款保険料が収入済額

3億3,188万4,000円。

第4款繰入金1億4,129万7,000円などで、歳入合計は4億8,798万9,000円で、前年度比4.7%の増であります。

歳出であります。48、49ページをごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億7,009万5,000円などで、歳出合計は4億8,063万9,000円で、前年度比4.3%の増であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は734万9,000円となり、これは翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

52、53ページをお開き願います。

歳入であります。第1款保険料が8億6,666万円。

第3款国庫支出金は10億6,079万9,000円。

第4款支払基金交付金は11億868万6,000円。

第5款県支出金は5億8,776万6,000円。

第7款繰入金は6億127万6,000円などであります。

次に、54、55ページをごらんください。

歳入合計は43億2,102万3,000円で、前年度比4.9%の増であります。

次に、歳出であります。56、57ページをお開きください。

第2款保険給付費、支出済額が38億6,608万8,000円。

第4款地域支援事業費1億7,777万1,000円などであり、歳出合計は42億3,385万5,000円で、前年度比5.0%の増であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は8,716万7,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

60、61ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金1,048万2,000円。

第2款繰入金640万3,000円などであり、歳入合計は2,424万円で、前年度比16.4%の減であります。

次に、歳出であります。62、63ページをごらんください。

第1款介護認定審査会費が2,236万1,000円で、歳出合計も同額の2,236万1,000円で、前年度比3.4%の増であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は187万9,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

66、67ページをお開き願います。

歳入であります。第1款高松財産区が収入済額19万8,000円。

第2款醍醐財産区が22万6,000円。

第3款三泉財産区が28万7,000円で、歳入合計は71万2,000円で、前年度比10.2%の減であります。

歳出であります。次の68、69ページをごらんください。

第1款高松財産区が10万6,000円。

第2款醍醐財産区が19万7,000円。

第3款三泉財産区が22万8,000円で、歳出合計は53万1,000円で、前年度比2.3%の増であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は18万円となり、これは翌年度へ繰り越しをしております。

以上、一般会計及び8特別会計の決算の概要について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

○遠藤智与子委員長 次に、認第10号平成29年度

寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であります。収入は第1款病院事業収益18億2,603万9,000円で、その内訳は第1項医業収益が13億4,926万7,000円、第2項医業外収益が4億7,677万1,000円であります。

支出は第1款病院事業費用が18億1,551万9,000円で、その内訳は第1項医業費用18億890万4,000円、第2項医業外費用661万5,000円あります。

次に、3ページ、資本的収入及び支出であります。収入は第1款資本的収入が1億8,140万円で、その内訳は第1項企業債1億1,570万円、第2項他会計負担金が6,570万円あります。

支出は第1款資本的支出が2億2,923万3,000円で、その内訳は第1項建設改良費1億2,261万1,000円、第2項企業債償還金が1億662万2,000円あります。

支出額に対する収入不足額4,783万3,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、5ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計13億4,796万5,000円あります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計17億8,769万6,000円あります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計4億7,595万円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計3,954万9,000円あります。

その結果、333万円の経常損失となり、特別利益、特別損失がございませんので、当年度純損失も同額となり、当年度未処理欠損金は9,837万4,000円となりました。

次に、7ページの剰余金計算書であります。資本金合計は当年度末残高8億210万3,000円となりました。資本剰余金合計の当年度末残高は3,806万円で、利益剰余金合計の当年度末残高はマイナス9,837万4,000円となりました。その結果、資本合計の当年度末残高は7億4,178万8,000円となりました。

次の欠損金処理計算書であります。当年度未処理欠損金9,837万4,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、9ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が11億6,767万円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資1,470万7,000円を加えた合計は11億8,243万円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計2億8,982万1,000円あります。

この結果、資産合計は14億7,225万2,000円あります。

次に、10ページ、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計2億8,588万8,000円であり、2の流動負債は一時借入金、未払金など合計3億9,196万2,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億376万3,000円から長期前受金収益化累計額1億5,115万1,000円を差し引いた合計が5,261万1,000円となり、この結果、負債合計は7億3,046万3,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は8億210万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が9,837万4,000円で、剰余

金合計はマイナス6,031万4,000円であります。

その結果、資本合計は7億4,178万8,000円、負債資本合計は14億7,225万2,000円であり、9ページの資産合計と同額となるものであります。

なお、12ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、市立病院事業会計の決算について御説明を申しあげました。よろしくようお願い申し上げます。

○**遠藤智与子委員長** 次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について当局より説明を求めます。辻水道事業所長。

○**辻 洋一水道事業所長** 議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページをごらん願います。金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比1.0%増の11億3,843万6,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比0.5%増の9億7,883万3,000円であります。

次に、3ページ、4ページをごらん願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比89.9%増の1億3,433万9,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比5.1%減の6億4,604万2,000円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額5億1,170万3,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填をしております。

次に、5ページ、6ページをごらん願います。

損益計算書でございますが、これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計9億8,933万2,000円であります。

2の営業費用は浄水及び配給水費など合計8億9,642万5,000円であります。

3の営業外収益は受託金及び長期前受金戻入など合計6,945万8,000円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計3,775万4,000円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は175万3,000円であります。

この結果、当年度純利益は1億2,285万7,000円となったところであります。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,551万6,000円とその他未処分利益剰余金変動額1億5,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億2,837万3,000円であります。

次に、7ページ、8ページをごらん願います。剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。増減はなく、当年度末残高は1,399万円であります。

次に、利益剰余金であります。減債積立金は、処分後残高1億2,080万6,000円から2,000万円を使用したことにより、当年度末残高は1億80万6,000円であります。建設改良積立金は、処分後残高7億1,824万6,000円から1億3,000万円を使用したことにより、当年度末残高は5億8,824万6,000円であります。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,551万6,000円に先ほどの減債積立金及び建設改良積立金の使用額を加え、さらに当年度純利益を加えることにより、当年度末残高は3億2,837万3,000円であります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は10億1,742万6,000円となったところであります。

次に、10ページ、11ページをごらん願います。貸借対照表でございます。

初めに資産の部であります。1の固定資産は、有形固定資産が88億4,775万9,000円で、これに無形固定資産48万6,000円を加えた合計88億4,824万5,000円であります。

2の流動資産であります。現金預金及び未収金などで合計9億8,281万6,000円あります。この結果、資産合計は98億3,106万2,000円あります。

次に、11ページの負債の部であります。3の固定負債は、建設改良費等企業債のうち、平成31年度以降に返済予定分の未償還残高で12億4,545万5,000円あります。

4の流動負債は、建設改良費等企業債のうち、平成30年度に返済予定分の未償還残高、未払金などの合計2億4,184万2,000円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額が減額となり、合計13億4,636万2,000円あります。この結果、負債合計は28億3,366万1,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金合計は59億6,598万4,000円あります。

7の剰余金は資本剰余金及び利益剰余金で、合計10億3,141万6,000円あります。この結果、資本合計は69億9,740万1,000円となり、負債資本合計98億3,106万2,000円は10ページの資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高3億2,837万3,000円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1億200万円を積み立て、建設改良及び企業債償還に使用する1億5,000万円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

また、処分後残高5,637万3,000円は翌年度へ繰り越しとなるものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付してございますので、ごらんくださいますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

## 質 疑

○遠藤智与子委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。石山委員。

○石山 忠委員 ページでいきますと6、7ページになります。歳入の調定についてお伺いしたいと思います。

予算現額に対しての調定額の少なくなっている科目は結構ありますけれども、大体のところは理解できますが、分科会には市長が出席いたしませんので、ここでちょっとお尋ねをさせていただきます。

特に市税の入湯税について、予算現額が930万何がしについて、890万円の調定額でありました。これらについては観光行政との兼ね合いがあると思いますので、宿泊を伴う、あるいは日帰りの入浴をする観光客等の数が影響しているのではないかなというふうな思いがあります。そんなことで、どういうふうな原因等について認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤智与子委員長 渡辺税務課長、お願いいたします。

○渡辺優子税務課長 ただいまの質問についてお答えいたします。



詳しい数字のほうは今用意しておりませんが、全体的に1年を通して入湯税については減少傾向にあります。29年度については、7、8月の南東北総体のときと、あと2月の雪フェスのときに、その3カ月などが入湯税がふえておりましたけれども、その他の月においては減少傾向にありました。以上です。

○**遠藤智与子委員長** 石山委員に申し上げます。所属する分科会の審査案件に関する質疑は、極力控えていただくようお願いいたします。石山委員。

○**石山 忠委員** そのことは理解した上で、市長の御答弁というか考え方をお伺いしたところでした。

それで、これは賦課する、いわゆる課税客体をふやすことというのはなかなか税サイドのほうの業務ではできないことですので、市の観光行政等について入り合い客を多くすることについての考え方等があればということで関連してお伺いしたつもりでしたので、もし御所見があればお伺いしたいと思います。

○**遠藤智与子委員長** 市長。

○**佐藤洋樹市長** 当然のことながら、観光客が多く来ていただければ、それに伴って温泉も入るし入湯税も上がるというようなことだろうと思います。

ただ、全体的に見れば、寒河江の観光というのは、温泉の割合、温泉の占めるウエートというのは、今のところ全体の観光客の中でもまだまだウエートが少ないと思います。さくらんぼとか日帰りの観光というのが多いかというふうに思います。

そういう意味では、これからいろんな取り組みをして、そういう改めて寒河江温泉のPRというものをしていく必要があるというふうにも思いますし、一般質問などでも市民浴場の御質問などもありましたから、そういう点も含めて、新たな市民浴場の移転改築などが契機になって、

そういう温泉の誘客活動の増大にもつながっていけばというふうに考えております。

○**遠藤智与子委員長** 石山委員。

○**石山 忠委員** 私どもも、行政視察などでは寒河江のことを一生懸命PRをしながら、寒河江を宣伝しようという努力はしています。やはり滞在型の入り合い客を増加するというのは大きな課題だと思いますので、我々も一生懸命努力をする、あるいは政策提言をするということを申しあげながら、今の市長の答弁について、ぜひ観光行政等含めて市全体としてのトップセールスあるいは民間セールス、そういったものの充実を図っていただければと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○**遠藤智与子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○遠藤智与子委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第4号、認第9号、議第45号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号

散 会 午前10時50分

○遠藤智与子委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。



平成30年9月19日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
9番	阿	部		清	委員	11番	國	井	輝	明	委員
12番	辻		登	代子	委員	13番	杉	沼	孝	司	委員
14番	工	藤	吉	雄	委員	15番	木	村	寿	太郎	委員
16番	柏	倉	信	一	委員						

○欠席委員（1名）

8番 石 山 忠 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課 長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
沖津一博	監査委員	軽部修一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成30年9月19日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
〃 2 認第 2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 3 認第 3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 4 認第 4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 5 認第 5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 6 認第 6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 7 認第 7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 8 認第 8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
〃 9 認第 9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について  
〃 10 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
〃 11 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
〃 13 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開

午前9時30分

議案上程

○遠藤智与子委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○遠藤智与子委員長 日程第1、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

## 分科会審査の経過並びに結果報告

- 遠藤智与子委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 遠藤智与子委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。

〔伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 伊藤正彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月7日及び10日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第2号から認第4号まで、認第9号及び議第45号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款の順で審査を行うこととし、その後認第9号、認第2号、認第3号、認第4号、議第45号の順で審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「法人税の増加がないようだが、その原因は何か」との問いがあり、当局より「平成29年度は前年の円高による企業収益の低迷が大きな要因と考えています」との答弁がありました。

委員より「保育料や中学校給食費で不納欠損額はないが、児童手当から徴収することはできるのか」との問いがあり、当局より「どうしても納めることができない場合は、保護者の方から同意をいただいた上で児童手当から徴収できるようになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地域の活力アップ応援事業の決算額が約136万円で、3団体に交付したとのことだが、当初の見込み件数と比べてどうだったのか」との問いがあり、当局より「3団体は当初見込んだ件数より少なかったです。なお、交付した団体は寒河江流鏝馬実行委員会、ストリートスポーツワーキングチーム、グリバーさがえ利用促進連絡協議会となります」との答弁がありました。

委員より「地域づくり推進事業について、学びの里TASSHOがことし4月にオープンしたが、その実績と現況は予想に比べてどうなのか。また、今後どのような対策を考えているのか」との問いがあり、当局より「今年度の宿泊者の目標数は846人としておりましたが、4月から6月までの宿泊者数及び予約者数を合計すると807人に達しており、目標は達成できると考えています。一方、たしろ亭における飲食利

用の目標数については、ランチが1,500食、御膳等が200食となっており、ランチの利用が予想より低い状況であるため、今後改善する余地があると考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「補正予算で28万5,000円を計上したにもかかわらず不用額が50万円ほど出た理由は何か」との問いがあり、当局より「補正予算は、東日本大震災により本市に避難されている方で、中学校へ進学される全員分の予算を確保する必要があることから不足分の補正を行いました。しかし、当初予定していた人数の申請がなかったことなど、加えて当初予算で3人分を予算化していた私立幼稚園入園料減額に対する補助金の申請がなかったことにより不用額が発生したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「丸内、月越、洲崎に設置してある防火水槽を撤去しているが支障はないのか。また、撤去理由の一つに、民地へ設置している防火水槽を土地所有者からの申し入れにより撤去したとあるが、もともと申し入れをして設置しているはずだ。なぜ撤去となったのか」との問いがあり、当局より「防火水槽の撤去については消防署と協議をして、防火水槽がなくても消火栓を利用することに支障を来さないことを確認した上で撤去しております。また、防火水槽は当初土地所有者の承諾を得て設置しましたが、土地所有者の代がわりにより撤去してほしいと

いう要望を受けたからです」との答弁がありました。

委員より「女性防災研修事業費補助金とあるが、どのような活動をしているのか」との問いがあり、当局より「寒河江地区消防後援会の中に女性消防隊をつくっており、毎年1回文化センターで炊き出しや講演会等を行っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「海外輸出推進協議会負担金について、輸出先と数量、成果はどうだったのか」との問いがあり、当局より「昨年度紅秀峰をマレーシアに390キログラム、台湾に150キログラム、またスモモをマレーシアに320キログラム輸出しています。この取り組みは5年目となりますが、輸出先に到着した際の傷みが改善されるようになってきたことから、販売先から信頼を得てきている状況です」との答弁がありました。

委員より「新規就農者を複数年にわたり支援するとのことだが、生産品を売って生活するにはなかなか厳しいという話が聞こえてくる。5年、10年と続けていけるような状態なのか」との問いがあり、当局より「5年間は補助金をベースに経営できますが、それ以降についてはリタイアされる方もいます。リタイアに至ることについては、農林課だけでなく、農業委員会

も非常に危惧される声がありますので、双方が連携し、長く農業を続けていけるような環境づくりに努めていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「農業次世代人材投資事業で15人に補助金を出しているが、その内容と効果は」との問いがあり、当局より「補助金の内訳は、150万円を11人、75万円を2人、225万円を夫婦1組が受給されています。効果としては、就農初期で不安定な就農者の生活基盤を支えながら、早期経営安定を目指す就農者を後押しできる事業であり、有効だと捉えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「塩水地内に新しく市営住宅を建設するが、現在市営住宅に入居している方への説明はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「昨年度、新市営住宅建設等のスケジュールについて、対象となる各市営住宅入居者の皆さんに対し説明会を実施しております。また、本年度においては、市営住宅のPFI（民間資金等を活用した社会資本整備）の導入可能性調査を実施しており、その結果が出た段階で改めて説明会を実施したいと考えています」との答弁がありました。

委員より「市民の皆さんは寒河江川橋から慈恩寺橋までのさくら回廊の整備を期待しているが、今後の計画は」との問いがあり、当局より「来年度から用地買収を計画していますが、あと何年で完成するかは未定です。ただ、事業が始まったことで地元の皆さんは大変喜んでおりますので、早期完成を目指してまいります」との答弁がありました。

委員より「工事請負費の支払いについて、早

急な支払いのお願いをされたことがあると聞いたが、そういった事例はあったのか」との問いがあり、当局より「昨年度、工事請負費支払いの遅延があり、請負者へ遅延について説明をさせていただいた上で支払いを行った事例があります。今後このようなことがないように、再発防止に十分注意し、事務の執行に努めてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰入金として一般会計からの歳入があるが、下水道建設費で約7,600万円の不用額が出ている。この状況をどう分析しているか」との問いがあり、当局より「不用額が出た主な要因として、管渠と浄化センターの設備更



新工事は交付金を財源としており、この交付金の内示率が要望額より少なかったため工事に着手できませんでした。また、私道に関する整備事業は地域の方からの要望により予算を計上しますが、結果的に工事の申請がされず、工事請負費に不用額が出たものです。今後このようなことが起こらないよう、しっかり説明をしながら整備促進を図っていきたくと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「浄化槽整備の普及率と進捗率はどうか」との問いがあり、当局より「浄化槽は年間60基の設置を計画しており、平成29年度の設置は28基と、計画の半分以下でした。浄化槽整備区域内の人口は9,648人で、そのうち市設置型合併浄化槽を855人、個人設置型合併浄化槽を3,663人が使用しており、合計で4,518人となります。合併浄化槽の使用割合は46.8%です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般会計繰入金の当初予算額を減額して調定しているが、それでも総務管理費で不用額が約180万円出た要因は」との問いがあり、当局より「施設の破損や修繕等が発生した際は多額の費用が必要となることから当初予算に計上しましたが、支出するようなことがなかったため不用額となったものです」との答弁が

ありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「有収率が下がった要因は主に漏水によるものと思うが、市民の皆さんの協力も含めて、考えられる対策は」との問いがあり、当局より「漏水の量が多くなったため、有収率は前年度より2ポイント低下しています。漏水の原因はさまざまに特定は困難ですが、原因の一つとして、冬期間の寒波の影響で埋設が浅い給水管にひびが入り漏水が発生したことも考えられます。有収率向上は大きな課題であり、市民の皆さんからも、水道メーターの前後を問わず、漏水に気づいたら早目に水道事業所へ御連絡していただく等の協力を呼びかけていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「水道管の耐震化率は何%か」との問いがあり、当局より「第6次寒河江市振興計画では、平成37年度での耐震化率を32%まで高めるとしています。この目標に対して、平成29年度末の実績は20.9%で、同計画で示している平成29年度の目標値も20.9%であることから、目標に向かって順調に進んでいると考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○遠藤智与子委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月10日及び11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号及び認第10号であります。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「町会長会運営事業の報酬が予算より15万7,000円ほど多くなっているが、その理由は」との問いがあり、当局より「町会長の報酬については世帯数に対して単価1,950円をお支払いしていますが、その世帯数が当初よりも多くなったためです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「社会福祉総務事業の灯油購入費等助成事業について、始まってから数年たつが利用件数はどのように推移しているのか」との問いがあり、当局より「平成26年が1,170世帯、平成27年が1,168世帯、平成28年が1,291世帯、平成29年が1,275世帯となっています」との答弁がありました。

委員より「キッズパーク整備事業の児童遊園の遊具更新修繕について、平成29年度は何件補助を行ったのか」との問いがあり、当局より「この事業は児童遊園等を設置しております町会等に修繕の意向を調査し、希望のあった町会

等に補助を行ったものであります。平成29年度は町会に対して10件、社会福祉協議会に1件となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「救急医療対策事業のうち、AEDの貸し出し状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「健康福祉課で貸し出し用AEDを3台保有しておりますが、昨年度は6団体に貸し出しを行っております」との答弁がありました。

委員より「骨髄移植ドナー助成事業の14万円は何名分で、また何日休む分の補助となっているのか」との問いがあり、当局より「1名分の補助となり、1日当たり2万円で、7日分の補助となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小学校管理事業の売電用計器工事負担金とあるが、現在何校かで太陽光発電を行っているようだが、売電用計器の設置ということは電気を売れる状態にあるということか」との問いがあり、当局より「この負担金は南部小学校と白岩小学校のメーターを交換したものです。この2校は文部科学省の交付金で太陽光発電設備を整備しており、発電と売電を行っています。平成29年度は合計で1,975キロワットの売電を行い、売電額は4万7,400円となっています。そのほか寒河江小学校と柴橋小学校では、環境省の事業で太陽光発電設備の整備を行っており、発電のほか、災害時の対応ということで蓄電も行っていますが、売電はしておりませ

ん」との答弁がありました。

委員より「学校給食における地産地消促進事業費補助金の内容及び本市学校給食の地産地消率はどれぐらいか」との問いがあり、当局より「県の補助金制度となっており、本市では県内産食材の利用率が40%を超えているため、25回分の給食に対して補助を受けております。昨年度の本市学校給食における県内産食材を使った地産地消率は、野菜が40.7%、果物が50.4%、生肉が60.7%で、全体で50.3%になります」との答弁がありました。

委員より「埋蔵文化財調査事業について、調査した場所はどこか」との問いがあり、当局より「主な場所は慈恩寺の上の寺地区で、史跡の追加指定を検討している地区でもあり、重点的に調査しています。そのほか寒河江城跡における家屋改築に伴う試掘調査などを行っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収納率が71.71%との説明があったが、3割近くが納めていない状況にある。担当課としてどのように認識されているのか」との問いがあり、当局より「収納率については、本市は県内でも高目の税率であったためこのような状況になっていると考えておりますが、平成30年度からの条例改正により税率が下がり、また資産割もなくなったことにより納めやすくなったことから、今後の収納率向上に期待したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを

議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般介護予防事業費1,750万9,000円の内訳は」との問いがあり、当局より「一般介護予防事業は直営でやっている部分と業務委託でやっているものがあり、主なものとして寒河江スイミングクラブ、グートスイミングクラブ等に委託したものが156万円、社会福祉協議会に生きがい活動事業として委託しているものが923万5,758円、ふれあいサロンの47団体に252万円を交付しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「入院患者診療収入の決算上の数値について、新改革プランの目標値とのかかわりではどのような状況にあるのか」との問いがあり、当局より「新改革プランにおいて、平成30年度までの達成を目標としている、一般病床における1日1人当たりの入院診療費3万2,500円に対し、平成29年度は3万2,264円という結果が出ており、目標値に近づいている状況で

す」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○遠藤智与子委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結します。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成29年度寒河江

市立病院事業会計決算の認定についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

10案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時11分

○遠藤智与子委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 遠藤 智与子



平成30年9月6日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	國	井	輝	明	委員
12番	辻		登	代子	委員	13番	杉	沼	孝	司	委員
14番	工	藤	吉	雄	委員	15番	木	村	寿	太郎	委員
16番	柏	倉	信	一	委員						

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光 課長	設楽伸子	子育て推進課長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会  
平成30年9月6日(木) 決算特別委員会終了後開議

開 会  
日程第 1 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時05分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 質 疑

○阿部 清委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第46号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。古沢委員。

## 議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第1、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

## 議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

○古沢清志委員 第3款民生費の中に寒河江マザーズ支援拠点整備事業とありますけれども、今回はどのような工事がなされるのでしょうか、お伺いいたします。

○阿部 清委員長 設楽子育て推進課長。

○設楽伸子子育て推進課長 お答えいたします。

今回の寒河江マザーズ支援拠点整備事業につきましては、新なか保育所の職員駐車場を整備するため、測量設計業務委託料90万円及び既存建物解体工事請負費1,450万円及び駐車場整備工事請負費700万円を追加計上するものであります。以上でございます。

さらに御説明申しあげますと、このたびの駐車場確保のため寄附を受けた土地について整備するものでございます。場所につきましては、六供町一丁目地内になります。以上でございます。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款から歳出第9款までについて質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤耕治委員 第6款農林水産費第1項の農業費3目の農業振興費の水田農業経営確立対策事業の土地利用型作物産地パワーアップ支援事業費補助金の318万4,000円の今回の補助の理由と、そして内容についてお聞きしたいと思います。

○阿部 清委員長 門口農林課長。

○門口隆太農林課長(併) 農業委員会事務局長

お答え申しあげます。

このたび水田農業経営確立対策事業として計上させていただいたもののうち、土地利用型作物産地パワーアップ支援事業として318万4,000円計上させていただいておりますが、こちらは水稻の生産コスト削減を目的に農業機械のリースを支援するものでございます。具体的には8条の田植え機1台、また遠赤外線乾燥機のリースを対象に支援するものでございます。

○阿部 清委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第46号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、第2表
厚生文教分科会	議第46号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前11時10分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。





平成30年9月19日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
9番	阿	部		清	委員	10番	沖	津	一	博	委員
11番	國	井	輝	明	委員	12番	辻		登	代子	委員
13番	杉	沼	孝	司	委員	14番	工	藤	吉	雄	委員
15番	木	村	寿	太郎	委員	16番	柏	倉	信	一	委員

○欠席委員（1名）

8番 石 山 忠 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光 課長	設楽伸子	子育て推進課長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成30年9月19日(水) 決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時20分

- 阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 阿部 清委員長 日程第1、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 阿部 清委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。  
〔伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 伊藤正彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第46号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款から歳出第9款まで及び歳出第11款並びに第2表であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第7款、歳出第9款の順に審査を行うこととし、その後第2表の審査をすることに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第46号平成30年度寒河江市一般会

計補正予算（第3号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「移住定住推進事業について、今年度の4月から7月までの申請件数はどのぐらいになったのか」との問いがあり、当局より「申請件数は6件で、昨年同時期の3件に比し倍となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「農林水産物等災害対策事業に計上した予算は新しい制度によるものかどうか」との問いがあり、当局より「県の単独事業であり、県が3分の1、市が6分の1を支出し、トータルで2分の1の額を農業者などに補助する制度となります」との答弁がありました。

委員より「今、杉材等の海外輸出が進んでいるのに、なぜ本市の林業関係の予算は他の市町村と比べると少ないのか。先が見えないということをよく聞くが、実態はどうか」との問いがあり、当局より「林業に対しては、さまざまな補助事業が国や県で整備されており、本市でも補助事業があることを呼びかけながら実施しております。他の市や町と比べると事業が少なく、予算規模が小さいとは言えます。今後は森林組合等と意見交換をしながら、林業関係事業の取り組みについて検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第46号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「マイナンバーカードの発行割合はどれぐらいか」との問いがあり、当局より「平成30年4月末現在で7.89%、交付枚数は3,255枚となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江マザーズ支援拠点整備事業における職員用駐車場の整備について、面積1,060平方メートルとのことであるが、駐車台数は何台分を見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「測量設計業務で正確な台数は決まってくるが、現在のところ三十数台を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ごみ集積所設置に対する補助金について、補助率が2分の1で、限度額については通常が5万円、大型の集積所であれば10万円ということだが、その違いは世帯数がかかわるのか」との問いがあり、当局より「補助金は集積所を利用する世帯数により変わるもので、大型の集積所については30世帯以上の世帯が利用するものとする基準を設けています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を

求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小中学校へのエアコン設置について、これだけの整備を行うとなると資材の確保なども大変だと思うが、近隣自治体のエアコン設置動向に関する情報があれば教えてほしい」との問いがあり、当局より「現在、山形市と天童市が来年度末までに稼働できるように整備を進めています。また、新聞報道によると、上山市、新庄市なども来年度稼働に向けた整備を進めているようです。米沢市は補助の内容を見定めているところであり、村山市は新体操ブルガリア代表の関係で体育館への整備を行い学校はまだ先、東根市は現在考えていないという状況とお聞きしております。近隣では、本市のように一気に置くというところは少ないようです」との答弁がありました。

委員より「市民文化会館のトイレについて、洋式化するトイレは何カ所か」との問いがあり、当局より「4カ所を洋式化する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時34分

○阿部 清委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 阿 部 清